

平成 8 年 度

女子雇用管理基本調査

— 育児・介護休業制度等実施状況調査 —

結 果 報 告 書

労 働 省 婦 人 局

は し が き

本報告書は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等を把握することを目的として実施した「平成8年度女子雇用管理基本調査」の結果をとりまとめたものです。

平成7年6月に、介護休業制度の法制化を盛り込んだ「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成11年3月31日までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）に改正され、平成11年4月1日から、介護休業制度は一律に事業主の義務となります。

こうした時期に実施された本調査の報告書が、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備に努力されている関係各位のご参考になれば幸いです。

最後に、調査の実施に当たり、多大のご協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成9年9月

労働省婦人局長

太 田 芳 枝

目 次

第1章 調査の概要	1
第2章 調査結果の概要	5
Ⅰ 育児休業制度等に関する事項	5
1 育児休業制度	5
(1) 育児休業制度の規定状況	5
(2) 育児休業制度の内容	5
イ 育児休業期間	5
ロ 対象者	5
(3) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い	5
イ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の支給状況	5
(イ) 子が1歳未満の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況	5
(ロ) 子が1歳以上の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況	6
ロ 育児休業期間中の定期昇給の取扱い	6
ハ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い	7
ニ 復職後の賞金の取扱い	7
ホ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い	7
ヘ 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置	7
ト 復職後の職場・職種	7
(4) 育児休業制度の利用者の状況	7
イ 出産者（配偶者が出産した男性を含む。）	7
ロ 育児休業取得者	7
ハ 代替要員の採用状況	8
(イ) 代替要員を採用した事業所	8
(ロ) 育児休業取得者に対する代替要員の採用状況	8
ニ 育児休業終了後の復職状況	8
ホ 取得した育児休業期間	9
2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置	9
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況	9
(2) 勤務時間短縮等の措置の内容	10
(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況	10
イ 措置の利用者	10
ロ 措置の利用期間	11
Ⅱ 介護休業制度等に関する事項	11
1 介護休業制度	11
(1) 介護休業制度の導入状況	11
(2) 介護休業制度の内容	12
イ 対象となる家族の範囲	12

ロ	最長休業期間	12
ハ	取得回数	12
ニ	介護休業を取得できる労働者の範囲	13
(3)	介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い	13
イ	会社や共済会等から休業中に支給される金銭の支給状況	13
ロ	介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法	13
ハ	介護休業期間中の定期昇給の取扱い	13
ニ	賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い	14
ホ	復職後の賃金の取扱い	14
ヘ	退職金の算定の際の休業期間の取扱い	14
ト	介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置	14
チ	復職後の職場・職種	14
(4)	介護休業制度の利用者の状況	14
イ	介護休業取得者	14
ロ	代替要員の採用状況	14
(イ)	代替要員を採用した事業所	14
(ロ)	介護休業取得者に対する代替要員の採用状況	15
ハ	介護休業終了後の復職状況	15
ニ	取得した介護休業期間	15
2	働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置	16
(1)	勤務時間短縮等の措置の導入状況	16
(2)	勤務時間短縮等の措置の内容	16
(3)	勤務時間短縮等の措置の利用状況	17
イ	措置の利用者	17
ロ	措置の利用期間	17
Ⅲ	再雇用制度に関する事項	18
(1)	再雇用制度の導入状況	18
(2)	再雇用制度の利用状況	18
Ⅳ	家族看護休暇制度に関する事項	18
(1)	家族看護休暇制度の導入状況	18
(2)	家族看護休暇制度の形態	19
(3)	家族看護休暇制度の内容	19
イ	対象となる要介護者の範囲	19
ロ	休暇日数	19
(4)	家族看護休暇制度の利用状況	19

第3章 付属統計表（30人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の集計結果）
付録表 （5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の主要集計結果）

第1章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成8年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地 域 日本全国。ただし、一部離島等を除く。

(2) 産 業 日本標準産業分類による次に掲げる産業

イ 鉱 業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 運輸・通信業

ヘ 卸売・小売業、飲食店

ト 金融・保険業

チ 不動産業

リ サービス業（家事サービス業、外国公務を除く。）

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法で抽出した約10,000事業所

3 調査事項

次に掲げる事項

(1) 事業所の属性に関する事項

(2) 育児休業制度等に関する事項

イ 育児休業制度

(イ) 制度の規定の有無

(ロ) 制度の内容

(ハ) 休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

(ニ) 制度の利用者の状況

ロ 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置

(イ) 制度の有無、内容及び利用状況

(ロ) その他の制度

(3) 介護休業制度等に関する事項

イ 介護休業制度

(イ) 制度の有無、根拠

(ロ) 制度の導入時期

(ハ) 制度の実施検討予定

(ニ) 制度の内容

(ホ) 休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

(ヘ) 制度の利用者の状況

ロ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置

(イ) 制度の有無

(ロ) 制度の導入時期

(ハ) 制度の実施検討予定

(ニ) 制度の内容及び利用状況

- (ホ) その他の制度
- (4) 再雇用制度に関する事項
 - (イ) 制度の有無、根拠
 - (ロ) 制度の導入時期
 - (ハ) 制度の利用状況
- (5) 家族看護休暇制度に関する事項
 - (イ) 制度の有無、根拠
 - (ロ) 制度の導入時期
 - (ハ) 制度の実施検討予定
 - (ニ) 制度の形態
 - (ホ) 制度の内容
 - (ヘ) 制度の利用状況

4 調査の対象期日

原則として、平成8年7月1日現在

ただし、制度、措置等の利用者数等に関する事項については、平成5年4月1日～平成8年3月31日、平成5年4月1日～平成8年7月1日、平成7年4月1日～平成8年3月31日又は平成7年4月1日～平成8年7月1日までの間とした。

5 調査の実施期間

平成8年7月1日から7月31日まで

6 調査機関

労働省婦人局 ―― 都道府県婦人少年室

7 調査方法

- (1) 調査票 「平成8年度女子雇用管理基本調査票」
- (2) 調査の方法 郵送自計

8 集計方法

労働省婦人局において集計した。

有効回収数は7,713事業所、有効回収率は、77.4%であった。

9 調査対象事業所の抽出

平成6年事業所統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。
なお、産業、規模ごとの抽出率は「産業・規模別調査事業所抽出率一覧表」のとおりである。

10 調査結果の利用上の注意

- (1) 本調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) 本調査結果は、前回（平成5年度）の調査と比較できるよう基本的に常用労働者30人以上の規模の事業所について集計、説明しており、5人以上については、主要な集計結果を付録表として掲載している。
- (3) M. A. (Multiple Answerの略) の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比は合計しても必ずしも100.0とはならない。

産業・規模別調査事業所抽出率一覧表

産 業 \ 規 模	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人	5～ 29人
D 鉱業	1/1	1/1	1/4	1/46
E 建設業	1/2	1/23	1/181	1/3189
F 製造業	—	—	—	—
12・13 食料品・飲料・たばこ・飼料	1/2	1/23	1/69	1/448
14 繊維工業（衣類・その他の繊維製品を除く）	1/1	1/5	1/15	1/145
15 衣服・その他の繊維製品	1/1	1/9	1/47	1/375
16 木材・木製品（家具を除く）	1/1	1/2	1/11	1/176
17 家具・装備品	1/1	1/3	1/12	1/141
18 パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/5	1/17	1/112
19 出版・印刷・同関連産業	1/1	1/8	1/33	1/350
20 化学工業	1/2	1/11	1/19	1/73
21 石油製品・石炭製品	1/1	1/1	1/2	1/16
23 ゴム製品	1/1	1/3	1/7	1/57
24 なめし皮・同製品・毛皮	0	1/1	1/4	1/51
25 窯業・土石製品	1/1	1/6	1/28	1/225
26 鉄鋼業	1/1	1/4	1/12	1/72
27 非鉄金属	1/1	1/4	1/8	1/45
28 金属製品	1/1	1/10	1/44	1/487
29 一般機械器具	1/3	1/17	1/49	1/433
30 電気機械器具	1/8	1/28	1/68	1/359
31 輸送用機械器具	1/4	1/12	1/28	1/166
32 精密機械器具	1/1	1/5	1/12	1/78
22・33・34 その他	1/1	1/10	1/34	1/350
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/7	1/8	1/24
H 運輸・通信業	1/3	1/51	1/205	1/1070
I 卸売・小売業、飲食店	—	—	—	—
48～53 卸売業	1/3	1/40	1/228	1/3062
54～59 小売業	1/2	1/33	1/199	1/3970
60～61 飲食店	1/1	1/3	1/74	1/1637
J 金融・保険業	1/2	1/17	1/131	1/882
K 不動産業	1/1	1/4	1/16	1/309
L サービス業	—	—	—	—
75 旅館、その他の宿泊所	1/1	1/10	1/29	1/298
76～80 娯楽業、映画・ビデオ制作業	1/1	1/12	1/32	1/465
88 医療業	1/3	1/32	1/51	1/898
90 社会保険、社会福祉	1/1	1/2	1/36	1/304
91 教育	1/1	1/10	1/37	1/243
そ の 他	1/4	1/52	1/225	1/3239

11 主な用語の定義

調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は次のとおりである。

- 常用労働者…イ 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者
 - ロ 取締役、理事などの役員であっても、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則あるいは同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
 - ハ 上記イ、ロの条件に該当する、他企業からの出向者
- 育児休業制度…「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児休業法」という。）に規定する子を養育するために休業する制度をいう。育児休業法では、育児休業制度の規定の有無にかかわらず、労働者が育児休業の申出をした場合に、事業主は原則としてこれを拒むことができないこととされている。
- 育児のための勤務時間短縮等の措置…労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置をいう。育児休業法では、事業主は、「短時間勤務制度」、「フレックスタイト制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「所定外労働をさせない制度」、「託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」のいずれかの措置を講ずることとされている。
- 育児に要する経費の援助措置…労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいう。
- 介護休業制度…家族の介護のために一定期間休業する制度をいう。

なお、平成11年4月1日から、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の施行により、介護休業制度は一律に事業主の義務とされる。
- 介護のための勤務時間短縮等の措置…労働者が就業しつつ家族を介護することを容易にするための措置をいう。育児・介護休業法では、事業主は、「短時間勤務制度」、「フレックスタイト制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「労働者が利用する介護サービスの費用助成その他これに準ずる制度」のいずれかの措置を講ずることとされている。
- 介護に要する経費の援助措置…労働者がホームヘルパー、家政婦等外部の業者によるサービス等を利用した場合に、その経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がホームヘルパー会社等に介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいう。
- 再雇用制度……育児、介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度をいい（パートタイム労働者として再雇用された場合を含む。）、企業グループで実施しているものを含む。
- 家族看護休暇制度…家族等の短期間の傷病に関してその看護のために1日単位（又は半日・時間単位）の休暇を認める制度をいう。

第2章 調査結果の概要

1 育児休業制度等に関する事項

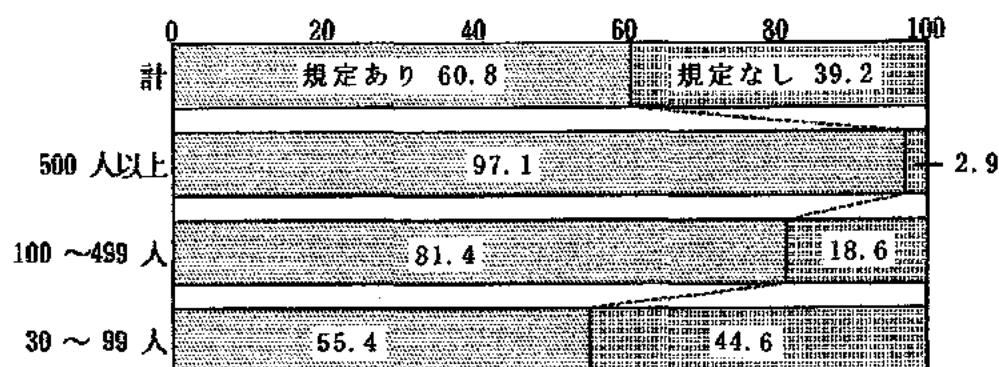
1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所は60.8%（5年度50.8%）であり、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が95.3%、金融・保険業が93.2%でその割合が高い。規模別にみると、500人以上では97.1%、100～499人では81.4%、30～99人では55.4%で規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（第1図）。

また、労働組合の有無別にみると、労働組合がある事業所の86.1%、労働組合がない事業所の46.8%が育児休業制度を規定している（付表第1表）。

第1図 規模別育児休業制度の規定状況 (%)



事業所総数 = 100.0%

(2) 育児休業制度の内容

イ 育児休業期間

育児休業制度の期間については、「子が1歳未満」とする事業所が89.4%を占め、「子が1歳以上3歳未満」が9.7%、「子が3歳以上」が0.9%となっている。

子が1歳以上の育児休業期間を設けている事業所について産業別にみると、運輸・通信業が25.1%、卸売・小売業、飲食店が15.7%、金融・保険業が12.1%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上で15.6%を占めている（付表第2表）。

ロ 対象者

育児休業法では、「勤続1年未満の者」、「配偶者が常態として子を養育することができる者」、「1年以内に退職することが明らかな者」及び「所定労働日数が週2日以下の者」については、労使協定を結ぶことにより育児休業制度の対象から除外することができるものとされている。

育児休業制度の規定がある事業所において、適用を除外する労働者として最も多くあげられている者は、「所定労働日数が週2日以下の者」で90.5%、次いで「勤続1年未満の者」が74.2%、「1年以内に退職することが明らかな者」が73.1%、「配偶者が常態として子を養育することができる者」が69.2%となっている（付表第3表）。

(3) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

イ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の支給状況

(i) 子が1歳未満の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況

子が1歳未満の育児休業中の労働者に、会社のみが金銭を支給している事業所は13.3%、会社、共済会等共に支給している事業所は3.3%であり、合わせて16.6%の事業所が会社から金銭を支給している。これに、共済会等のみが金銭を支給している事業所4.1%を合わせると、「金銭の支給あり」の事業所は20.7%である（第2図、付表第4表）。

会社が金銭を支給している事業所について産業別にみると、鉱業が34.4%、サービス業が22.8%でその割合が高く、規模別にみると、100～499人が20.1%で高い。

また、会社が金銭を支給している事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」とする事業所は68.9%、「見舞金等の支給あり」は31.1%である（複数回答）（付表第5表）。

なお、平成7年4月1日から、雇用保険による育児休業給付制度が開始され、1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に対し、休業取得前の賃金額の25%相当額が支給されることとなっている。また、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の保険料の本人負担分についても、申出により育児休業期間中は免除されることとなっている。

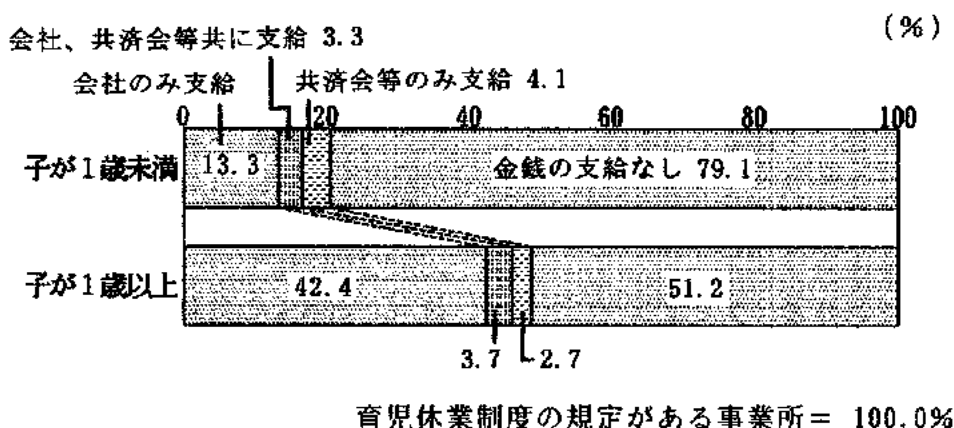
(ロ) 子が1歳以上の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況

子が1歳以上の育児休業中の労働者に、会社のみが金銭を支給している事業所は42.4%、会社、共済会等共に支給している事業所は3.7%であり、合わせて46.1%の事業所が会社から金銭を支給している。これに、共済会等のみが金銭を支給している事業所2.7%を合わせると、「金銭の支給あり」の事業所は48.8%である（第2図、付表第6表）。なお、育児休業中の労働者の子の年齢別に会社のみが金銭を支給している事業所をみると、子が1歳以上では42.4%で子が1歳未満の場合に比べ3倍強となっているが、これは前述したように、1歳未満の育児休業者には育児休業給付が支給されること等もその一因であると考えられる。

会社が金銭を支給している事業所について産業別にみると、サービス業が76.5%、運輸・通信業が67.9%でその割合が高く、規模別にみると、30～99人が50.6%と高い。

また、会社が金銭を支給している事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」とする事業所が93.1%で大多数を占め、「見舞金等の支給あり」は6.9%である（複数回答）（付表第7表）。

第2図 育児休業期間中の金銭の支給状況



ロ 育児休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業期間中の定期昇給の取扱いについては、「休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す」が34.6%、「定期昇給時期に昇給する」が32.5%、「復

職後に昇給する」が27.2%となっている（付表第8表）。

ハ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、「支給しない」事業所は13.4%であって、「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が82.2%、「出勤日又は休業期間にかかわらず、一定額又は一定率支給する」が3.2%となっており、合わせて85.4%の事業所が賞与を支給している（付表第9表）。

ニ 復職後の賃金の取扱い

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」が86.7%を占めている（付表第10表）。

ホ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所は56.9%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所29.2%と「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する」事業所12.8%を合わせ、42.0%の事業所は勤続年数に算入している（付表第11表）。

ヘ 育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じている事業所は32.5%である。産業別にみると、金融・保険業が65.3%、電気・ガス・熱供給・水道業が53.3%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上が48.7%を占めている。

措置を講じている事業所についてその内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供」が80.8%、「職場復帰のための講習」が31.5%となっている（付表第12表）。

ト 復職後の職場・職種

育児休業取得者の復職後の職場・職種については、「原則として原職復帰する」が82.2%を占め、「会社の人事管理等の都合により決定」が13.4%、「本人の希望を考慮し会社が決定」が3.2%となっている（付表第13表）。

(4) 育児休業制度の利用者の状況

イ 出産者（配偶者が出産した男性を含む。以下同じ。）

育児休業制度の規定がある事業所において、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間の出産者の常用労働者に占める割合は3.4%である。性別にみると、女性は3.3%、男性は3.4%である（付表第14表）。

ロ 育児休業取得者

育児休業制度の規定がある事業所のうち、出産者ありの事業所は54.8%（5年度52.4%）であり、そのうち育児休業取得者（平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間の出産者のうち、平成8年7月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）をいう。以下同じ。）がいた事業所は、37.2%（同30.0%）である（付表第15表）。

また、育児休業制度の規定がある事業所における出産者に占める育児休業取得者の割合を性別にみると、女性は44.5%（同48.1%）、男性は0.16%（同0.02%）である。

女性の育児休業取得者の割合を産業別にみると、運輸・通信業が76.7%、電気・ガス

・熱供給・水道業が75.4%、不動産業が73.5%、金融・保険業が70.8%でそれぞれ7割を超している。規模別にみると、500人以上で64.5%、100～499人で29.2%、30～99人で68.9%となっている（付表第16表）。

なお、育児休業取得者のうち女性が99.2%（同99.8%）、男性が0.8%（同0.2%）である。

ハ 代替要員の採用状況

(イ) 代替要員を採用した事業所

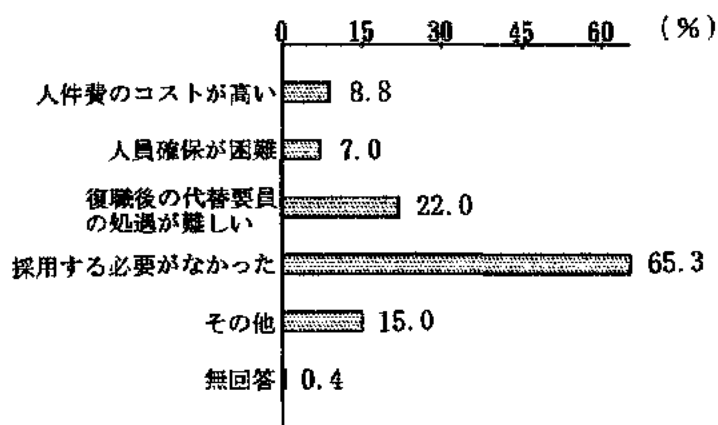
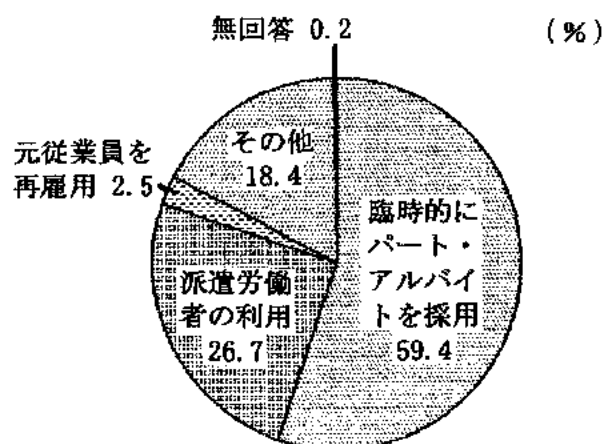
平成7年4月1日から平成8年7月1日までに育児休業を開始した労働者がいた事業所のうち、「代替要員を採用した」事業所は31.8%（5年度29.9%）である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が55.6%、サービス業が45.6%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上では26.3%、100～499人では30.4%、30～99人では33.7%となっている（付表第17表）。

代替要員の採用方法（複数回答）としては、「臨時的にパート・アルバイト（有期雇用）を採用」した事業所が59.4%、「派遣労働者の利用」が26.7%である（第3図）。

一方、「代替要員を採用しなかった」事業所は66.4%で、その理由（複数回答）は「採用をする必要がなかった」が65.3%で最も多く、次いで「休業者が復職した場合の代替要員の処遇が難しいため」が22.0%となっている（第4図）。

第3図 代替要員の採用方法（M. A.）

第4図 代替要員を採用しなかった理由（M. A.）



育児休業制度の規定がある事業所においてH7.4.1～H8.7.1までに育児休業を開始した者がいた事業所のうち代替要員を採用した事業所 = 100.0%

代替要員を採用しなかった事業所 = 100.0%

(ロ) 育児休業取得者に対する代替要員の採用状況

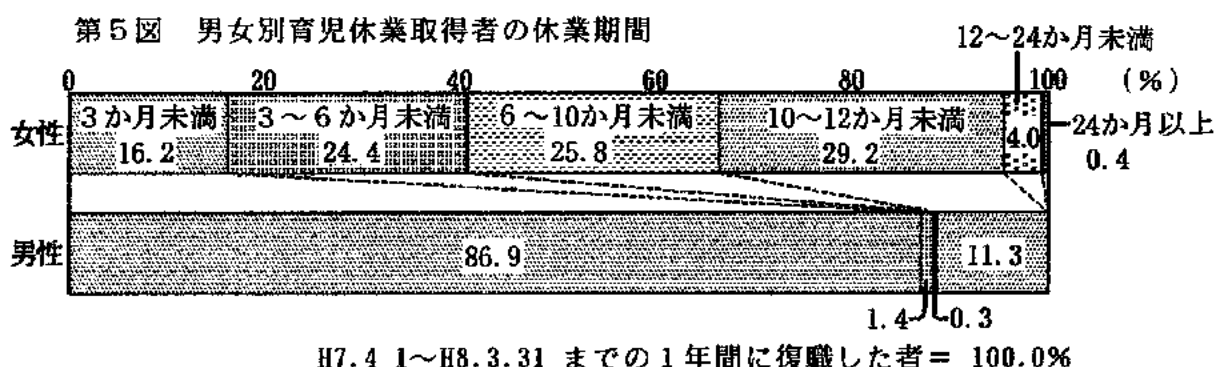
平成7年4月1日から平成8年7月1日までに育児休業を開始した労働者に対する代替要員の採用については、育児休業取得者の23.4%（5年度26.0%）が代替要員を採用されている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が49.1%、サービス業が34.3%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上では14.6%、100～499人では23.7%、30～99人では28.6%で規模が小さくなるほど代替要員が採用された育児休業取得者の割合が高くなっている（付表第18表）。

ニ 育児休業終了後の復職状況

平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間に復職予定であった者のうち、実際に復職した者は87.3%（5年度84.7%）であり、性別にみると、女性は87.3%（同84.6%）、男性は91.0%（同100.0%）が復職している（付表第19表）。

ホ 取得した育児休業期間

平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性が取得した育児休業期間は、「6か月～10か月未満」が25.8%、「10か月～12か月未満」が29.2%であり、約6割が6か月以上休業している。男性は「3か月未満」が86.9%を占め、次いで「10か月～12か月未満」が11.3%となっており、女性に比べ取得した休業期間が短い（第5図、付表第20表）。



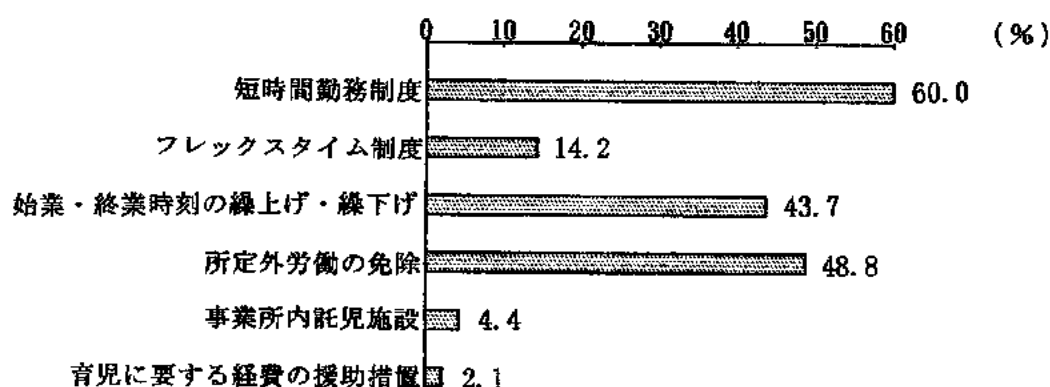
2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置

(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所は41.2%（5年度41.3%）である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が86.1%、金融・保険業が59.2%、不動産業が58.4%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上では75.1%、100～499人では56.6%、30～99人では37.0%で規模が大きくなるほど措置がある事業所の割合が高くなっている（付表第21表）。労働組合の有無別にみると、労働組合がある事業所の60.0%、労働組合がない事業所の30.9%が措置を導入している。

また、導入されている勤務時間短縮等の措置の種類（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」がある事業所が60.0%、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」（以下1の2において「フレックスタイム制度」という。）が14.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が43.7%、「所定外労働の免除」が48.8%、「事業所内託児施設」が4.4%、「育児に要する経費の援助措置」が2.1%となっている（第6図）。

第6図 勤務時間短縮等の措置の導入状況（M. A.）

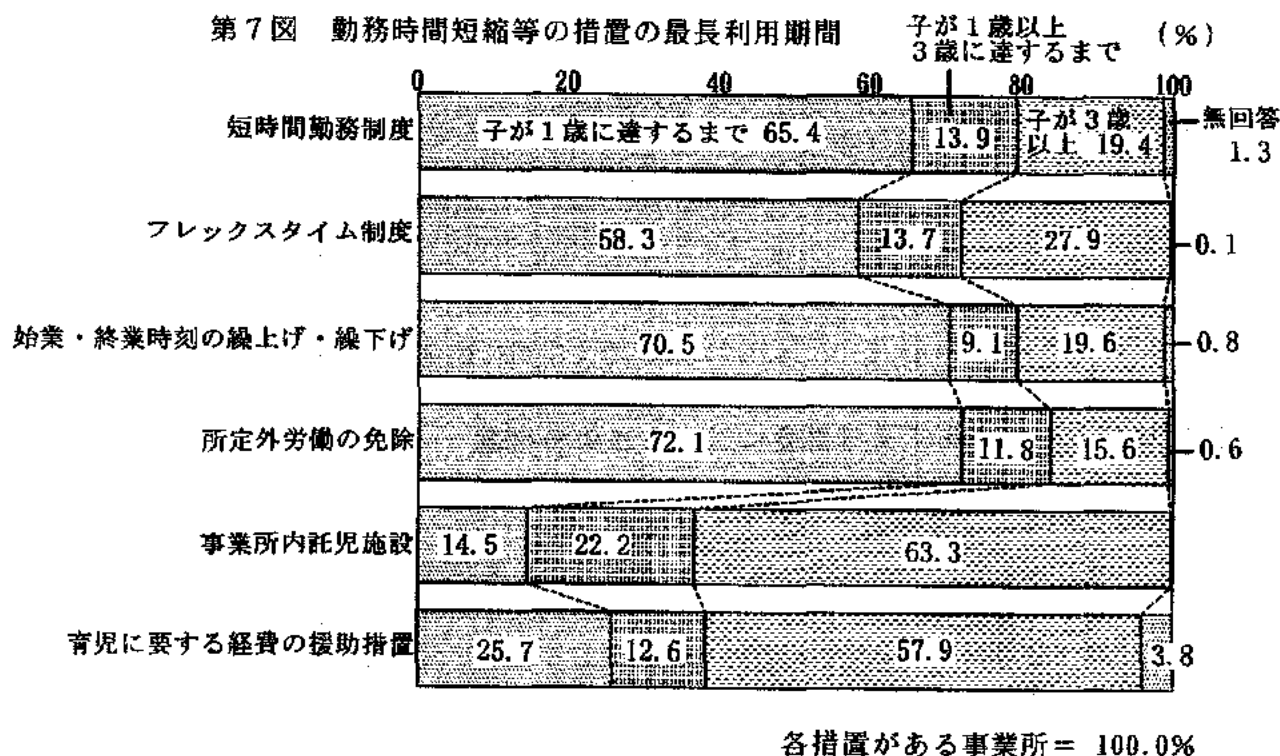


勤務時間短縮等の措置がある事業所 = 100.0%

(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の最長の利用期間について、「子が1歳に達するまで」とする事業所の割合が高い措置は、「短時間勤務制度」が65.4%、「フレックスタイム制度」が58.3%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が70.5%、「所定外労働の免除」が72.1%であり、「事業所内託児施設」では63.3%、「育児に要する経費の援助措置」では57.9%がそれぞれ「子が3歳以上」も利用できるとしている（第7図）。

また、短時間勤務制度の平日1日に短縮する時間の長さについては、「1時間以上2時間未満」短縮する事業所が42.9%、「2時間以上4時間未満」が27.2%、「4時間以上」も5.6%あり、合わせて75.7%の事業所が所定労働時間を1時間以上短縮している（付表第22表）。



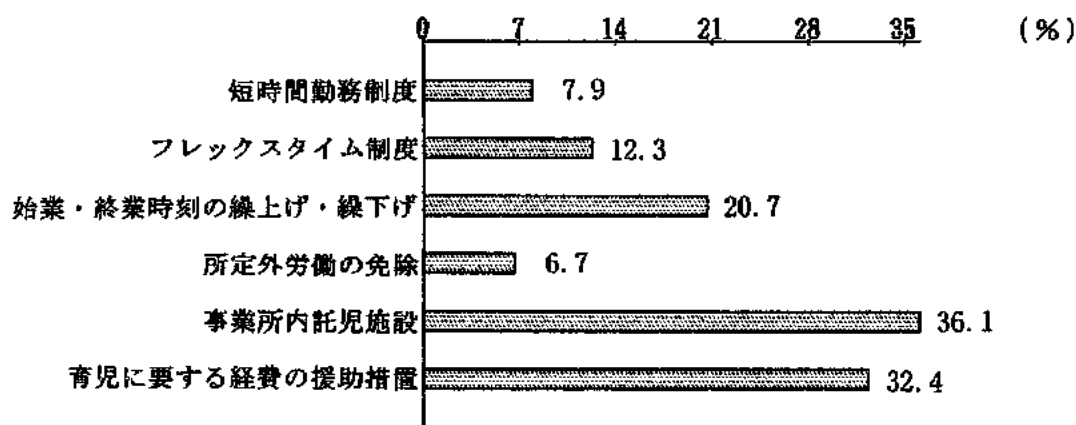
(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

イ 措置の利用者

勤務時間短縮等の措置がある事業所のうち、各措置の利用者（平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間の出産者（配偶者が出産した男性を含む。）のうち、平成8年7月1日までに措置の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）をいう。以下同じ。）がいた事業所は、「短時間勤務制度」がある事業所が8.1%、「フレックスタイム制度」が6.1%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が11.5%、「所定外労働の免除」が8.4%、「事業所内託児施設」が34.7%、「育児に要する経費の援助措置」が23.5%となっている（付表第23表）。

また、勤務時間短縮等の措置がある事業所における出産者に占める各措置の利用者の割合を性別にみると、「短時間勤務制度」は女性7.9%、男性0.1%、「フレックスタイム制度」は女性12.3%、男性4.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」は女性20.7%、男性0.9%、「所定外労働の免除」は女性6.7%、男性0.0%、「事業所内託児施設」は女性36.1%、男性0.3%、「育児に要する経費の援助措置」は女性32.4%、男性0.3%となっている（第8図、付表第24表）。

第8図 女性の勤務時間短縮等の措置の利用状況



(注) 勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出産した女性労働者のうち、H8.7.1までの間に措置の利用を開始した者(利用の申出をしている者を含む。)の割合である。

ロ 措置の利用期間

平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間に勤務時間短縮等の措置の利用を終了した者の利用期間は、「短時間勤務制度」で39.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」で43.3%、「所定外労働の免除」で28.1%がそれぞれ「6か月～1年未満」利用した者の割合が高く、「フレックスタイム制度」で47.3%、また「育児に要する経費の援助措置」で30.6%が「3年以上」であり、「事業所内託児施設」では25.7%が「2年～3年未満」利用した者の割合が高くなっている(付表第25表)。

Ⅱ 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

(1) 介護休業制度の導入状況

介護休業制度がある事業所は23.2%(5年度16.3%)であり、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が83.0%、金融・保険業が55.6%でその割合が高い。規模別にみると、500人以上では68.1%、100～499人では32.6%、30～99人では20.2%で規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている(第9図)。

また、介護休業制度がある事業所のうち78.7%が就業規則等に規定しており、これを労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では93.6%が規定している(付表第26表)。

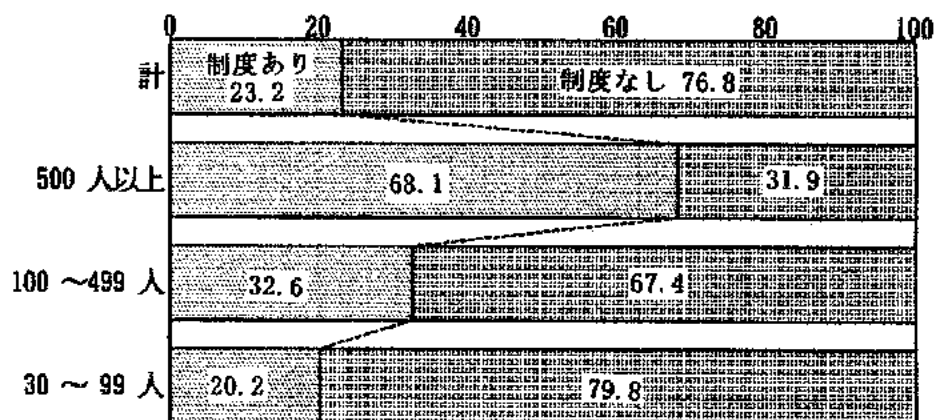
次に、介護休業制度の導入時期については、「育児休業等に関する法律」が施行された「平成4年度」が30.2%で最も多く、同法の一部改正により介護休業制度が法制化された7年度以降は21.4%となっている(付表第27表)。

一方、介護休業制度がない事業所は76.8%であり、そのうち介護休業制度の「実施検討予定あり」とする事業所は39.2%である。規模別にみると、500人以上では72.4%、100～499人では51.3%、30～99人では36.6%で規模が大きくなるほど実施検討予定がある事業所の割合が高くなっている。

また、介護休業制度の実施検討予定がある事業所のうち、「1年以内に実施予定」は6.4%、「1～3年以内に実施予定」は33.7%である(付表第28表)。

第9図 規模別介護休業制度の導入状況

(%)



事業所総数 = 100.0%

(2) 介護休業制度の内容

イ 対象となる家族の範囲

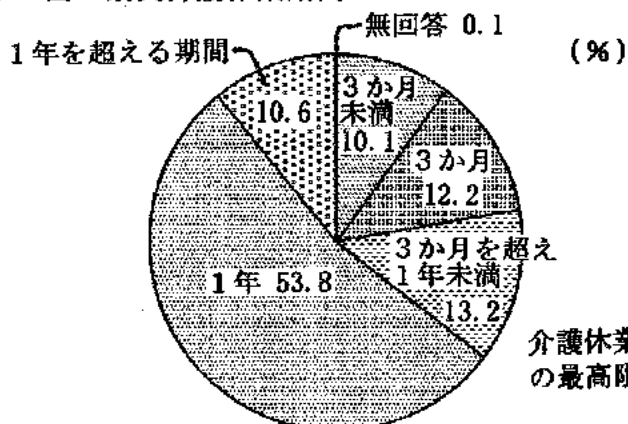
対象となる家族の範囲に制限がある事業所は87.1%であるが、そのうち「配偶者」が99.0%、「本人の父母」が96.8%、「子供」が94.2%、「配偶者の父母」についても85.7%と対象となっている（複数回答）（付表第29表）。

ロ 最長休業期間

介護休業制度の期間について、「必要日数取得できる」とする事業所は12.0%であり、「期間の最高限度を決めている」86.9%である。規模別にみると、500人以上では99.1%、100～499人では94.0%、30～99人では83.4%で規模が大きくなるほど期間の最高限度を決めている事業所の割合が高くなっている。

また、期間の最高限度を決めている事業所についてその期間をみると、「1年」とする事業所が53.8%と最も多く、次いで「3か月を超え1年未満」が13.2%、「3か月」が12.2%となっている（第10図、付表第30表）。

第10図 最長介護休業期間



介護休業制度がある事業所のうち休業期間の最高限度を決めている事業所 = 100.0%

ハ 取得回数

介護休業の取得回数について、「制限あり」とする事業所は48.5%であり、規模別にみると、500人以上で62.8%、100～499人で57.1%、30～99人で44.4%となっている。その制限内容をみると、「同一要介護者につき」回数制限をしている事業所が78.6

%、「同一要介護者の同一疾病につき」回数制限をしている事業所が17.2%であり、それぞれ取得回数を1回に制限している事業所がほとんどである（付表第31表）。

ニ 介護休業を取得できる労働者の範囲

介護休業制度がある事業所において、当該制度を取得できないとする事業所の割合が高い労働者は、「所定労働日数が週2日以下の者」が80.6%、「3月以内に退職することが明らかな労働者」が61.5%、「勤続1年未満の者」が53.9%である（付表第32表）。

(3) 介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

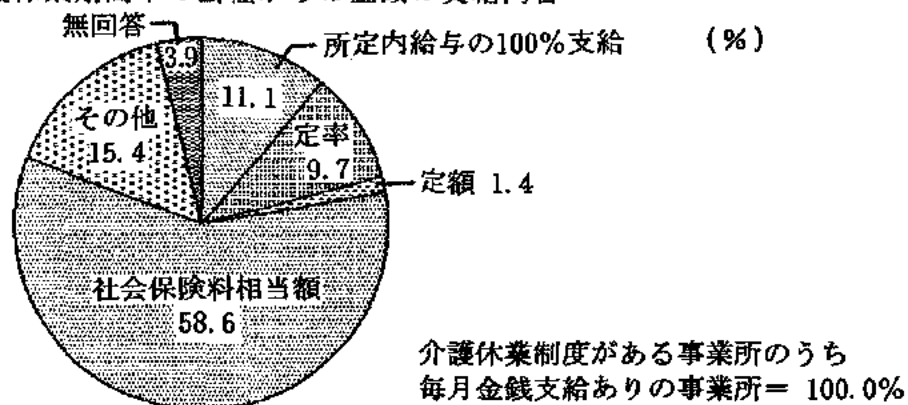
イ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業取得者に対する金銭の支給状況をみると、会社が金銭を支給している事業所は32.6%であり、共済会等が金銭を支給している事業所は7.8%である（複数回答）（付表第33表）。

会社が金銭を支給している事業所について規模別にみると、500人以上では27.6%、100～499人では30.7%、30～99人では33.6%で規模が小さくなるほどその割合が高くなっている。

また、会社が金銭を支給している事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」は84.3%であり、その支給額は「労働者負担分の社会保険料相当額」が58.6%である（第11図、付表第34表）。

第11図 介護休業期間中の会社からの金銭の支給内容



ロ 介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法について、「労働者が毎月支払う」事業所は39.4%、「毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く」は29.0%、「会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える」は24.4%となっている。

また、立替払い制度がある事業所における復職後の返済免除制度をみると、「返済は免除されない」事業所が80.3%とその割合が高いが、復職後一定期間の勤務により「全額免除される」が17.8%、「一部免除される」も1.8%ある（付表第35表）。

ハ 介護休業期間中の定期昇給の取扱い

介護休業期間中の定期昇給の取扱いについては、「定期昇給時期に昇給する」が39.1%、「復職後に昇給する」が28.0%、「休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す」が27.7%となっている（付表第36表）。

ニ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、「支給しない」事業所は 9.7%であって、「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が83.8%、「出勤日又は休業期間にかかわらず、一定額または一定率支給する」が 5.2%となっており、合わせて89.0%の事業所が賞与を支給している（付表第37表）。

ホ 復職後の賃金の取扱い

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」が 83.6%を占めている（付表第38表）。

ヘ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所は46.9%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所33.2%と「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する」事業所18.0%を合わせた51.2%の事業所が勤続年数に算入している（付表第39表）。

ト 介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置

介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置を講じている事業所は34.2%である。産業別にみると、金融・保険業が55.5%、電気・ガス・熱供給・水道業が53.0%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上では41.8%を占める。

措置を講じている事業所についてその内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供」が88.1%、「職場復帰のための講習」が22.7%となっている（付表第40表）。

チ 復職後の職場・職種

介護休業取得者の復職後の職場・職種については、「原則として原職復帰する」が82.8%を占め、「本人の希望を考慮し会社が決定」が 7.9%、「会社の人事管理等の都合により決定」が 4.2%となっている（付表第41表）。

(4) 介護休業制度の利用者の状況

イ 介護休業取得者

介護休業制度がある事業所においてその利用状況をみると、平成5年4月1日から平成8年3月31日までの3年間に介護休業を開始した者がいた事業所は12.2%（5年度14.8%）である。そのうち、介護休業取得者が「1人」いた事業所が60.9%、「2人」が26.6%であるが、「5人以上」いた事業所も 4.4%ある（付表第42表）。

また、介護休業制度がある事業所の常用労働者のうち、1年度当たりの介護休業取得者は0.04%（同0.07%）であり、規模別にみると、500人以上では0.02%、100～499人では0.05%、30～29人では0.06%で規模が小さくなるほど介護休業取得者がいた事業所の割合が高くなっている。性別にみると、女性は0.10%、男性0.01%である。

なお、1年度当たりの介護休業取得者のうち女性は81.3%（同76.9%）、男性は18.7%（同23.1%）である（付表第43表）。

ロ 代替要員の採用状況

(イ) 代替要員を採用した事業所

平成5年4月1日から平成8年7月1日までに介護休業を開始した労働者がいた事業

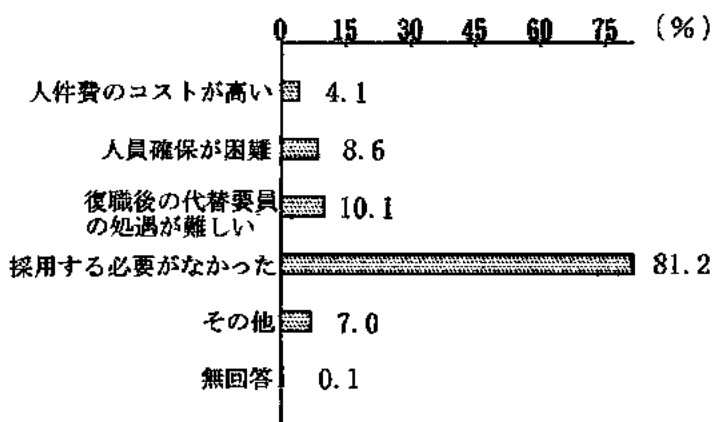
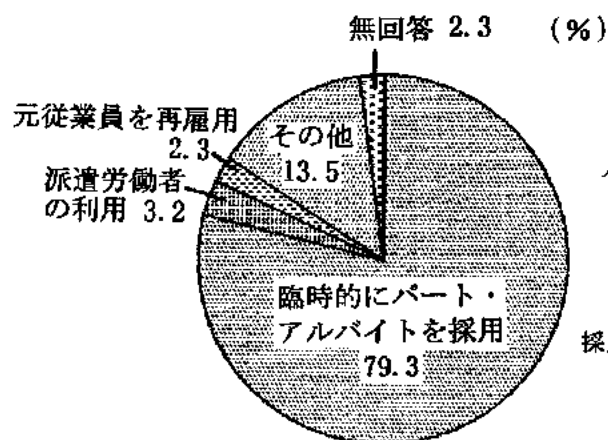
所のうち、「代替要員を採用した」事業所は15.3%であり、産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が41.2%でその割合が高い。規模別にみると、30～99人が19.4%で採用割合が高くなっており、500人以上では7.0%、100～499人では13.6%である（付表第44表）。

代替要員の採用方法（複数回答）としては、「臨時的にパート・アルバイト（有期雇用）を採用」した事業所が79.3%を占めている（第12図）。

一方、代替要員を採用しなかった事業所は80.3%で、その理由（複数回答）は「採用する必要がなかった」が81.2%で最も高くなっている（第13図）。

第12図 代替要員の採用方法（M. A.）

第13図 代替要員を採用しなかった理由（M. A.）



介護休業制度がある事業所においてH5.4.1～H8.7.1までに介護休業を開始した者がいた事業所のうち代替要員を採用した事業所 = 100.0%

代替要員を採用しなかった事業所 = 100.0%

(ロ) 介護休業取得者に対する代替要員の採用状況

平成5年4月1日から平成8年7月1日までに介護休業を開始した労働者に対する代替要員の採用については、介護休業取得者の13.3%が代替要員を採用されている。産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が42.4%でその割合が高く、規模別にみると、30～99人が22.5%で高くなっている（付表第45表）。

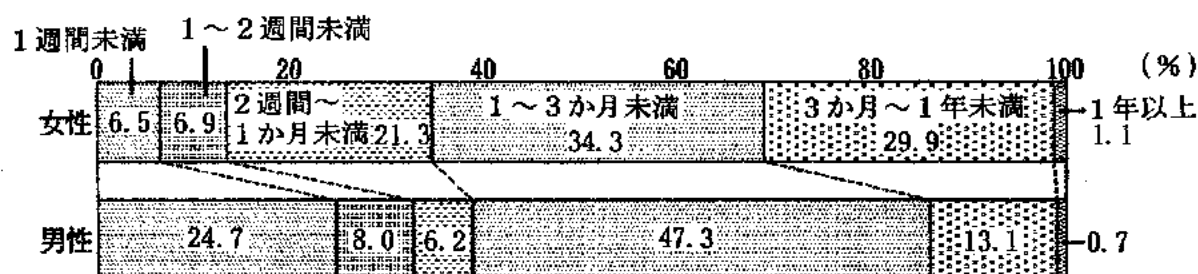
ハ 介護休業終了後の復職状況

平成5年4月1日から平成8年3月31日までの3年間に復職予定であった者のうち、実際に復職した者は89.7%（5年度84.1%）であり、性別にみると、女性は90.0%（同85.1%）、男性は88.5%（80.6%）が復職している（付表第46表）。

ニ 取得した介護休業期間

平成5年4月1日から平成8年3月31日までの3年間に介護休業を終了し、復職した者が取得した介護休業期間は、「1か月～3か月未満」が36.9%でその割合が高く、全体の7割強が3か月未満の休業である。性別にみると、男女とも「1か月～3か月未満」が最も多く、女性は34.3%、男性は47.3%である（第14図、付表第47表）。

第14図 男女別介護休業取得者の休業期間



H5.4 1～H8.3.31 までの3年間に復職した者 = 100.0%

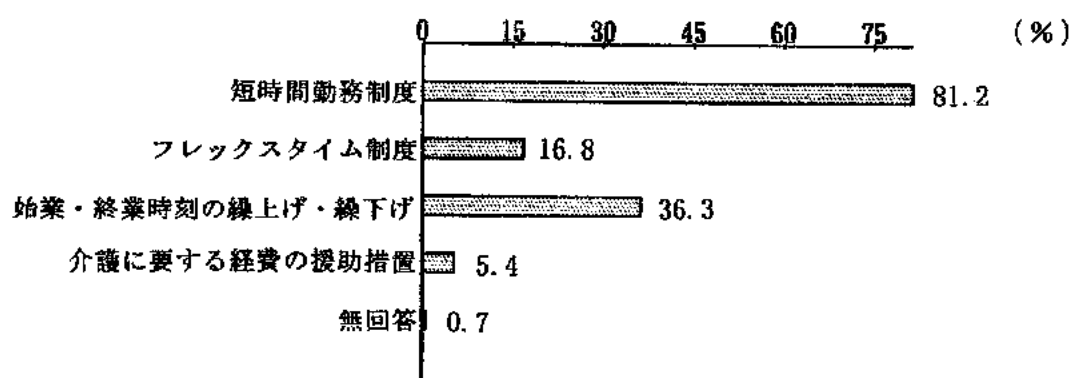
2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置

(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所は 9.2%（5年度 7.5%）である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が64.4%でその割合が高く、規模別にみると、500人以上では37.0%、100～499人では15.0%、30～99人では 7.3%で規模が大きくなるほど措置がある事業所の割合が高くなっている（付表第48表）。介護休業制度の有無別にみると、介護休業制度がある事業所では37.7%が措置を導入している。

また、導入されている勤務時間短縮等の措置の種類（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」がある事業所が81.2%、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」（以下Ⅱの2において「フレックスタイム制度」という。）が16.8%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が36.3%、「介護に要する経費の援助措置」が 5.4%となっている（第15図）。

第15図 勤務時間短縮等の措置の導入状況



勤務時間短縮等の措置がある事業所 = 100.0%

次に、勤務時間短縮等の措置の導入時期については、「平成4年度」が28.0%で最も多く、次いで「平成7年度」が17.8%となっている（付表第49表）。

一方、勤務時間短縮等の措置がない事業所は90.7%であり、そのうち勤務時間短縮等の措置の「実施検討予定あり」とする事業所は25.3%である。

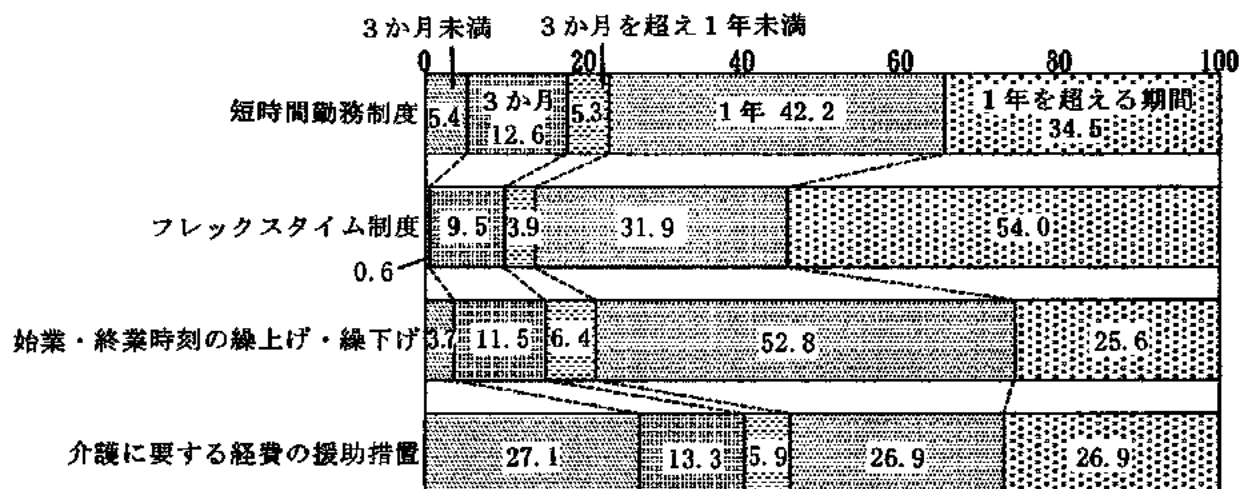
また、勤務時間短縮等の措置の実施検討予定がある事業所のうち、「1年以内に実施予定」は 6.0%、「1～3年以内に実施予定」は30.6%である（付表第50表）。

(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の最長の利用期間は、「短時間勤務制度」と「始業

・終業時刻の繰上げ・繰下げ」では「1年」とする事業所がそれぞれ42.2%、52.8%でその割合が高く、「フレックスタイム制度」では「1年を超える期間」が54.0%を占め、「介護に要する経費の援助措置」では「3か月未満」が27.1%、「1年」及び「1年を超える期間」がともに26.9%である（第16図）。

第16図 勤務時間短縮等の措置の最長利用期間 (%)



各措置がある事業所 = 100.0%

また、短時間勤務制度の平日1日に短縮する時間の長さについては、「2時間以上4時間未満」短縮する事業所が49.5%で最も多く、次いで「1時間以上2時間未満」が31.5%であり、「4時間以上」短縮する事業所も9.6%ある（付表第51表）。

(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

イ 措置の利用者

勤務時間短縮等の措置がある事業所のうち、平成5年4月1日から平成8年3月31日までの3年間に措置の利用を開始した者がいた事業所は、「短時間勤務制度」の利用者がいた事業所が5.2%、「フレックスタイム制度」が5.5%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が12.4%、「介護に要する経費の援助措置」が0.3%となっている（付表第52表）。

また、勤務時間短縮等の措置がある事業所における常用労働者に占める1年度当たりの措置の利用者の割合は、「短時間勤務制度」が0.09%、「フレックスタイム制度」が1.16%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が0.58%、「介護に要する経費の援助措置」が0.02%となっている。性別にみると、男女とも「フレックスタイム制度」を利用した割合が高く、それぞれ2.33%、0.97%である（付表第53表）。

ロ 措置の利用期間

平成5年4月1日から平成8年3月31日までの3年間に勤務時間短縮等の措置の利用を終了した者の利用期間は、「短時間勤務制度」は「1～3か月未満」が33.1%でその割合が高く、「フレックスタイム制度」は「2年以上」が94.0%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」は「3か月～1年未満」が45.1%を占め、「介護に要する経費の援助措置」は「2週間～1か月未満」が100.0%となっている（付表第54表）。

Ⅲ 再雇用制度に関する事項

(1) 再雇用制度の導入状況

再雇用制度のある事業所は20.7%であり、産業別にみると、金融・保険業が37.2%、卸売・小売業、飲食店が24.5%でその割合が高い。規模別にみると、500人以上では25.7%、100～499人では21.4%、30～99人では20.5%で規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている。

再雇用制度の根拠については、「慣行で認めている」事業所が54.5%を占めており、「就業規則等で明文化している」事業所は44.5%である。次に、再雇用制度の導入時期については、50.7%の事業所が平成3年度までに制度を導入しており、「平成4～5年度」が33.6%となっている（付表第55表）。

(2) 再雇用制度の利用状況

平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間に再雇用制度の適用を受けて退職した労働者がいた事業所は11.3%であり、規模別では500人以上が29.5%で最も高い。性別にみると、女性は再雇用制度のある事業所の女性労働者の0.4%、男性は男性労働者の0.2%である（付表第56表）。

また、1年間に再雇用制度により再雇用された労働者がいた事業所は12.1%であり、規模別では100人～499人が18.7%で最も高い。性別にみると、女性は再雇用制度のある事業所の女性労働者の0.2%、男性は男性労働者の0.1%である（付表第57表）。

Ⅳ 家族看護休暇制度に関する事項

(1) 家族看護休暇制度の導入状況

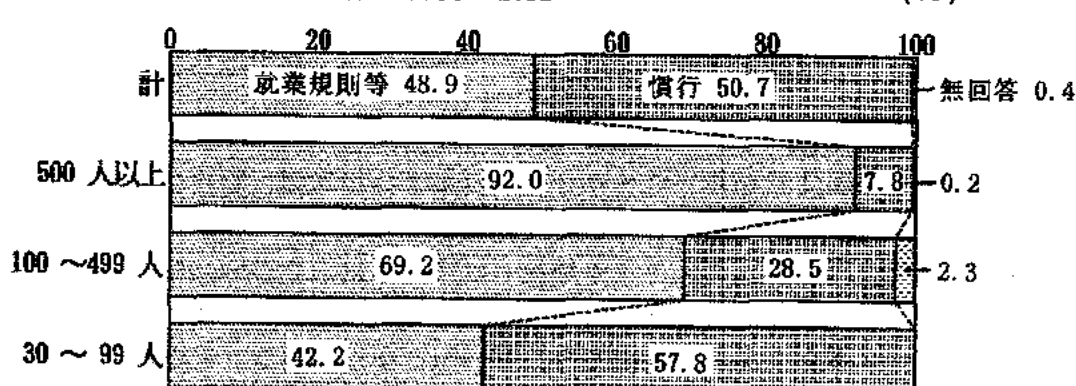
家族看護休暇制度がある事業所は8.2%であり、産業別では電気・ガス・熱供給・水道業が35.0%、規模別では500人以上が15.2%でその割合が高い（付表第58表）。

家族看護休暇制度の根拠については、「慣行で休暇を認めている」事業所が50.7%、「就業規則等で明文化している」が48.9%となっているが、規模別にみると、500人以上では92.0%が就業規則等で明文化しており、30～99人では57.8%が慣行である（第17図）。

次に、家族看護休暇制度の導入時期については、「昭和50年度代」が25.1%、「昭和60年度～平成元年度」が16.2%、「平成2～6年度」が40.4%となっている（付表第59表）。

一方、家族看護休暇制度のない事業所91.8%のうち、「実施検討予定あり」の事業所は15.4%であり、そのうち18.1%の事業所が「3年以内に実施予定」としている（付表第60表）。

第17図 規模別家族看護休暇制度の根拠



家族看護休暇制度ありの事業所 = 100.0%

(2) 家族看護休暇制度の形態

家族看護休暇制度の形態は、「休暇・休職・休業等」が71.2%で多く、「失効年次有給休暇」（有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを看護のために取得することを認めるものをいう。）が15.2%である（付表第61表）。

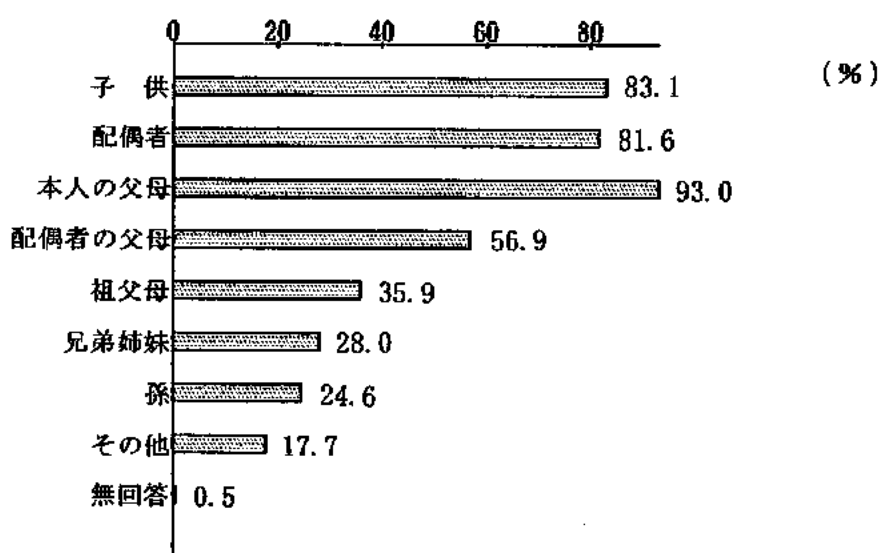
(3) 家族看護休暇制度の内容

イ 対象となる要看護者の範囲

家族看護休暇の対象となる要看護者の範囲について「制限あり」とする事業所は65.4%であるが、規模別では500人以上が82.7%でその割合が高くなっている。

また、要看護者の範囲に制限がある事業所について対象となる要看護者（複数回答）をみると、「本人の父母」93.0%、「子供」83.1%、「配偶者」81.6%、「配偶者の父母」56.9%、「祖父母」35.9%、「兄弟姉妹」28.0%、「孫」24.6%の順に多くなっている（第18図、付表第62表）。

第18図 家族看護休暇制度の対象となる要看護者の範囲（M. A.）



家族看護休暇制度の対象となる要看護者に
制限ありの事業所 = 100.0%

ロ 休暇日数

家族看護休暇の日数について「制限あり」とする事業所は63.5%であり、その制限の内容をみると、「同一要看護者につき」制限している事業所が33.2%と最も多く、次いで「1年間につき」制限している事業所が21.2%、「失効年次有給休暇で」が11.5%、「勤続年数により」が8.7%、「在職中につき」が5.2%である。

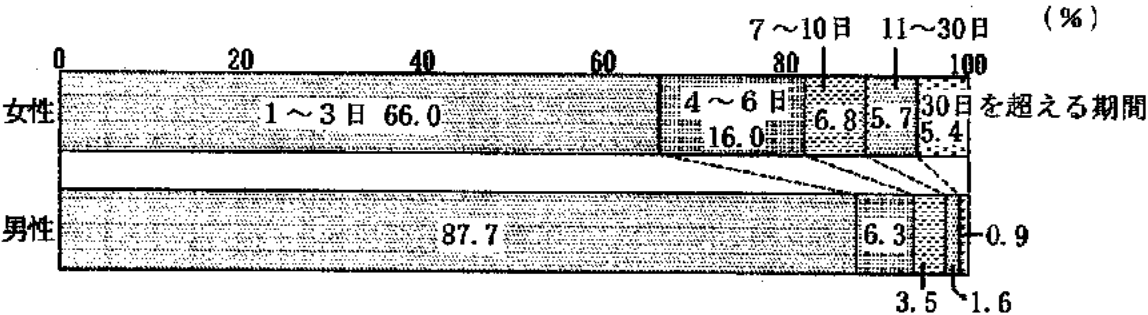
また、日数の制限については、「失効年次有給休暇で」の場合は「11日～1か月」とする事業所が39.8%で最もその割合が高いが、それ以外（勤続年数による場合は除く。）では「1日～10日」が高くなっており、「1年間につき」の場合が36.2%、「同一要看護者につき」の場合が64.2%、「在職中につき」の場合が46.1%である（付表第63表）。

(4) 家族看護休暇制度の利用状況

家族看護休暇制度がある事業所においてその利用状況をみると、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの1年間に家族看護休暇を取得した者がいた事業所は24.1%である。性別にみると、女性は66.4%、男性は43.8%が取得している（付表第64表）。

また、利用期間については、「1日～3日」が77.1%と最も高く、「4日～6日」の11.1%と合わせると、9割弱が1週間未満の取得である。性別にみると、男女とも「1日～3日」の割合が高くなっており、女性は66.0%、男性は87.7%を占めている（第19図、付表第65表）。

第19図 男女別家族看護休暇取得者の休暇期間



H7.4 1～H8.3.31 までの1年間に家族看護休暇を取得した者 = 100.0%

第3章 付 属 統 計 表

統計利用上の注意

- 1 集計は30人以上の常用労働者を雇用する民営事業所とした。
- 2 該当する事項が0の場合「—」で表示した。

付 属 統 計 表 目 次

（育児休業制度）

第1表	産業、規模、労働組合の有無及び育児休業制度の規定の有無別事業所割合	25
第2表	産業、規模及び育児休業期間別事業所割合	25
第3表	産業、規模及び育児休業の対象から除外している者別事業所割合	25
第4表	育児休業期間中（子が1歳未満）の金銭支給の有無	26
第5表	育児休業期間中（子が1歳未満）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合	26
第6表	育児休業期間中（子が1歳以上）の金銭支給の有無	27
第7表	育児休業期間中（子が1歳以上）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合	27
第8表	規模及び育児休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	28
第9表	規模及び賞与の算定期間に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合	28
第10表	規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合	28
第11表	規模及び退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合	28
第12表	産業、規模及び育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・内容別事業所割合	29
第13表	復職後の職場・職種別事業所割合	29
第14表	産業、規模別常用労働者に占める出産者割合	30
第15表	産業、規模、労働組合の有無並びに常用労働者に占める出産者の有無別及び出産者ありの事業所における育児休業取得者ありの事業所割合	30
第16表	産業、規模、取得できる育児休業期間、会社から支給される金銭の有無別育児休業取得者割合	31
第17表	産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合	32
第18表	産業、規模別育児休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合	33
第19表	産業、規模別復職者割合	33
第20表	産業、規模及び取得した育児休業期間別育児休業取得者割合	34

（働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置）

第21表	産業、規模、労働組合の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合	35
第22表	勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の最長利用期間等別事業所割合	35
第23表	産業、規模及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無別事業所割合	36
第24表	規模別勤務時間短縮等の措置（種類ごと）がある事業所の出産者に占める利用者割合	37
第25表	勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用期間別利用者割合	37

（介護休業制度）

第26表	産業、規模、労働組合の有無及び介護休業制度の有無、制度の根拠別事業所割合	38
------	--------------------------------------	----

第27表	産業、規模及び介護休業制度の導入時期別事業所割合	38
第28表	産業、規模及び介護休業制度の導入検討予定別事業所割合	39
第29表	産業、規模及び対象となる家族の範囲別事業所割合	39
第30表	産業、規模及び最長休業期間別事業所割合	40
第31表	産業、規模及び取得回数別事業所割合	40
第32表	対象労働者の範囲別事業所割合	41
第33表	介護休業期間中の金銭支給の有無・内容別事業所割合	41
第34表	産業、規模及び最長休業期間、会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合	41
第35表	労働者負担分の社会保険料の支払い方法・復職後の返済免除の制度の有無 別事業所割合	42
第36表	規模及び介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	42
第37表	規模及び賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別 事業所割合	42
第38表	規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合	42
第39表	規模及び退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	43
第40表	産業、規模及び介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措 置の有無・内容別事業所割合	43
第41表	復職後の職場・職種別事業所割合	43
第42表	介護休業取得者の有無・人数別事業所割合	44
第43表	産業、規模、取得できる介護休業期間別1年度当たり介護休業取得者割合	44
第44表	産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由 別事業所割合	45
第45表	産業、規模別介護休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合	46
第46表	産業、規模別復職者割合	46
第47表	産業、規模、最長介護休業期間及び取得した介護休業期間別介護休業取得 者割合	47
(働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置)		
第48表	産業、規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の 措置(種類ごと)の有無別事業所割合	48
第49表	産業、規模及び勤務時間短縮等の措置の導入時期別事業所割合	48
第50表	産業、規模及び勤務時間短縮等の措置の導入検討予定別事業所割合	49
第51表	勤務時間短縮等の措置(種類ごと)の最長利用期間等別事業所割合	49
第52表	勤務時間短縮等の措置(種類ごと)の利用者の有無・人数別事業所割合	49
第53表	勤務時間短縮等の措置(種類ごと)の男女別1年度当たり利用者割合	50
第54表	勤務時間短縮等の措置(種類ごと)の利用期間別利用者割合	50
(再雇用制度)		
第55表	産業、規模及び再雇用制度の有無、根拠、導入時期別事業所割合	50
第56表	産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた退職者の有無別事業所割合並び に男女別労働者に占める制度の適用を受けた退職者割合	51
第57表	産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた再雇用者の有無別事業所割合並び に男女別労働者に占める制度の適用を受けた再雇用者割合	51

（家族看護休暇制度）

第58表	産業、規模及び家族看護休暇制度の有無、制度の根拠別事業所割合	52
第59表	産業、規模及び家族看護休暇制度の導入時期別事業所割合	52
第60表	産業、規模及び家族看護休暇制度の導入検討予定別事業所割合	53
第61表	産業、規模及び家族看護休暇制度の形態別事業所割合	53
第62表	産業、規模及び家族看護休暇制度の対象となる要看護者の範囲別事業所割合	54
第63表	休暇日数別事業所割合	54
第64表	家族看護休暇取得者の有無別事業所割合	55
第65表	産業、規模及び休暇利用期間別利用者割合	55

第1表 産業、規模、労働組合の有無及び育児休業制度の規定の有無別事業所割合 (%)

区 分	計	育児休業制度 の規定あり	育児休業制度 の規定なし
計	100.0	60.8	39.2
【産業】			
D鉱業	100.0	43.0	57.0
E建設業	100.0	46.2	53.8
F製造業	100.0	57.6	42.4
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.3	4.7
H運輸・通信業	100.0	58.5	41.5
I卸売・小売業、飲食店	100.0	57.3	42.7
J金融・保険業	100.0	93.2	6.8
K不動産業	100.0	77.6	22.4
Lサービス業	100.0	65.3	34.7
【規模】			
500人以上	100.0	97.1	2.9
100～499人	100.0	81.4	18.6
30～99人	100.0	55.4	44.6
【労働組合の有無】			
労働組合あり	100.0	86.1	13.9
労働組合なし	100.0	46.8	53.2

事業所総数= 100.0%

第2表 産業、規模及び育児休業期間別事業所割合 (%)

区 分	計	子が1歳未満	子が1歳以上 3歳未満	子が3歳以上
計	100.0	89.4	9.7	0.9
【産業】				
D鉱業	100.0	96.3	-	3.7
E建設業	100.0	99.9	0.1	-
F製造業	100.0	95.6	4.3	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.2	8.8	-
H運輸・通信業	100.0	74.9	22.5	2.6
I卸売・小売業、飲食店	100.0	84.3	13.5	2.2
J金融・保険業	100.0	87.9	12.0	0.1
K不動産業	100.0	98.8	1.2	-
Lサービス業	100.0	90.7	8.8	0.5
【規模】				
500人以上	100.0	84.4	15.4	0.2
100～499人	100.0	90.4	8.8	0.8
30～99人	100.0	89.2	9.8	1.0

育児休業制度の規定がある事業所= 100.0%

第3表 産業、規模及び育児休業の対象から除外している者別事業所割合 (%)

区 分	計	所定労働日数が週2日以下 の者			勤続1年未満の者			配偶者が常態として子を 養育することができる者			1年以内に退職すること が明らかな者		
		対象と している	対象か ら除外 している	無回答	対象と している	対象か ら除外 している	無回答	対象と している	対象か ら除外 している	無回答	対象と している	対象か ら除外 している	無回答
計	100.0	8.8	90.5	0.7	25.6	74.2	0.2	30.6	69.2	0.2	25.6	73.1	0.2
【産業】													
D鉱業	100.0	7.4	92.6	-	16.2	83.8	-	26.5	73.5	-	26.5	71.3	2.2
E建設業	100.0	6.9	90.8	2.4	10.8	86.8	2.3	29.6	68.1	2.3	19.9	77.8	2.3
F製造業	100.0	10.0	89.4	0.6	21.4	78.5	0.0	29.9	70.1	0.0	24.8	75.1	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.5	93.6	0.9	14.6	85.4	-	20.8	79.2	-	9.6	90.4	-
H運輸・通信業	100.0	20.1	79.8	0.1	49.2	50.8	-	34.9	65.1	-	36.0	64.0	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	8.6	90.3	1.1	28.0	72.0	-	34.7	65.3	-	26.1	73.9	-
J金融・保険業	100.0	7.2	91.6	1.3	8.0	92.0	-	15.7	84.3	-	23.9	76.0	0.1
K不動産業	100.0	5.4	94.6	-	34.5	65.5	-	24.7	75.3	-	21.9	78.1	-
Lサービス業	100.0	4.1	95.9	0.0	29.1	70.9	-	32.6	67.3	0.1	29.0	70.8	0.2
【規模】													
500人以上	100.0	9.3	89.9	1.8	28.7	71.3	0.0	23.4	76.6	0.1	21.5	78.2	0.3
100～499人	100.0	7.4	91.8	0.8	26.4	73.5	0.0	31.2	68.8	0.0	25.4	74.5	0.1
30～99人	100.0	9.2	90.1	0.6	25.3	74.5	0.2	30.7	69.1	0.2	27.3	72.5	0.3

育児休業制度の規定がある事業所= 100.0%

第4表 育児休業期間中（子が1歳未満）の金銭支給の有無

(%)

計	金銭の支給あり			金銭の支給なし
		会社のみ支給する	会社、共済会等共に支給する	共済会等のみ支給する
100.0	20.7	13.3	3.3	4.1
				79.1

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第5表 育児休業期間中（子が1歳未満）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合

(%)

区 分	計	金銭支給 (M. A.)								金銭支給 なし	無 回 答
		金銭支給 あり	毎月金銭 (M. A.) の 支 給						見舞金等 の 支 給 あり		
			あり	所定内給 与の100% 支給	定 率	定 額	そ の 他	無 回 答			
計	100.0	16.6 (100.0)	(68.9) [100.0]	[3.1]	[22.7]	[2.8]	[70.2]	[1.3]	(31.1)	83.2	0.2
【産業】											
D 鉱 業	100.0	34.4 (100.0)	(74.5) [100.0]	[-]	[74.3]	[5.7]	[20.2]	[-]	(25.5)	65.6	-
E 建設業	100.0	15.7 (100.0)	(75.2) [100.0]	[-]	[42.0]	[-]	[58.0]	[-]	(24.8)	82.0	2.3
F 製造業	100.0	15.0 (100.0)	(62.7) [100.0]	[4.8]	[18.9]	[8.7]	[66.3]	[1.2]	(37.3)	84.9	0.1
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	13.3 (100.0)	(74.6) [100.0]	[8.7]	[13.5]	[-]	[64.3]	[13.5]	(25.4)	86.7	-
H 運輸・通信業	100.0	17.4 (100.0)	(61.6) [100.0]	[6.1]	[14.3]	[-]	[79.7]	[-]	(38.4)	82.6	-
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	16.8 (100.0)	(65.7) [100.0]	[1.1]	[30.6]	[0.1]	[64.2]	[4.0]	(34.3)	83.2	-
J 金融・保険業	100.0	6.3 (100.0)	(97.8) [100.0]	[-]	[0.1]	[-]	[99.7]	[0.1]	(2.2)	93.7	-
K 不動産業	100.0	9.2 (100.0)	(67.5) [100.0]	[-]	[24.7]	[31.8]	[43.5]	[-]	(32.5)	90.6	0.2
L サービス業	100.0	22.8 (100.0)	(73.9) [100.0]	[3.4]	[21.3]	[1.5]	[73.7]	[0.1]	(26.1)	77.2	0.0
【規模】											
500人以上	100.0	16.4 (100.0)	(70.6) [100.0]	[-]	[16.0]	[7.2]	[73.5]	[3.2]	(29.4)	83.5	0.0
100～499人	100.0	20.1 (100.0)	(65.8) [100.0]	[5.1]	[21.6]	[3.9]	[69.2]	[0.1]	(34.2)	79.7	0.2
30～ 99人	100.0	15.4 (100.0)	(70.2) [100.0]	[2.4]	[23.4]	[2.2]	[70.4]	[1.6]	(29.8)	84.3	0.2

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第6表 育児休業期間中（子が1歳以上）の金銭支給の有無

(%)

計	金銭の支給あり				金銭の支給なし
		会社のみ支給する	会社、共済会等共に支給する	共済会等のみ支給する	
100.0	48.8	42.4	3.7	2.7	51.2

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第7表 育児休業期間中（子が1歳以上）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合

(%)

区 分	計	金銭支給あり (M. A.)									金銭支給なし
		毎月金銭の支給あり	(M. A.)						見舞金等の支給あり		
			所定内給与の100%支給	定 率	定 額	労働者負担分の社会保険料相当額	そ の 他	無 回 答			
計	100.0	46.1 (100.0)	(93.1) [100.0]	[0.0]	[6.1]	[0.3]	[77.9]	[-]	[15.7]	(6.9)	53.9
【産業】											
D鉱 業	100.0	- (-)	(-) [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	100.0
E建設業	100.0	- (-)	(-) [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	100.0
F製造業	100.0	26.1 (100.0)	(77.7) [100.0]	[0.6]	[11.8]	[1.8]	[79.9]	[-]	[5.9]	(22.3)	73.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	- (-)	(-) [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	100.0
H運輸・通信業	100.0	67.9 (100.0)	(89.5) [100.0]	[-]	[-]	[-]	[97.4]	[-]	[2.6]	(10.5)	32.1
I卸売・小売業、飲食店	100.0	33.8 (100.0)	(95.0) [100.0]	[-]	[22.1]	[-]	[30.0]	[-]	[47.8]	(5.0)	66.2
J金融・保険業	100.0	1.2 (100.0)	(100.0) [100.0]	[-]	[-]	[-]	[84.2]	[-]	[15.8]	(-)	98.8
K不動産業	100.0	17.6 (100.0)	(100.0) [100.0]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[100.0]	(-)	82.4
Lサービス業	100.0	76.5 (100.0)	(98.1) [100.0]	[-]	[-]	[0.6]	[92.2]	[-]	[7.2]	(1.9)	23.5
【規模】											
500人以上	100.0	39.8 (100.0)	(93.6) [100.0]	[0.9]	[1.4]	[6.4]	[86.3]	[-]	[5.0]	(6.4)	60.2
100～499人	100.0	31.9 (100.0)	(85.3) [100.0]	[-]	[-]	[0.6]	[87.5]	[-]	[11.8]	(14.7)	68.1
30～ 99人	100.0	50.6 (100.0)	(94.6) [100.0]	[-]	[7.4]	[-]	[75.8]	[-]	[16.8]	(5.4)	49.4

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第8表 規模及び育児休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	定期昇給 時に昇給	復職後に 昇給	復職後に 昇給延伸	定期昇給 制度なし	無 回 答
計	100.0	32.5	27.2	34.6	5.4	0.3
【規模】						
500人以上	100.0	52.5	24.6	20.4	2.2	0.2
100～499人	100.0	38.1	23.5	33.2	4.9	0.3
30～99人	100.0	29.9	28.5	35.6	5.7	0.2

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第9表 規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	一定額又は 一定率支給 する	支給しない	賞与の制度 がない	無 回 答
計	100.0	82.2	3.2	13.4	0.7	0.4
【規模】						
500人以上	100.0	90.0	2.9	6.6	0.3	0.2
100～499人	100.0	84.9	2.3	11.7	0.8	0.3
30～99人	100.0	81.0	3.6	14.2	0.7	0.5

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第10表 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	休業前の賃金 又はそれ以上 の額を保障す る	能力等を考慮 して調整する ので、休業前 の賃金を下回 ることもある	そ の 他	無 回 答
計	100.0	86.7	7.3	5.7	0.2
【規模】					
500人以上	100.0	90.9	3.7	5.3	0.1
100～499人	100.0	89.6	5.8	4.6	0.0
30～99人	100.0	85.7	8.0	6.1	0.2

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第11表 規模及び退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合 (%)

区 分	計	原則として 全期間勤続 年数に算入 する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数に 全く算入し ない	退職金制度 がない	無 回 答
計	100.0	29.2	12.8	56.9	0.9	0.3
【規模】						
500人以上	100.0	34.1	14.3	51.2	0.2	0.1
100～499人	100.0	26.8	13.5	58.9	0.6	0.1
30～99人	100.0	29.8	12.5	56.4	1.0	0.4

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第12表 産業、規模及び育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・内容別事業所割合

(%)

区 分	計	講じている 措 置 の 内 容 (M. A.)					講じていない	無 回 答
			休業中の情報提供	職場復帰のための講習	そ の 他	無 回 答		
計	100.0	32.5 (100.0)	(80.8)	(31.5)	(9.1)	(1.1)	67.3	0.2
【産業】								
D 鉱 業	100.0	18.4 (100.0)	(60.0)	(64.0)	(28.0)	(-)	81.6	-
E 建設業	100.0	20.5 (100.0)	(48.6)	(43.4)	(2.4)	(11.3)	77.2	2.3
F 製造業	100.0	27.4 (100.0)	(85.3)	(28.1)	(5.8)	(1.3)	72.5	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.3 (100.0)	(96.8)	(24.9)	(3.3)	(-)	46.2	0.5
H 運輸・通信業	100.0	34.1 (100.0)	(83.6)	(37.8)	(12.8)	(0.0)	65.9	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	26.8 (100.0)	(81.1)	(32.2)	(10.6)	(1.2)	73.2	-
J 金融・保険業	100.0	65.3 (100.0)	(80.8)	(31.0)	(7.8)	(0.2)	34.6	0.1
K 不動産業	100.0	34.6 (100.0)	(90.0)	(13.7)	(6.2)	(-)	65.2	0.2
L サービス業	100.0	32.6 (100.0)	(79.0)	(30.7)	(11.8)	(0.5)	67.4	-
【規模】								
500人以上	100.0	48.7 (100.0)	(93.9)	(27.0)	(3.0)	(1.3)	51.2	0.1
100～499人	100.0	35.9 (100.0)	(84.2)	(25.4)	(7.0)	(1.8)	64.0	0.1
30～ 99人	100.0	30.9 (100.0)	(78.7)	(34.1)	(10.2)	(0.8)	68.9	0.2

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第13表 復職後の職場・職種別事業所割合

(%)

計	原則として 原職復帰する	本人の希望を 考慮し会社が 決定	会社の人事管 理等の都合に より決定	無 回 答
100.0	82.2	3.2	13.4	1.1

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第14表 産業、規模別常用労働者に占める出産者割合

(%)

区 分	常用労働者に 占める出産者 (配偶者が出 産した男性を 含む。)の割合	女性常用労働 者に占める出 産した女性労 働者の割合	男性常用労働 者に占める配 偶者が出産し た男性労働者 の割合
計	3.4	3.3	3.4
【産業】			
D 鉱 業	3.4	2.5	3.5
E 建設業	3.2	2.8	3.2
F 製造業	3.1	2.6	3.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	3.8	2.8	3.9
H 運輸・通信業	3.7	1.5	4.1
I 卸売・小売業、飲食店	2.8	1.6	3.9
J 金融・保険業	3.0	1.9	4.0
K 不動産業	2.5	0.9	3.3
L サービス業	4.2	5.9	2.9
【規模】			
500人以上	2.4	1.9	2.5
100～499人	3.9	4.3	3.7
30～99人	4.1	3.1	4.7

(注) 育児休業制度の規定がある事業所の常用労働者に占めるH7.4.1～H8.3.31
までの1年間の出産者の割合である。

第15表 産業、規模、労働組合の有無並びに常用労働者に占める出産者の有無別及び出産者ありの事業所における育児休業取得者ありの事業所割合

(%)

区 分	計	出産者あり（配偶者が出産した男性を含む）の事業所	育児休業取得者あり	出産者なしの事業所
計	100.0	54.8(100.0)	(37.2)	45.2
【産業】				
D 鉱 業	100.0	39.7(100.0)	(3.7)	60.3
E 建設業	100.0	41.4(100.0)	(24.7)	58.6
F 製造業	100.0	56.5(100.0)	(38.5)	43.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7(100.0)	(31.0)	33.3
H 運輸・通信業	100.0	51.5(100.0)	(20.6)	48.5
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	50.3(100.0)	(29.7)	49.7
J 金融・保険業	100.0	60.5(100.0)	(41.5)	39.5
K 不動産業	100.0	32.2(100.0)	(30.8)	67.8
L サービス業	100.0	60.5(100.0)	(49.3)	39.5
【規模】				
500人以上	100.0	89.4(100.0)	(71.9)	10.6
100～499人	100.0	73.5(100.0)	(44.8)	26.5
30～99人	100.0	47.3(100.0)	(31.0)	52.7
【労働組合の有無】				
労働組合あり	100.0	57.6(100.0)	(37.2)	42.4
労働組合なし	100.0	51.6(100.0)	(36.9)	48.4

育児休業制度の規定がある事業所 = 100.0%

第16表 産業、規模、取得できる育児休業期間、会社から支給される金銭の有無別育児休業取得者割合

(%)

区 分	育児休業取得者の男女比			出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
	計	女 性	男 性		
計	100.0	99.2	0.8	44.5	0.16
【産業】					
D鉱 業	100.0	100.0	-	11.1	-
E建設業	100.0	100.0	-	63.3	-
F製造業	100.0	99.5	0.5	57.3	0.07
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	75.4	-
H運輸・通信業	100.0	92.1	7.9	76.7	0.48
I卸売・小売業、飲食店	100.0	98.3	1.7	66.8	0.44
J金融・保険業	100.0	99.8	0.2	70.8	0.07
K不動産業	100.0	100.0	-	73.5	-
Lサービス業	100.0	99.9	0.1	30.0	0.06
【規模】					
500人以上	100.0	99.6	0.4	64.5	0.07
100～499人	100.0	98.3	1.7	29.2	0.33
30～ 99人	100.0	100.0	-	68.9	-
【取得できる育児休業期間】					
子が1歳未満	100.0	99.1	0.9	42.1	0.18
子が1歳以上3歳未満	100.0	99.9	0.1	67.8	0.02
子が3歳以上	100.0	100.0	-	95.3	-
【会社からの休業中の金銭の支給状況】					
毎月、金銭支給あり	100.0	97.9	2.1	64.4	0.43
見舞金等の支給あり	100.0	99.7	0.3	58.5	0.04
金銭支給なし	100.0	99.4	0.6	41.7	0.13

(注) 育児休業制度の規定がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31 までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む。）に占める、H8.7.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

第17表 産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合

(%)

区 分	計	代替要員 を採用した	採用の方法 (M. A.)					代替要員 を採用した がなかった	理 由 (M. A.)					無回答	
			臨時的 パート・ア イ ド採用	派遣労働 者の利用	元従業員 の雇用	その他	無回答		人件費 のコストが 高い	人員確保 が困難	復職後の 要員が 見つからない	採用す る必要が なかった	その他		無回答
計	100.0	31.8 (100.0)	(59.4)	(26.7)	(2.5)	(18.4)	(0.2)	56.4 (100.0)	(8.8)	(7.0)	(22.0)	(55.3)	(15.0)	(0.4)	1.8
【産業】															
D 鉱 業	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	-
E 建設業	100.0	31.2 (100.0)	(87.1)	(5.4)	(-)	(7.5)	(-)	58.6 (100.0)	(32.9)	(0.3)	(4.0)	(61.8)	(4.8)	(-)	0.2
F 製造業	100.0	19.4 (100.0)	(33.9)	(30.7)	(0.8)	(35.9)	(0.8)	78.4 (100.0)	(12.4)	(8.0)	(29.0)	(67.3)	(7.8)	(0.7)	2.2
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	55.6 (100.0)	(82.7)	(8.0)	(4.0)	(4.0)	(5.3)	38.1 (100.0)	(-)	(-)	(7.8)	(70.9)	(29.1)	(-)	6.3
H 運輸・通信業	100.0	25.4 (100.0)	(100.0)	(1.0)	(-)	(-)	(-)	59.7 (100.0)	(-)	(-)	(24.8)	(74.0)	(6.8)	(-)	4.9
I 卸売・小売業、 飲食店・保険業	100.0	22.4 (100.0)	(55.7)	(14.0)	(3.1)	(26.7)	(-)	76.9 (100.0)	(3.2)	(2.1)	(22.8)	(55.9)	(19.2)	(-)	0.7
J 金融・保険業	100.0	36.1 (100.0)	(25.0)	(73.0)	(-)	(2.3)	(-)	63.3 (100.0)	(0.1)	(0.1)	(1.7)	(58.2)	(48.0)	(-)	0.5
K 不動産業	100.0	21.7 (100.0)	(23.3)	(56.7)	(-)	(23.3)	(-)	78.3 (100.0)	(15.7)	(13.0)	(15.7)	(29.6)	(54.6)	(-)	-
L サービス業	100.0	45.6 (100.0)	(72.1)	(19.9)	(4.0)	(17.0)	(-)	52.4 (100.0)	(10.7)	(14.4)	(23.2)	(54.5)	(9.6)	(0.6)	1.9
【規模】															
500人以上	100.0	26.3 (100.0)	(51.7)	(39.9)	(2.5)	(18.1)	(0.6)	71.0 (100.0)	(7.3)	(4.2)	(21.9)	(71.1)	(13.1)	(0.5)	2.8
100～499人	100.0	30.4 (100.0)	(61.2)	(31.0)	(1.4)	(21.9)	(0.3)	66.1 (100.0)	(7.5)	(6.4)	(16.0)	(70.2)	(15.5)	(0.9)	3.5
30～99人	100.0	33.7 (100.0)	(59.0)	(22.2)	(3.3)	(15.2)	(0.2)	66.0 (100.0)	(10.1)	(7.9)	(26.6)	(60.6)	(15.0)	(-)	0.4

育児休業制度の規定がある事業所において7.4.1~7.4.7までの間に育児休業を開始した者がいた事業所 = 100.0%

第18表 産業、規模別育児休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合
(%)

区 分	代替要員の採用の割合
計	23.4
【産業】	
D 鉱業	-
E 建設業	21.1
F 製造業	11.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	49.1
H 運輸・通信業	16.6
I 卸売・小売業、飲食店	18.7
J 金融・保険業	29.1
K 不動産業	21.5
L サービス業	34.3
【規模】	
500人以上	14.6
100～499人	23.7
30～99人	28.6

育児休業制度の規定がある事業所における
H7.4.1～H8.7.1までの間の育児休業開始者＝100.0 %

第19表 産業、規模別復職者割合

(%)

区 分	育児休業取得者に占める復職者割合	女性育児休業取得者に占める復職者割合	男性育児休業取得者に占める復職者割合
計	87.3	87.3	91.0
【産業】			
D 鉱業	-	-	-
E 建設業	96.0	96.0	-
F 製造業	85.2	85.1	92.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	99.5	99.5	-
H 運輸・通信業	79.0	76.9	100.0
I 卸売・小売業、飲食店	76.9	76.5	96.7
J 金融・保険業	91.8	91.9	-
K 不動産業	79.3	78.7	100.0
L サービス業	92.8	93.0	72.7
【規模】			
500人以上	91.0	91.1	56.7
100～499人	88.0	88.0	88.0
30～99人	84.4	84.2	100.0

育児休業制度の規定がある事業所におけるH7.4.1～H8.3.31までの1年間に復職予定であった者＝100.0%

第21表 産業、規模、労働組合の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合

(%)

区 分	計	勤務時間短縮等の措置を実施している	措 置 の 種 類 (M. A.)						勤務時間短縮等の措置を実施していない	無 回 答
			短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の援助措置		
計	100.0	41.2(100.0)	(60.0)	(14.2)	(43.7)	(48.8)	(4.4)	(2.1)	58.7	0.1
【産業】										
D鉱業	100.0	28.3(100.0)	(61.4)	(12.0)	(66.3)	(48.2)	(-)	(-)	73.7	-
E建設業	100.0	30.5(100.0)	(59.3)	(18.2)	(49.2)	(40.4)	(-)	(-)	69.5	-
F製造業	100.0	37.0(100.0)	(69.4)	(14.5)	(41.7)	(52.0)	(2.3)	(1.1)	62.9	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	86.1(100.0)	(90.1)	(1.7)	(35.4)	(41.1)	(-)	(1.4)	13.9	-
H運輸・通信業	100.0	33.6(100.0)	(59.3)	(15.3)	(46.2)	(40.7)	(0.0)	(0.1)	66.4	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	43.1(100.0)	(69.5)	(15.0)	(48.5)	(49.7)	(1.4)	(0.9)	56.9	-
J金融・保険業	100.0	59.2(100.0)	(13.1)	(2.8)	(20.2)	(77.8)	(-)	(-)	40.8	-
K不動産業	100.0	58.4(100.0)	(40.3)	(17.2)	(31.1)	(62.5)	(2.6)	(-)	41.6	-
Lサービス業	100.0	45.7(100.0)	(53.4)	(16.2)	(47.9)	(39.0)	(14.5)	(6.6)	53.8	0.5
【規模】										
500人以上	100.0	75.1(100.0)	(64.7)	(16.1)	(31.4)	(50.5)	(7.6)	(5.2)	24.9	-
100～499人	100.0	56.6(100.0)	(63.6)	(14.4)	(41.3)	(49.1)	(8.4)	(3.3)	43.4	-
30～99人	100.0	37.0(100.0)	(58.5)	(14.0)	(45.0)	(48.7)	(2.9)	(1.6)	62.8	0.2
【労働組合の有無】										
労働組合あり	100.0	60.0(100.0)	(59.8)	(11.2)	(41.4)	(52.4)	(2.3)	(1.7)	39.9	0.1
労働組合なし	100.0	30.9(100.0)	(60.2)	(17.4)	(46.1)	(45.0)	(5.8)	(2.5)	69.0	0.2

事業所総数 = 100.0%

第22表 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の最長利用期間等別事業所割合

(%)

区 分	計	最 長 の 利 用 期 間				平日1日に短縮する時間の長さ				
		子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	無回答	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上	無回答
【勤務時間短縮等の措置】										
短時間勤務制度	100.0	65.4	13.9	19.4	1.3	21.2	42.9	27.2	5.6	3.0
フレックスタイム制度	100.0	58.3	13.7	27.9	0.1					
始業・終業時刻の繰上・繰下	100.0	70.5	9.1	19.6	0.8					
所定外労働の免除	100.0	72.1	11.8	15.6	0.6					
事業所内託児施設	100.0	14.5	22.2	63.3	0.0					
育児に要する経費の援助措置	100.0	25.7	12.6	57.9	3.8					

各措置がある事業所 = 100.0%

第23表 産業、規模及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無別事業所割合

(%)

区 分	短時間勤務制度		フレックスタイム制度		始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		所定外労働の免除		事業所内託児施設		育児に要する経費の援助措置				
	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし			
計	100.0	8.1	91.9	100.0	6.1	93.9	100.0	11.5	88.5	100.0	34.7	65.3	100.0	23.5	76.5
【産業】															
D 鉱 業	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
E 建設業	100.0	1.5	98.5	100.0	-	100.0	100.0	14.2	85.8	100.0	-	-	-	-	-
F 製造業	100.0	7.2	92.8	100.0	6.3	93.7	100.0	6.8	93.2	100.0	100.0	11.2	88.8	8.0	92.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.2	90.8	100.0	-	100.0	100.0	6.2	93.8	100.0	-	-	-	-	100.0
H 運輸・通信業	100.0	4.5	95.5	100.0	20.2	79.8	100.0	6.7	93.3	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	9.6	90.4	100.0	3.8	96.2	100.0	5.4	94.6	100.0	100.0	0.9	99.1	-	100.0
J 金融・保険業	100.0	6.1	93.9	100.0	-	100.0	100.0	12.3	87.7	100.0	-	-	-	-	-
K 不動産業	100.0	5.2	94.8	100.0	1.7	98.3	100.0	12.9	87.1	100.0	-	100.0	-	-	-
L サービス業	100.0	11.3	88.7	100.0	5.6	94.4	100.0	23.2	76.8	100.0	100.0	42.2	57.8	29.8	70.2
【規模】															
500人以上	100.0	33.8	66.2	100.0	13.2	86.8	100.0	25.5	74.5	100.0	100.0	72.3	27.7	10.5	89.5
100～499人	100.0	12.7	87.3	100.0	11.6	88.4	100.0	13.0	87.0	100.0	100.0	48.8	51.2	20.3	79.7
30～99人	100.0	5.2	94.8	100.0	3.7	96.3	100.0	10.6	89.4	100.0	100.0	16.6	83.4	27.4	72.6

(注) 勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出生した者（配偶者が出生した男性を含む。）のうち、H8.7.1までの間に措置の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）がいた事業所の割合である。

第24表 規模別勤務時間短縮等の措置（種類ごと）がある事業所の出産者に占める利用者割合

(%)

区 分	短 時 間 勤 務 制 度					フレックスタイム制度				
	措置を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める措置の利用者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める措置の利用者の割合	措置を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める措置の利用者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める措置の利用者の割合
	計	女 性	男 性			計	女 性	男 性		
計	100.0	99.1	0.9	7.9	0.1	100.0	41.5	58.5	12.3	4.2
【規模】										
500人以上	100.0	99.1	0.9	15.5	0.0	100.0	16.6	83.4	9.1	6.4
100～499人	100.0	100.0	-	5.0	-	100.0	46.5	53.5	15.2	4.3
30～99人	100.0	97.8	2.2	13.7	0.2	100.0	100.0	-	10.9	-

区 分	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ					所 定 外 労 働 の 免 除				
	措置を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める措置の利用者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める措置の利用者の割合	措置を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める措置の利用者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める措置の利用者の割合
	計	女 性	男 性			計	女 性	男 性		
計	100.0	96.1	9.9	20.7	0.9	100.0	99.3	0.7	6.7	0.0
【規模】										
500人以上	100.0	99.5	0.5	11.5	0.0	100.0	99.3	0.7	8.6	0.0
100～499人	100.0	77.5	22.5	20.5	2.2	100.0	100.0	-	3.3	-
30～99人	100.0	100.0	-	24.1	-	100.0	98.8	1.2	22.9	0.1

区 分	事 業 所 内 託 児 施 設					育児に要する経費の援助措置				
	措置を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める措置の利用者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める措置の利用者の割合	措置を開始した者の男女比			出産した女性労働者に占める措置の利用者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める措置の利用者の割合
	計	女 性	男 性			計	女 性	男 性		
計	100.0	99.4	0.6	36.1	0.3	100.0	98.3	1.7	32.4	0.3
【規模】										
500人以上	100.0	99.5	0.5	33.7	0.3	100.0	100.0	-	13.3	-
100～499人	100.0	99.2	0.8	45.0	0.5	100.0	95.3	4.7	28.8	0.9
30～99人	100.0	100.0	-	51.9	-	100.0	100.0	-	54.4	-

(注) 勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む。）のうち、H8.7.1までの間に措置の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）の割合である。

第25表 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用期間別利用者割合

(%)

区 分	計	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
【勤務時間短縮等の措置】							
短時間勤務制度	100.0	15.5	16.1	39.2	13.5	4.1	11.6
フレックスタイム制度	100.0	2.1	3.2	43.1	2.0	2.4	47.3
始業・終業時刻の繰上・繰下	100.0	11.0	21.9	43.3	13.4	0.1	10.3
所定外労働の免除	100.0	16.8	21.4	28.1	12.8	7.5	13.5
事業所内託児施設	100.0	17.5	10.8	14.1	21.1	25.7	10.7
育児に要する経費の援助措置	100.0	14.7	9.5	9.1	26.7	9.5	30.6

(注) H7.4.1～H8.3.31までの1年間に措置の利用を終了した者についての割合である。

第26表 産業、規模、労働組合の有無及び介護休業制度の有無、制度の根拠別事業所割合

(%)

区 分	計	介護休業 制度あり	介護休業 制度なし			介護休業 制度なし
			就業規則等	慣 行	無回答	
計	100.0	23.2 (100.0)	(78.7)	(20.3)	(1.1)	76.8
【産業】						
D鉱業	100.0	13.9 (100.0)	(88.6)	(11.4)	(-)	86.1
E建設業	100.0	9.5 (100.0)	(49.6)	(50.4)	(-)	90.5
F製造業	100.0	19.5 (100.0)	(72.2)	(25.1)	(2.7)	80.5
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.0 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	17.0
H運輸・通信業	100.0	27.8 (100.0)	(90.7)	(9.2)	(0.0)	72.2
I卸売・小売業、飲食店	100.0	25.7 (100.0)	(67.5)	(31.6)	(0.9)	74.3
J金融・保険業	100.0	55.6 (100.0)	(99.0)	(1.0)	(-)	44.4
K不動産業	100.0	25.4 (100.0)	(94.5)	(5.5)	(-)	74.6
Lサービス業	100.0	17.8 (100.0)	(81.0)	(17.8)	(1.1)	82.2
【規模】						
500人以上	100.0	68.1 (100.0)	(97.4)	(2.5)	(0.1)	31.9
100～499人	100.0	32.6 (100.0)	(89.4)	(9.9)	(0.7)	67.4
30～ 99人	100.0	20.2 (100.0)	(73.5)	(25.3)	(1.3)	79.8
【労働組合の有無】						
労働組合あり	100.0	47.4 (100.0)	(93.6)	(5.9)	(0.5)	52.6
労働組合なし	100.0	9.9 (100.0)	(39.2)	(58.1)	(2.6)	90.1

事業所総数 = 100.0%

第27表 産業、規模及び介護休業制度の導入時期別事業所割合

(%)

区 分	計	介護休業制度の導入時期								
		～昭和 59年度	60～平 成元 年度	2～3 年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	無回答
計	100.0	3.0	3.9	7.1	30.2	17.5	16.2	13.9	7.5	0.7
【産業】										
D鉱業	100.0	-	-	-	35.9	5.1	5.1	41.0	12.8	-
E建設業	100.0	-	22.6	0.2	5.1	24.4	38.4	9.0	0.3	-
F製造業	100.0	2.2	4.4	10.5	25.6	20.9	16.7	12.3	6.6	0.8
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.0	5.9	46.8	36.7	4.7	3.5	1.0	0.5
H運輸・通信業	100.0	4.2	0.1	0.1	37.4	13.5	23.0	4.1	17.4	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	1.7	6.7	14.6	35.4	10.7	5.8	20.8	4.3	-
J金融・保険業	100.0	6.1	0.2	4.1	32.7	22.6	16.1	15.1	3.0	-
K不動産業	100.0	-	-	-	15.3	21.1	19.0	26.7	17.9	-
Lサービス業	100.0	2.5	5.3	3.6	21.5	16.4	22.4	15.1	10.6	2.7
【規模】										
500人以上	100.0	3.0	3.4	15.0	34.1	16.6	12.8	8.6	6.5	-
100～499人	100.0	2.2	2.5	10.4	27.4	16.7	20.0	11.1	9.4	0.4
30～ 99人	100.0	3.3	4.7	5.0	31.0	18.0	14.8	15.6	6.8	0.8

介護休業制度の根拠を就業規則等で明文化している事業所 = 100.0%

第28表 産業、規模及び介護休業制度の導入検討予定別事業所割合

(%)

区 分	計	実施検討予定あり					実施検討予定なし	無回答
			1年以内に実施予定	1～3年以内に実施予定	未 定	無回答		
計	100.0	39.2(100.0)	(6.4)	(33.7)	(59.9)	(0.0)	60.6	0.2
【産業】								
D鉱業	100.0	31.3(100.0)	(8.2)	(16.5)	(75.3)	(-)	68.8	-
E建設業	100.0	36.4(100.0)	(13.5)	(32.0)	(54.5)	(-)	63.6	-
F製造業	100.0	40.4(100.0)	(5.7)	(31.3)	(62.9)	(0.1)	59.6	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	62.2(100.0)	(4.1)	(37.9)	(57.9)	(-)	37.8	-
H運輸・通信業	100.0	34.5(100.0)	(1.2)	(42.0)	(56.8)	(-)	64.0	1.4
I卸売・小売業、飲食店	100.0	38.3(100.0)	(8.6)	(39.1)	(52.3)	(-)	61.7	-
J金融・保険業	100.0	55.1(100.0)	(0.5)	(26.0)	(73.5)	(-)	44.9	-
K不動産業	100.0	51.1(100.0)	(1.3)	(29.6)	(69.1)	(-)	48.9	-
Lサービス業	100.0	39.0(100.0)	(5.8)	(31.0)	(63.2)	(0.0)	61.0	-
【規模】								
500人以上	100.0	72.4(100.0)	(13.8)	(36.4)	(49.3)	(0.4)	27.6	-
100～499人	100.0	51.3(100.0)	(9.1)	(35.3)	(55.5)	(0.1)	48.7	-
30～ 99人	100.0	36.6(100.0)	(5.6)	(33.2)	(61.2)	(0.0)	63.2	0.2

介護休業制度なしの事業所= 100.0%

第29表 産業、規模及び対象となる家族の範囲別事業所割合

(%)

区 分	計	対象となる家族の範囲 (M. A.)									制限なし	無回答
		制限あり	配偶者	本人の父 母	子 供	配偶者の父 母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他		
計	100.0	87.1(100.0)	(99.0)	(96.8)	(94.2)	(85.7)	(38.1)	(26.4)	(18.4)	(15.8)	11.7	1.3
【産業】												
D鉱業	100.0	88.6(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(23.1)	(17.9)	(17.9)	(-)	11.4	-
E建設業	100.0	57.6(100.0)	(100.0)	(98.0)	(100.0)	(77.8)	(46.6)	(7.6)	(7.5)	(2.1)	42.4	-
F製造業	100.0	85.2(100.0)	(96.3)	(95.3)	(95.2)	(83.3)	(37.6)	(24.6)	(16.8)	(17.6)	11.8	3.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.0(100.0)	(99.3)	(98.8)	(97.2)	(88.3)	(51.6)	(68.5)	(44.4)	(18.1)	-	1.0
H運輸・通信業	100.0	92.5(100.0)	(100.0)	(100.0)	(87.5)	(94.1)	(53.3)	(33.8)	(19.5)	(16.7)	7.5	0.0
I卸売・小売業、飲食店	100.0	85.5(100.0)	(100.0)	(94.1)	(96.8)	(82.8)	(28.8)	(19.3)	(15.7)	(16.3)	12.6	0.9
J金融・保険業	100.0	99.2(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.8)	(93.6)	(25.5)	(22.8)	(16.5)	(11.4)	0.8	-
K不動産業	100.0	99.3(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(88.1)	(49.4)	(54.1)	(33.8)	(7.3)	-	0.7
Lサービス業	100.0	79.9(100.0)	(99.1)	(96.5)	(86.6)	(78.8)	(51.2)	(33.1)	(23.1)	(18.9)	18.4	1.7
【規模】												
500人以上	100.0	98.7(100.0)	(98.8)	(99.2)	(97.5)	(91.4)	(51.4)	(37.5)	(27.0)	(16.0)	1.3	0.1
100～499人	100.0	91.6(100.0)	(99.3)	(98.9)	(96.8)	(90.5)	(40.1)	(28.5)	(20.2)	(16.3)	7.6	0.8
30～ 99人	100.0	84.6(100.0)	(98.9)	(95.7)	(93.1)	(83.3)	(36.3)	(24.7)	(17.0)	(15.7)	13.9	1.5

介護休業制度ありの事業所= 100.0%

(注)「祖父母」、「兄弟姉妹」については、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含む。

第30表 産業、規模及び最長休業期間別事業所割合

(%)

区 分	計	期間の最高限 度を決めている	最 長 休 業 期 間						必要日 数取得 できる	無回答
			3か月 未満	3か月	3か月を 超え1年 未満	1 年	1年を 超える 期間	無回答		
計	100.0	86.9 (100.0)	(10.1)	(12.2)	(13.2)	(53.8)	(10.6)	(0.1)	12.0	1.2
【産業】										
D 鉱業	100.0	88.6 (100.0)	(-)	(28.2)	(-)	(71.8)	(-)	(-)	11.4	-
E 建設業	100.0	60.8 (100.0)	(25.7)	(2.1)	(20.7)	(51.5)	(-)	(-)	39.2	-
F 製造業	100.0	84.1 (100.0)	(9.9)	(9.1)	(15.8)	(59.3)	(5.9)	(-)	13.1	2.8
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	100.0 (100.0)	(1.0)	(0.5)	(1.5)	(93.4)	(3.6)	(-)	-	-
H 運輸・通信業	100.0	92.5 (100.0)	(5.1)	(6.0)	(3.0)	(50.3)	(35.6)	(-)	7.5	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	81.0 (100.0)	(17.8)	(4.7)	(14.7)	(60.6)	(2.2)	(-)	18.1	0.9
J 金融・保険業	100.0	99.2 (100.0)	(3.9)	(22.8)	(14.4)	(50.2)	(8.6)	(-)	0.8	-
K 不動産業	100.0	90.1 (100.0)	(1.0)	(38.2)	(8.8)	(52.1)	(-)	(-)	9.2	0.7
L サービス業	100.0	88.5 (100.0)	(9.0)	(23.6)	(15.4)	(37.6)	(13.9)	(0.6)	9.8	1.7
【規模】										
500人以上	100.0	99.1 (100.0)	(2.7)	(5.8)	(9.7)	(73.5)	(8.2)	(0.1)	0.9	0.1
100～499人	100.0	94.0 (100.0)	(4.9)	(9.4)	(14.8)	(64.7)	(6.2)	(-)	5.1	0.9
30～ 99人	100.0	83.4 (100.0)	(12.9)	(13.9)	(12.8)	(47.7)	(12.6)	(0.1)	15.2	1.4

介護休業制度ありの事業所= 100.0%

第31表 産業、規模及び取得回数別事業所割合

(%)

区 分	計	制限あり											制限なし	無 回 答	
		同一要介護者につき					同一要介護者の同一疾病につき					その他			
		1 回	2 回	3回以上	無回答	1 回	2 回	3回以上	無回答						
計	100.0	48.5 (100.0)	(78.6) (100.0)	[95.1]	[2.9]	[1.6]	[0.4]	(17.2) (100.0)	[82.2]	[10.8]	[0.6]	[6.5]	[3.3]	50.1	1.4
【産業】															
D 鉱 業	100.0	88.6 (100.0)	(89.7) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.1) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.1)	11.4	-
E 建設業	100.0	28.5 (100.0)	(94.1) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.9) (100.0)	[75.0]	[25.0]	[-]	[-]	(-)	71.5	-
F 製造業	100.0	50.8 (100.0)	(67.3) (100.0)	[92.9]	[1.2]	[4.3]	[1.7]	(27.1) (100.0)	[85.8]	[12.1]	[1.6]	[0.6]	(5.1)	46.1	3.1
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	73.7 (100.0)	(92.4) (100.0)	[91.9]	[6.7]	[1.4]	[-]	(4.8) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(2.9)	25.3	-
H 運輸・通信業	100.0	50.2 (100.0)	(87.8) (100.0)	[97.7]	[2.0]	[0.3]	[-]	(18.4) (100.0)	[23.6]	[-]	[-]	[76.4]	(1.7)	49.8	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	39.4 (100.0)	(55.5) (100.0)	[97.0]	[3.0]	[-]	[-]	(13.0) (100.0)	[82.0]	[17.7]	[0.3]	[-]	(1.5)	59.6	0.9
J 金融・保険業	100.0	68.1 (100.0)	(83.4) (100.0)	[96.5]	[3.5]	[-]	[-]	(10.6) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(3.2)	31.9	-
K 不動産業	100.0	59.2 (100.0)	(37.4) (100.0)	[99.0]	[-]	[-]	[1.0]	(59.3) (100.0)	[96.3]	[-]	[-]	[3.8]	(3.3)	40.8	-
L サービス業	100.0	41.3 (100.0)	(69.7) (100.0)	[89.5]	[5.3]	[6.0]	[0.2]	(23.8) (100.0)	[84.4]	[15.6]	[-]	[-]	(6.4)	56.2	2.4
【規模】															
500人以上	100.0	62.8 (100.0)	(62.0) (100.0)	[92.0]	[5.4]	[1.8]	[0.8]	(31.5) (100.0)	[87.9]	[9.2]	[0.8]	[2.1]	(6.5)	39.2	0.1
100～499人	100.0	57.1 (100.0)	(78.9) (100.0)	[95.9]	[2.6]	[1.0]	[0.6]	(17.5) (100.0)	[82.9]	[14.9]	[1.7]	[0.4]	(3.6)	41.4	1.5
30～ 99人	100.0	44.4 (100.0)	(80.0) (100.0)	[94.9]	[2.8]	[1.9]	[0.3]	(16.7) (100.0)	[80.7]	[8.9]	[-]	[10.4]	(2.9)	54.1	1.4

介護休業制度ありの事業所= 100.0%

第32表 対象労働者の範囲別事業所割合

(%)

区 分	計	休業で できる	休業で できない	無回答
所定労働日数が週2日 以下の労働者	100.0	18.2	80.6	3.2
勤続1年未満の労働者	100.0	44.2	53.9	1.9
3月以内に退職すること が明らかな労働者	100.0	36.7	61.5	1.9

介護休業制度ありの事業所= 100.0%

第33表 介護休業期間中の金銭支給の有無・内容別事業所割合

(%)

区 分	計	金銭の支給 (M. A.)			金銭の 支給な し	無回答
		金銭の支給 あり	毎月の金銭 の支給あり	児童金等の 支給あり		
会社からの金銭 の支給あり	100.0	32.6 (100.0)	[84.3]	(17.5)	66.2	1.2
共済会等からの 金銭支給あり	100.0	7.8 (100.0)	(42.4)	(58.2)	90.7	1.5

介護休業制度ありの事業所= 100.0%

第34表 産業、規模及び最長休業期間、会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合

(%)

区 分	計	金銭支給 あり	(M. A.)								金銭支給 なし	無 回 答
			毎月金銭 の支給 あり	(M. A.)						児童金等 の支給 あり		
				所定内給 与の100% 支給	定 率	定 額	社会保 険負担 相当額	その他	無回答			
計	100.0	32.6 (100.0)	{ 84.3 } [100.0]	[11.1]	[9.7]	[1.4]	[58.6]	[15.4]	[3.9]	(17.5)	66.2	1.2
【産業】												
D 鉱 業	100.0	59.1 (100.0)	{100.0} [100.0]	[-]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	40.9	-
E 建設業	100.0	45.1 (100.0)	{ 99.9 } [100.0]	[66.9]	[27.5]	[-]	[0.4]	[5.3]	[-]	(7.3)	54.9	-
F 製造業	100.0	26.0 (100.0)	{ 79.1 } [100.0]	[3.5]	[10.0]	[7.8]	[60.3]	[15.0]	[3.3]	(24.0)	71.4	2.7
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	12.6 (100.0)	{ 72.7 } [100.0]	[21.2]	[10.6]	[-]	[46.2]	[22.1]	[-]	(35.0)	87.4	-
H 運輸・通信業	100.0	46.0 (100.0)	{ 99.8 } [100.0]	[1.8]	[3.7]	[-]	[86.6]	[7.9]	[-]	(2.0)	54.0	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	39.2 (100.0)	{ 68.9 } [100.0]	[21.2]	[12.4]	[0.1]	[32.0]	[21.6]	[12.7]	(31.4)	59.9	0.9
J 金融・保険業	100.0	11.1 (100.0)	{100.0} [100.0]	[-]	[-]	[-]	[43.0]	[57.0]	[-]	(-)	88.9	-
K 不動産業	100.0	10.5 (100.0)	{100.0} [100.0]	[43.8]	[-]	[-]	[56.3]	[-]	[-]	(-)	89.5	-
L サービス業	100.0	41.2 (100.0)	{ 91.9 } [100.0]	[2.6]	[9.4]	[0.2]	[80.4]	[7.4]	[0.1]	(10.2)	57.1	1.7
【規模】												
500人以上	100.0	27.6 (100.0)	{ 85.3 } [100.0]	[6.6]	[18.2]	[3.4]	[62.8]	[7.9]	[1.1]	(16.9)	72.3	0.1
100~499人	100.0	30.7 (100.0)	{ 87.8 } [100.0]	[8.0]	[11.4]	[3.6]	[57.7]	[17.1]	[2.2]	(15.5)	68.7	0.6
30~ 99人	100.0	33.6 (100.0)	{ 83.1 } [100.0]	[12.4]	[8.6]	[0.6]	[58.6]	[15.2]	[4.6]	(18.2)	64.9	1.4
【最長休業期間】 最長限度を決めて いる												
3か月未満	100.0	32.8 (100.0)	{ 86.0 } [100.0]	[8.5]	[9.9]	[1.6]	[63.5]	[15.8]	[0.7]	(15.7)	67.2	-
3か月	100.0	47.3 (100.0)	{ 73.5 } [100.0]	[60.6]	[24.0]	[-]	[8.8]	[6.1]	[0.5]	(29.1)	52.7	-
3か月を超え 1年未満	100.0	16.3 (100.0)	{ 85.9 } [100.0]	[7.2]	[16.9]	[-]	[62.7]	[13.1]	[-]	(14.4)	83.7	-
1年	100.0	15.6 (100.0)	{ 85.6 } [100.0]	[0.5]	[4.0]	[8.0]	[78.0]	[9.4]	[0.1]	(23.1)	84.4	-
1年を超える 期間	100.0	30.9 (100.0)	{ 86.6 } [100.0]	[0.5]	[10.9]	[2.3]	[65.9]	[19.2]	[1.2]	(14.7)	70.0	-
限度はなく、必要 日数取得できる	100.0	74.0 (100.0)	{ 92.3 } [100.0]	[0.7]	[0.9]	[-]	[82.3]	[16.1]	[-]	(7.7)	26.0	-
	100.0	34.2 (100.0)	{ 73.2 } [100.0]	[32.8]	[7.5]	[-]	[17.9]	[11.7]	[30.1]	(30.0)	65.5	0.3

介護休業制度ありの事業所= 100.0%

第35表 労働者負担分の社会保険料の支払い方法・復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合

(%)

計	毎月会社、 共済会等が 負担する又 は支給する 金銭の中 から差し引く	労働者が毎 月支払う（ 会社へ持参 又は口座へ 振り込む）	会社、共 済会等が 介護休業 終了時まで 立て替える	復職後の返済免除制度の有無				その他	無回答
				復職後一定 期間勤務す れば全額免 除される	復職後一定 期間勤務す れば一部免 除される	返済は免 除されな い	無回答		
100.0	29.0	39.4	24.4 (100.0)	(17.8)	(1.8)	(80.3)	(0.1)	5.9	1.2

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第36表 規模及び介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	定期昇給 時に昇給	復職後に 昇給	復職後に 昇給延伸	定期昇給 制度なし	無 回 答
計	100.0	39.1	28.0	27.7	3.8	1.3
【規模】						
500人以上	100.0	56.9	23.0	18.0	1.9	0.2
100～499人	100.0	46.1	25.4	24.7	2.9	1.0
30～99人	100.0	35.4	29.3	29.5	4.3	1.5

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第37表 規模及び賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	一定額又は 一定率支給 する	支給しな い	賞与の制 度がない	無 回 答
計	100.0	83.8	5.2	9.7	0.1	1.2
【規模】						
500人以上	100.0	88.9	6.0	4.9	0.1	0.1
100～499人	100.0	86.1	5.3	7.9	0.1	0.6
30～99人	100.0	82.6	5.2	10.7	0.1	1.5

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第38表 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	休業前の賃金 又はそれ以上 の額を保障す る	能力等を考慮 して調整する ので休業前の 額を下回ること がある	そ の 他	無 回 答
計	100.0	83.6	10.6	4.7	1.2
【規模】					
500人以上	100.0	90.5	4.3	5.2	0.1
100～499人	100.0	88.8	5.5	5.0	0.7
30～99人	100.0	81.2	12.8	4.5	1.4

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第39表 規模及び退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	原則として 全期間勤続 年数に算入 する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数に 全く算入し ない	退職金制度 がない	無 回 答
計	100.0	33.2	18.0	46.9	0.6	1.3
【規模】						
500人以上	100.0	40.8	14.1	45.0	0.0	0.1
100～499人	100.0	28.8	19.0	51.5	0.0	0.6
30～99人	100.0	34.3	17.9	45.4	0.8	1.6

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

第40表 産業、規模及び介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・内容別事業所割合

(%)

区 分	計	講じている 措 置 の 内 容 (M. A.)					講じていな い	無 回 答
			休業中の情 報提供	職場復帰の ための講習	そ の 他	無 回 答		
計	100.0	34.2 (100.0)	(88.1)	(22.7)	(7.2)	(1.0)	64.6	1.2
【産業】								
D 鉱 業	100.0	36.4 (100.0)	(68.8)	(-)	(-)	(31.3)	63.6	-
E 建設業	100.0	7.0 (100.0)	(42.4)	(56.8)	(0.8)	(-)	93.0	-
F 製造業	100.0	28.1 (100.0)	(90.5)	(16.7)	(3.0)	(0.5)	68.8	3.1
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	53.0 (100.0)	(94.4)	(17.2)	(3.8)	(-)	47.0	-
H 運輸・通信業	100.0	48.1 (100.0)	(88.7)	(42.8)	(9.6)	(-)	51.9	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	29.4 (100.0)	(89.9)	(4.8)	(11.6)	(3.9)	69.6	0.9
J 金融・保険業	100.0	55.5 (100.0)	(88.6)	(26.9)	(4.2)	(-)	44.5	-
K 不動産業	100.0	42.1 (100.0)	(85.9)	(22.9)	(14.1)	(-)	57.2	0.7
L サービス業	100.0	23.8 (100.0)	(80.3)	(27.3)	(8.5)	(0.1)	74.5	1.7
【規模】								
500人以上	100.0	41.8 (100.0)	(96.7)	(14.2)	(3.2)	(0.1)	58.1	0.2
100～499人	100.0	38.4 (100.0)	(87.7)	(19.0)	(7.2)	(1.0)	60.6	1.0
30～99人	100.0	32.1 (100.0)	(87.6)	(25.0)	(7.5)	(1.1)	66.4	1.4

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

第41表 復職後の職場・職種別事業所割合

(%)

計	原則として 原職復帰する	本人の希望を 考慮し会社が 決定	会社の人事管 理等の都合に より決定	無 回 答
100.0	82.8	7.9	4.2	5.1

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

第42表 介護休業取得者の有無・人数別事業所割合

(%)

計	休業取得者ありの事業所						休業取得者なしの事業所
		1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上	
100.0	12.2 (100.0)	(60.9)	(26.6)	(6.2)	(1.9)	(4.4)	87.8

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

(注) H5.4.1～ H8.3.31までの3年間に介護休業を開始した者についての割合である。

第43表 産業、規模、取得できる介護休業期間別1年度当たり介護休業取得者割合

(%)

区 分	常用労働者に占める1年度当たり休業取得者の割合	性 別		女性常用労働者に占める1年度当たり休業取得者の割合	男性常用労働者に占める1年度当たり休業取得者の割合
		女 性	男 性		
計	0.04 (100.0)	(81.3)	(18.7)	0.10	0.01
【産業】					
D 鉱 業	0.00 (100.0)	(0.0)	(0.0)	0.00	0.00
E 建設業	0.02 (100.0)	(41.5)	(58.5)	0.06	0.01
F 製造業	0.05 (100.0)	(85.4)	(14.6)	0.20	0.01
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.01 (100.0)	(59.1)	(40.9)	0.04	0.00
H 運輸・通信業	0.04 (100.0)	(61.2)	(38.8)	0.14	0.02
I 卸売・小売業、飲食店	0.03 (100.0)	(99.5)	(0.5)	0.05	0.00
J 金融・保険業	0.02 (100.0)	(99.3)	(0.7)	0.03	0.00
K 不動産業	0.05 (100.0)	(98.6)	(1.3)	0.20	0.00
L サービス業	0.03 (100.0)	(67.5)	(32.5)	0.07	0.02
【規模】					
500人以上	0.02 (100.0)	(77.5)	(22.5)	0.06	0.01
100～499人	0.05 (100.0)	(74.7)	(25.3)	0.11	0.02
30～ 99人	0.06 (100.0)	(91.9)	(8.1)	0.14	0.01
【取得できる介護休業期間】					
3か月未満	0.09 (100.0)	(82.3)	(17.7)	0.16	0.03
3か月	0.03 (100.0)	(85.4)	(14.6)	0.06	0.01
3か月を超え1年未満	0.09 (100.0)	(78.6)	(21.4)	0.22	0.03
1年	0.02 (100.0)	(82.3)	(17.7)	0.06	0.01
1年を超える期間	0.03 (100.0)	(78.5)	(21.5)	0.10	0.01

(注) 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、介護休業制度がある事業所の常用労働者に占める、H5.4.1～ H8.3.31までの3年間に介護休業を開始した者の1年度当たりの割合である。

第44表 産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合

(%)

区 分	計	代替要員 を採用し た	採用の方法 (M. A.)				代替要員 を採用し なかった	理 由 (M. A.)					無回答	
			臨時的 にパート・ア イト採用	派遣労 働者の 利用	元従業 員を再 雇用	その他		無回答	人件費 のトが高 い	人員確 保が困難	復職後 の代替 要員の 処遇が 難しい	採用す る必要 がなか った		その他
計	100.0	15.3 (100.0)	(79.3)	(3.2)	(2.3)	(13.5)	(2.3)	(4.1)	(8.6)	(10.1)	(81.2)	(7.0)	(0.1)	4.4
【産業】	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
D 鉱業	100.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(69.2)	(30.8)	(-)	1.3
E 建設業	100.0	7.7 (100.0)	(21.4)	(13.6)	(9.5)	(46.4)	(9.5)	(5.5)	(11.9)	(19.9)	(74.7)	(6.0)	(0.1)	5.6
F 製造業	100.0	2.6 (100.0)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(18.4)	(23.7)	(57.9)	(-)	-
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	0.9 (100.0)	(77.8)	(22.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1.0)	(98.3)	(1.0)	(-)	6.0
H 運輸・通信業	100.0	41.2 (100.0)	(92.1)	(-)	(-)	(8.4)	(-)	(7.7)	(7.7)	(2.7)	(95.9)	(2.0)	(-)	3.5
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	24.6 (100.0)	(98.7)	(-)	(-)	(1.3)	(-)	(-)	(-)	(0.4)	(81.4)	(18.6)	(-)	-
J 金融・保険業	100.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(50.0)	(80.0)	(-)	(20.0)	(-)	80.8
K 不動産業	100.0	22.0 (100.0)	(99.3)	(-)	(0.7)	(-)	(0.7)	(4.1)	(11.8)	(1.0)	(77.1)	(11.1)	(-)	1.3
L サービス業	100.0	7.0 (100.0)	(60.0)	(24.6)	(-)	(18.5)	(1.5)	(4.2)	(2.6)	(12.6)	(76.6)	(16.9)	(-)	3.3
【規模】	100.0	13.6 (100.0)	(60.5)	(4.5)	(0.5)	(29.2)	(5.8)	(7.4)	(4.3)	(5.6)	(86.0)	(9.2)	(0.1)	6.4
500人以上	100.0	19.4 (100.0)	(93.6)	(-)	(3.6)	(2.8)	(-)	(1.0)	(14.9)	(13.5)	(78.4)	(1.4)	(-)	2.9
100～499人														
30～99人														

介護休業制度ありの事業所においてH5.4.1～H8.7.1までの間に介護休業を開始した者がいた事業所 = 100.0%

第45表 産業、規模別介護休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合
(%)

区 分	代替要員の 採用の割合
計	13.3
【産業】	
D 鉱業	-
E 建設業	-
F 製造業	5.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	6.8
H 運輸・通信業	1.2
I 卸売・小売業、飲食店	42.4
J 金融・保険業	21.0
K 不動産業	-
L サービス業	27.9
【規模】	
500人以上	5.8
100～499人	9.6
30～99人	22.5

介護休業制度ありの事業所におけるH5.4.1～H8.7.1
までの間の介護休業開始者＝100.0 %

第46表 産業、規模別復職者割合

(%)

区 分	介護休業取得 者に占める復 職者割合	女性介護休業 取得者に占め る復職者割合	男性介護休業 取得者に占め る復職者割合
計	89.7	90.0	88.5
【産業】			
D 鉱業	-	-	-
E 建設業	88.1	59.3	100.0
F 製造業	89.0	88.4	92.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0
H 運輸・通信業	85.5	99.4	71.7
I 卸売・小売業、飲食店	93.8	93.8	100.0
J 金融・保険業	88.5	88.4	100.0
K 不動産業	78.6	76.9	100.0
L サービス業	92.3	89.8	98.3
【規模】			
500人以上	90.5	89.4	94.0
100～499人	87.1	88.2	84.3
30～99人	92.4	92.1	95.3

介護休業制度ありの事業所におけるH5.4.1～H8.3.31までの3年間に復職予定
であった者＝100.0%

第47表 産業、規模、最長介護休業期間及び取得した介護休業期間別介護休業取得割合

(%)

区 分	計							女							男						
	計	1週間 未満	1～2 週間未 満	2週間 ～1か 月未満	1～3 か月未 満	3か月 ～1年 未満	1年 以上	計	1週間 未満	1～2 週間未 満	2週間 ～1か 月未満	1～3 か月未 満	3か月 ～1年 未満	1年 以上	計	1週間 未満	1～2 週間未 満	2週間 ～1か 月未満	1～3 か月未 満	3か月 ～1年 未満	1年 以上
計	100.0	10.1	7.1	13.3	35.9	26.6	1.0	100.0	6.5	5.9	21.3	34.3	29.9	1.1	100.0	24.7	8.0	6.2	47.3	13.1	0.7
【産業】																					
D鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E建設業	100.0	35.0	9.8	25.2	23.9	6.1	-	100.0	-	-	68.8	-	31.3	-	100.0	43.5	12.2	14.5	29.8	-	-
F製造業	100.0	11.4	7.7	20.2	33.6	25.0	1.2	100.0	7.0	5.0	21.7	35.2	28.9	1.1	100.0	37.9	17.2	11.5	18.3	13.6	1.5
G電気・ガス・熱供給・水道 業	100.0	30.5	-	36.1	8.3	22.2	2.8	100.0	-	-	72.2	11.1	11.1	5.6	100.0	61.1	-	-	5.6	33.3	-
H運輸・通信業	100.0	10.4	5.2	1.4	30.5	52.3	0.2	100.0	-	9.0	1.7	1.9	87.5	-	100.0	24.6	-	1.1	69.7	4.2	0.4
I卸売・小売業、飲食店	100.0	11.5	-	25.3	42.2	20.5	0.5	100.0	11.5	-	25.5	42.1	20.4	0.5	100.0	-	-	-	57.1	42.9	-
J金融・保険業	100.0	7.7	7.7	17.3	30.8	36.1	0.5	100.0	7.8	7.8	17.6	30.7	35.6	0.5	100.0	-	-	-	33.3	56.7	-
K不動産業	100.0	-	27.3	27.3	45.5	-	-	100.0	-	30.0	30.0	40.0	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-
Lサービス業	100.0	2.5	11.1	17.1	50.2	17.6	1.4	100.0	3.5	16.1	24.6	37.9	15.8	2.1	100.0	0.5	0.5	1.0	76.5	21.5	-
【規模】																					
500人以上	100.0	5.4	5.6	12.1	44.1	29.4	3.4	100.0	3.2	3.9	10.8	45.7	32.8	3.7	100.0	12.0	10.7	15.8	39.5	19.4	2.6
100～499人	100.0	10.6	6.9	18.4	35.7	24.8	0.5	100.0	8.7	7.8	23.8	28.6	29.2	0.8	100.0	15.8	4.4	3.0	64.6	12.3	-
30～99人	100.0	12.5	8.3	22.0	38.2	27.0	-	100.0	6.1	7.6	24.2	33.1	29.1	-	100.0	78.8	16.3	-	-	4.9	-
【最長介護休業期間】																					
期間の最長程度を決めている	100.0	8.8	6.4	17.5	36.8	29.3	1.2	100.0	7.5	6.3	20.1	32.0	32.9	1.2	100.0	13.5	6.8	7.4	56.0	15.3	0.9
3か月未満	100.0	34.9	17.9	32.4	13.8	1.0	-	100.0	25.3	19.4	38.3	15.9	1.3	-	100.0	77.3	11.6	6.6	4.4	-	-
3か月	100.0	19.9	14.2	21.1	42.9	1.9	-	100.0	19.7	16.5	22.9	39.9	1.1	-	100.0	21.1	2.6	12.3	57.9	6.1	-
3か月を超え1年未満	100.0	6.2	3.7	23.6	50.3	16.1	0.1	100.0	7.5	2.9	29.8	39.7	19.9	0.1	100.0	1.7	6.4	3.0	85.5	3.3	-
1年	100.0	3.3	5.1	10.0	36.4	42.4	2.1	100.0	1.6	4.5	10.0	36.1	45.7	2.0	100.0	10.5	7.8	13.3	37.7	27.9	2.7
1年を超える期間	100.0	0.1	1.4	5.3	20.6	69.5	3.1	100.0	0.1	1.0	5.8	10.4	78.8	3.9	100.0	-	3.1	3.1	58.9	34.8	-
期間の限度はない	100.0	16.1	10.5	21.9	37.0	14.2	0.3	100.0	2.1	9.6	26.7	44.5	16.8	0.3	100.0	80.6	14.4	-	2.9	2.1	-

H5.4.1～H5.3.31までの3年間に復職した者＝100.0%

第48表 産業、規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合 (%)

区 分	計	勤務時間短縮等の措置を実施している	措 置 の 種 類 (M. A.)					勤務時間短縮等の措置を実施していない	無 回 答
			短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上繰下	介護に要する経費援助措置	無回答		
計	100.0	9.2 (100.0)	(81.2)	(16.8)	(36.3)	(5.4)	(0.7)	90.7	0.1
【産業】									
D鉱業	100.0	11.1 (100.0)	(100.0)	(-)	(34.3)	(-)	(-)	88.9	-
E建設業	100.0	3.0 (100.0)	(96.0)	(39.5)	(83.9)	(1.2)	(-)	97.0	-
F製造業	100.0	7.5 (100.0)	(76.7)	(25.9)	(44.4)	(3.7)	(1.0)	92.4	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.4 (100.0)	(94.4)	(9.2)	(21.4)	(6.9)	(-)	35.0	0.6
H運輸・通信業	100.0	10.1 (100.0)	(99.5)	(0.4)	(3.1)	(-)	(0.1)	89.9	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	10.4 (100.0)	(74.7)	(11.9)	(50.4)	(12.1)	(0.6)	89.6	-
J金融・保険業	100.0	14.7 (100.0)	(96.5)	(-)	(1.9)	(5.2)	(-)	85.3	-
K不動産業	100.0	5.9 (100.0)	(81.0)	(16.2)	(34.3)	(-)	(-)	94.1	-
Lサービス業	100.0	9.3 (100.0)	(72.9)	(28.0)	(40.3)	(2.3)	(1.2)	90.5	0.2
【規模】									
500人以上	100.0	37.0 (100.0)	(86.2)	(16.3)	(19.5)	(8.2)	(1.0)	63.0	-
100～499人	100.0	15.0 (100.0)	(82.6)	(19.7)	(35.7)	(9.7)	(0.9)	84.9	0.1
30～99人	100.0	7.3 (100.0)	(80.1)	(15.4)	(38.3)	(3.1)	(0.5)	92.6	0.1
【労働組合の有無】									
労働組合あり	100.0	18.5 (100.0)	(86.8)	(10.9)	(30.3)	(6.1)	(0.5)	81.4	0.1
労働組合なし	100.0	4.1 (100.0)	(67.2)	(31.3)	(51.2)	(3.6)	(0.9)	95.8	0.1
【介護休業制度の有無】									
制度あり	100.0	37.7 (100.0)	(81.5)	(16.6)	(36.2)	(5.6)	(0.5)	62.3	0.1
制度なし	100.0	0.6 (100.0)	(75.9)	(19.7)	(37.2)	(0.6)	(3.9)	99.3	0.1

事業所総数 = 100.0%

第49表 産業、規模及び勤務時間短縮等の措置の導入時期別事業所割合 (%)

区 分	計	措 置 の 導 入 時 期								
		～昭和59年度	60～平成元年度	2～3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	無回答
計	100.0	2.2	3.0	7.0	28.0	10.6	14.3	17.8	10.8	6.5
【産業】										
D鉱業	100.0	-	-	-	40.0	-	5.7	40.0	14.3	-
E建設業	100.0	3.7	-	0.2	3.9	-	42.5	12.9	1.3	35.5
F製造業	100.0	4.6	2.4	11.4	19.3	15.1	17.3	14.1	12.5	3.4
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	0.7	20.7	25.2	12.0	34.0	6.1	1.2
H運輸・通信業	100.0	-	0.2	-	80.1	0.4	18.4	0.4	0.4	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	2.3	4.6	13.8	24.4	13.0	4.9	26.7	1.6	8.9
J金融・保険業	100.0	-	1.7	0.1	9.9	-	0.8	34.4	53.0	-
K不動産業	100.0	-	-	-	5.7	1.0	22.9	25.7	44.8	-
Lサービス業	100.0	1.7	4.7	2.8	26.5	12.2	23.3	10.0	8.2	10.6
【規模】										
500人以上	100.0	1.0	2.0	12.1	36.1	15.2	10.2	10.8	11.0	1.5
100～499人	100.0	1.5	1.9	11.5	29.2	11.6	16.0	14.5	12.2	1.5
30～99人	100.0	2.5	3.6	4.2	26.5	9.7	13.9	20.1	10.1	9.3

勤務時間短縮等の措置がある事業所 = 100.0%

第50表 産業、規模及び勤務時間短縮等の措置の導入検討予定別事業所割合

(%)

区 分	計	実施検討 予定あり					実施検討 予定なし
			1年以内 に実施予 定	1～3年 以内に実 施予定	未 定	無回答	
計	100.0	25.3(100.0)	(6.0)	(30.6)	(63.3)	(0.1)	74.7
【産業】							
D鉱業	100.0	22.4(100.0)	(7.9)	(14.3)	(77.8)	(-)	77.6
E建設業	100.0	27.0(100.0)	(12.9)	(25.5)	(61.6)	(0.0)	73.0
F製造業	100.0	26.6(100.0)	(5.8)	(27.8)	(66.4)	(0.0)	73.4
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.1(100.0)	(-)	(17.7)	(82.3)	(-)	72.9
H運輸・通信業	100.0	19.2(100.0)	(6.1)	(43.7)	(50.3)	(-)	80.8
I卸売・小売業・飲食店	100.0	24.4(100.0)	(5.8)	(29.4)	(64.8)	(-)	75.6
J金融・保険業	100.0	34.7(100.0)	(0.0)	(42.7)	(57.2)	(-)	65.3
K不動産業	100.0	30.5(100.0)	(0.6)	(31.7)	(67.8)	(-)	69.5
Lサービス業	100.0	24.3(100.0)	(6.0)	(29.0)	(64.6)	(0.4)	75.7
【規模】							
500人以上	100.0	28.9(100.0)	(12.1)	(39.0)	(48.8)	(0.1)	71.1
100～499人	100.0	28.9(100.0)	(6.8)	(29.6)	(63.6)	(0.1)	71.1
30～99人	100.0	24.5(100.0)	(5.7)	(30.7)	(63.4)	(0.1)	75.5

勤務時間短縮等の措置がない事業所= 100.0%

第51表 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の最長利用期間等別事業所割合

(%)

区 分	計	最長の利用期間					平日1日に短縮する時間の長さ				
		3か 月未 満	3か 月	3か月 を超え 1年未 満	1 年	1年を 超える 期間	1時間 未満	1時間 以上2 時間未 満	2時間 以上4 時間未 満	4時時 以上	無回 答
【勤務時間短縮等の措置】											
短時間勤務制度	100.0	5.4	12.6	5.3	42.2	34.5	5.5	31.5	49.5	9.6	3.9
フレックスタイム制度	100.0	0.6	9.5	3.9	31.9	54.0					
始業・終業時刻の繰上・繰下	100.0	3.7	11.5	6.4	52.8	25.6					
介護に要する経費の援助措置	100.0	27.1	13.3	5.9	26.9	26.9					

各措置がある事業所= 100.0%

第52表 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無・人数別事業所割合

(%)

区 分	計	利用者あり			利用者なし	
		1 人	2 人	3人以上		
【勤務時間短縮等の措置】						
短時間勤務制度	100.0	5.2 (100.0)	(61.6)	(8.2)	(30.2)	94.8
フレックスタイム制度	100.0	5.5 (100.0)	(19.1)	(21.1)	(59.8)	94.5
始業・終業時刻の繰上・繰下	100.0	12.4 (100.0)	(90.0)	(5.3)	(4.6)	87.6
介護に要する経費の援助措置	100.0	0.3 (100.0)	(25.0)	(75.0)	(-)	99.7

(注) 勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH5.4.1～H8.3.31までの3年間に措置の利用を開始した者がいた事業所の割合である。

第53表 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の男女別1年度当たり利用者割合

(%)

区 分	常用労働者に占める1年度当たり措置利用者の割合	性 別		女性常用労働者に占める1年度当たり措置利用者の割合	男性労働者に占める1年度当たり措置利用者の割合
		女	性		
【勤務時間短縮等の措置】					
短時間勤務制度	0.09(100.0)	(88.5)	(11.5)	0.28	0.01
フレックスタイム制度	1.16(100.0)	(28.2)	(71.8)	2.33	0.97
始業・終業時刻の繰上・繰下	0.58(100.0)	(85.0)	(15.0)	0.97	0.17
介護に要する経費の援助措置	0.02(100.0)	(42.9)	(57.1)	0.01	0.04

(注) 労働者に占める措置利用者の割合とは、勤務時間短縮等の措置がある事業所の労働者に占める、H5.4.1～H8.3.31までの3年間に勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の1年度当たりの割合である。

第54表 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用期間別利用者割合

(%)

区 分	計	1週間未満	1～2週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3か月～1年未満	1～2年未満	2年以上
【勤務時間短縮等の措置】								
短時間勤務制度	100.0	4.6	11.4	12.7	33.1	8.9	13.8	15.5
フレックスタイム制度	100.0	2.0	-	0.3	0.1	3.6	0.0	94.0
始業・終業時刻の繰上・繰下	100.0	11.6	1.9	8.5	13.6	45.1	14.6	4.7
介護に要する経費の援助措置	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-

(注) H5.4.1～H8.3.31までの3年間に措置の利用を終了した者についての割合である。

第55表 産業、規模及び再雇用制度の有無、根拠、導入時期別事業所割合

(%)

区 分	計	制度あり	就業規則等	再雇用制度の導入時期								償 行	無回答	制度なし
				昭和49年度以前	昭和50～59年度	昭和60～平成元年度	平成2～3年度	平成4～5年度	平成6～8年度	無回答				
計	100.0	20.7 (100.0)	{ 44.5 [100.0]	{ 3.8}	{ 5.9}	[22.4]	[18.6]	[33.6]	{ 8.8}	{ 6.8}	(54.5)	(1.0)	79.3	
【産業】 D鉱業	100.0	4.7 (100.0)	{ - [-]	{ -}	{ -}	{ -}	{ -}	{ -}	{ -}	{ -}	(100.0)	{ -}	95.3	
E建設業	100.0	15.7 (100.0)	{ 41.0 [100.0]	{ -}	[1.7]	[52.0]	[26.2]	[1.8]	[18.3]	{ -}	(58.3)	(0.7)	84.3	
F製造業	100.0	17.3 (100.0)	{ 29.6 [100.0]	{ 7.1}	[13.0]	[17.6]	[10.8]	[23.5]	[22.2]	{ 5.9}	(59.8)	(0.6)	82.7	
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	22.3 (100.0)	{ 88.2 [100.0]	{ -}	{ -}	[15.6]	[69.9]	[4.1]	[4.1]	{ 6.3}	(11.8)	{ -}	77.7	
H運輸・通信業	100.0	17.0 (100.0)	{ 64.6 [100.0]	[2.1]	[2.3]	[0.2]	[9.5]	[85.9]	{ -}	{ -}	(35.4)	{ -}	83.0	
I卸売・小売業、飲食店	100.0	24.5 (100.0)	{ 40.6 [100.0]	[4.6]	[6.0]	[29.4]	[26.8]	[29.4]	[2.0]	{ 1.8}	(56.7)	(2.8)	75.5	
J金融・保険業	100.0	37.2 (100.0)	{ 85.8 [100.0]	[3.4]	[0.1]	[30.0]	[24.9]	[10.6]	[8.3]	[22.7]	(13.9)	(0.2)	62.8	
K不動産業	100.0	7.1 (100.0)	{ 44.5 [100.0]	{ -}	{ -}	{ -}	[57.9]	{ -}	[36.8]	{ 5.3}	(55.5)	{ -}	92.9	
Lサービス業	100.0	20.8 (100.0)	{ 36.7 [100.0]	[3.1]	[10.8]	[14.4]	[6.3]	[51.7]	[10.5]	[3.2]	(63.3)	(0.0)	79.2	
【規模】 500人以上	100.0	25.7 (100.0)	{ 79.1 [100.0]	[12.2]	[10.4]	[20.4]	[23.5]	[23.7]	[3.6]	[6.2]	(19.3)	(1.6)	74.3	
100～499人	100.0	21.4 (100.0)	{ 56.1 [100.0]	[5.5]	[10.1]	[17.6]	[16.2]	[33.2]	[12.2]	[5.2]	(43.2)	(0.7)	78.6	
30～ 99人	100.0	20.5 (100.0)	{ 40.9 [100.0]	[2.9]	[4.3]	[24.1]	[19.2]	[34.2]	[8.0]	[7.4]	(58.1)	(1.0)	79.5	

事業所総数 = 100.0%

(注) 導入時期は、再雇用制度の根拠を就業規則等で明文化している事業所を100.0%としている。

第56表 産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた退職者の有無別事業所割合並びに男女別労働者に占める制度の適用を受けた退職者割合

(%)

区 分	計	制度の適用を受けた退職者がいた	制度の適用を受けた退職者がいない	女性労働者に占める退職者の割合	男性労働者に占める退職者の割合
計	100.0	11.3	88.7	0.4	0.2
【産業】					
D 鉱業	100.0	-	100.0	-	-
E 建設業	100.0	30.2	69.8	1.5	0.6
F 製造業	100.0	9.1	90.9	0.4	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.9	96.1	0.3	0.0
H 運輸・通信業	100.0	4.1	95.9	-	0.3
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	12.4	87.6	0.5	0.1
J 金融・保険業	100.0	7.0	93.0	0.9	0.1
K 不動産業	100.0	10.0	90.0	0.1	0.1
L サービス業	100.0	0.7	99.3	0.2	0.1
【規模】					
500人以上	100.0	29.5	70.5	0.8	0.0
100～499人	100.0	17.1	82.9	0.4	0.3
30～99人	100.0	9.5	90.5	0.3	0.2

再雇用制度ありの事業所 = 100.0%

(注) 女性労働者（男性労働者）に占める退職者の割合とは、再雇用制度がある事業所の女性労働者（男性労働者）に占める、H7.4.1～H8.3.31までの1年間に制度の適用を受けて退職した者の割合である。

第57表 産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた再雇用者の有無別事業所割合並びに男女別労働者に占める制度の適用を受けた再雇用者割合

(%)

区 分	計	制度の適用を受けた再雇用者がいた	制度の適用を受けた再雇用者がいない	女性労働者に占める再雇用者の割合	男性労働者に占める再雇用者の割合
計	100.0	12.1	87.9	0.2	0.1
【産業】					
D 鉱業	100.0	-	100.0	-	-
E 建設業	100.0	28.8	71.2	0.1	0.5
F 製造業	100.0	14.5	85.5	0.3	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.6	94.4	0.2	-
H 運輸・通信業	100.0	2.8	97.2	-	0.3
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	12.1	87.9	0.2	0.1
J 金融・保険業	100.0	7.0	93.0	0.1	0.0
K 不動産業	100.0	14.5	85.5	0.1	0.3
L サービス業	100.0	6.0	94.0	0.2	0.1
【規模】					
500人以上	100.0	13.0	87.0	0.1	0.0
100～499人	100.0	18.7	81.3	0.1	0.3
30～99人	100.0	10.6	89.4	0.3	0.2

再雇用制度ありの事業所 = 100.0%

(注) 女性労働者（男性労働者）に占める再雇用者の割合とは、再雇用制度がある事業所の女性労働者（男性労働者）に占める、H7.4.1～H8.3.31までの1年間に制度の適用を受けて再雇用された者の割合である。

第58表 産業、規模及び家族看護休暇制度の有無、制度の根拠別事業所割合

(%)

区 分	計	制度あり				制度なし
			就業規則等	慣 行	無回答	
計	100.0	8.2 (100.0)	(48.9)	(50.7)	(0.4)	91.8
【産業】						
D 鉱業	100.0	2.8 (100.0)	(44.4)	(55.6)	(-)	97.2
E 建設業	100.0	10.2 (100.0)	(11.6)	(88.4)	(-)	89.8
F 製造業	100.0	7.8 (100.0)	(37.9)	(61.1)	(1.0)	92.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	35.0 (100.0)	(96.5)	(3.5)	(-)	65.0
H 運輸・通信業	100.0	12.6 (100.0)	(81.8)	(18.2)	(-)	87.4
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	7.7 (100.0)	(32.4)	(66.8)	(0.9)	92.3
J 金融・保険業	100.0	0.8 (100.0)	(86.3)	(13.7)	(-)	99.2
K 不動産業	100.0	5.4 (100.0)	(32.0)	(68.0)	(-)	94.6
L サービス業	100.0	8.0 (100.0)	(67.4)	(32.6)	(-)	92.0
【規模】						
500人以上	100.0	15.2 (100.0)	(92.0)	(7.8)	(0.2)	84.8
100～499人	100.0	8.7 (100.0)	(69.2)	(28.5)	(2.3)	91.3
30～ 99人	100.0	8.0 (100.0)	(42.2)	(57.8)	(-)	92.0

事業所総数 = 100.0%

第59表 産業、規模及び家族看護休暇制度の導入時期別事業所割合

(%)

区 分	計	家族看護休暇制度の導入時期						
		～昭和 49年度	50～59 年度	60～平 成元 年度	2～6 年度	7年度	8年度	無回答
計	100.0	2.3	25.1	16.2	40.4	5.1	4.6	6.3
【産業】								
D 鉱業	100.0	-	-	-	50.0	-	-	50.0
E 建設業	100.0	-	0.4	-	99.5	-	-	-
F 製造業	100.0	4.7	4.2	9.5	57.2	6.7	6.8	10.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	8.4	13.9	68.6	7.8	-	1.3
H 運輸・通信業	100.0	2.3	81.4	2.7	0.5	-	-	13.2
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	-	4.7	25.7	56.8	0.4	12.4	-
J 金融・保険業	100.0	1.0	-	-	97.0	1.0	-	1.0
K 不動産業	100.0	-	-	87.1	3.2	-	9.7	-
L サービス業	100.0	2.5	3.8	30.5	45.8	11.4	4.6	1.4
【規模】								
500人以上	100.0	4.1	10.9	6.3	60.3	6.8	7.0	4.6
100～499人	100.0	7.0	14.7	10.1	48.9	4.3	10.0	5.0
30～ 99人	100.0	0.3	30.6	19.6	35.2	5.3	2.2	6.9

家族看護休暇制度の根拠を就業規則等で明文化している事業所 = 100.0%

第60表 産業、規模及び家族看護休暇制度の導入検討予定別事業所割合

(%)

区 分	計	実施検討予定あり					実施検討予定なし	無回答
			1年以内に実施予定	1～3年以内に実施予定	未 定	無回答		
計	100.0	15.4 (100.0)	(3.0)	(15.1)	(81.9)	(0.0)	84.5	0.1
【産業】								
D 鉱業	100.0	21.5 (100.0)	(3.0)	(15.2)	(81.8)	(-)	78.5	-
E 建設業	100.0	15.8 (100.0)	(7.5)	(12.0)	(80.5)	(0.0)	84.2	-
F 製造業	100.0	16.8 (100.0)	(3.2)	(18.5)	(78.3)	(-)	83.0	0.2
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.6 (100.0)	(-)	(14.3)	(85.7)	(-)	91.4	-
H 運輸・通信業	100.0	8.7 (100.0)	(-)	(20.0)	(80.0)	(-)	91.3	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	19.0 (100.0)	(4.0)	(8.6)	(87.4)	(-)	81.0	0.0
J 金融・保険業	100.0	11.9 (100.0)	(0.9)	(2.1)	(97.0)	(-)	88.1	-
K 不動産業	100.0	16.9 (100.0)	(-)	(22.6)	(77.4)	(-)	83.1	-
L サービス業	100.0	14.0 (100.0)	(0.6)	(22.5)	(76.9)	(-)	85.9	0.2
【規模】								
500人以上	100.0	8.9 (100.0)	(-)	(16.0)	(83.6)	(0.3)	90.7	0.4
100～499人	100.0	16.0 (100.0)	(3.8)	(18.4)	(77.8)	(-)	83.7	0.3
30～ 99人	100.0	15.4 (100.0)	(2.8)	(14.4)	(82.8)	(-)	84.5	0.0

家族看護休暇制度なしの事業所 = 100.0%

第61表 産業、規模及び家族看護休暇制度の形態別事業所割合

(%)

区 分	計	休暇・休職・休業等	失効年次有給休暇	そ の 他	無 回 答
計	100.0	71.2	15.2	8.7	4.9
【産業】					
D 鉱業	100.0	100.0	-	-	-
E 建設業	100.0	64.7	1.2	33.1	1.1
F 製造業	100.0	70.1	22.9	4.0	3.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	52.2	45.7	2.1	-
H 運輸・通信業	100.0	77.1	0.1	14.5	8.3
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	65.0	23.3	-	11.7
J 金融・保険業	100.0	17.1	82.1	0.9	-
K 不動産業	100.0	55.7	22.7	21.6	-
L サービス業	100.0	82.1	10.1	7.8	-
【規模】					
500人以上	100.0	50.3	47.6	1.4	0.7
100～499人	100.0	64.4	30.9	1.8	2.9
30～ 99人	100.0	73.7	10.1	10.7	5.5

家族看護休暇制度ありの事業所 = 100.0%

第62表 産業、規模及び家族看護休暇制度の対象となる要介護者の範囲別事業所割合

(%)

区 分	計	制限あり 対象となる要介護者の範囲 (M. A.)										制限なし	無 回 答
			子 供	配偶者	本人の 父母	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉 妹	孫	その他	無回答		
計	100.0	65.4 (100.0)	(83.1)	(81.6)	(93.0)	(56.9)	(35.9)	(28.0)	(24.6)	(17.7)	(0.5)	30.3	4.3
【産業】													
D鉱 業	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(22.2)	(-)	(-)	(-)	-	-
E建設業	100.0	43.9 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(50.2)	(26.3)	(2.5)	(-)	(-)	(-)	55.0	1.1
F製造業	100.0	69.9 (100.0)	(92.6)	(88.8)	(98.4)	(70.4)	(37.4)	(26.1)	(22.0)	(14.5)	(0.1)	28.7	1.4
G電気・ガス・熱供給・ 水道業	100.0	92.7 (100.0)	(100.0)	(98.6)	(100.0)	(95.9)	(91.9)	(90.5)	(86.5)	(16.0)	(-)	7.3	-
H運輸・通信業	100.0	83.6 (100.0)	(97.6)	(97.5)	(97.6)	(51.0)	(48.7)	(46.3)	(46.2)	(24.8)	(2.4)	16.4	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	48.5 (100.0)	(93.3)	(93.5)	(99.9)	(69.0)	(45.7)	(29.3)	(19.7)	(1.9)	(-)	34.4	17.1
J金融・保険業	100.0	86.3 (100.0)	(84.2)	(21.8)	(100.0)	(82.2)	(-)	(3.0)	(-)	(-)	(-)	13.7	-
K不動産業	100.0	100.0 (100.0)	(78.4)	(78.4)	(100.0)	(55.7)	(6.2)	(6.2)	(6.2)	(6.2)	(-)	-	-
Lサービス業	100.0	69.7 (100.0)	(42.2)	(42.8)	(73.1)	(31.7)	(11.6)	(12.6)	(11.0)	(34.0)	(-)	30.3	-
【規模】													
500人以上	100.0	82.7 (100.0)	(94.9)	(93.8)	(97.7)	(82.7)	(44.4)	(38.1)	(25.3)	(17.1)	(1.2)	16.8	0.5
100～499人	100.0	78.3 (100.0)	(93.5)	(90.4)	(97.4)	(70.5)	(37.4)	(32.0)	(25.5)	(10.1)	(2.1)	18.8	2.9
30～ 99人	100.0	61.6 (100.0)	(79.2)	(78.2)	(91.4)	(51.3)	(35.0)	(26.3)	(24.2)	(20.2)	(-)	33.6	4.8

家族看護休暇制度ありの事業所 = 100.0%

第63表 休暇日数別事業所割合

(%)

計	制限あり	1年間に つき								同一要 介護者につ き			
			1日～ 10日	11日～ 1か月	1か月 を超え る期間	その他				1日～ 10日	11日～ 1か月	1か月 を超え る期間	その他
100.0	63.5 (100.0)	(21.2) (100.0)	[36.2]	[8.6]	[23.0]	[32.2]	(33.2) (100.0)	[54.2]	[19.3]	[15.0]	[1.5]		

(制限あ り)	失効年次 有給休暇 で	1年間に つき				在職中に つき	1年間に つき				勤続年数 により	その他	制限なし	無回答
		1日～ 10日	11日～ 1か月	1か月 を超え る期間	その他		1日～ 10日	11日～ 1か月	1か月 を超え る期間	その他				
	(11.5) (100.0)	[6.4]	[39.8]	[22.2]	[30.7]	(5.2) (100.0)	[46.1]	[34.8]	[17.4]	[1.7]	(8.7)	(19.7)	35.5	1.0

家族看護休暇制度ありの事業所 = 100.0%

第64表 家族看護休暇取得者の有無別事業所割合

(%)

計	女			男		
	休暇取得者あり	休暇取得者なし	計	休暇取得者あり	休暇取得者なし	計
100.0	24.1	75.9	100.0	66.4	33.6	100.0

家族看護休暇制度ありの事業所 = 100.0%

(注) H7.4.1～H8.3.31までの1年間に家族看護休暇を開始した者についての割合である。

第65表 産業、規模及び休暇利用期間別利用者割合

(%)

区分	計						女						男					
	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を超える期間	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を超える期間	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を超える期間
【産業】																		
D鉱業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
E建設業	100.0	27.2	72.4	-	-	0.3	100.0	9.4	90.2	-	-	0.4	100.0	75.0	25.0	-	-	-
F製造業	100.0	71.6	11.7	8.0	4.3	4.4	100.0	64.5	13.3	7.9	6.8	7.4	100.0	81.4	9.5	8.1	0.8	0.2
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.2	14.1	11.8	8.4	0.5	100.0	66.9	9.0	12.7	10.2	1.2	100.0	64.1	17.5	11.2	7.2	-
H運輸・通信業	100.0	3.6	71.9	12.0	1.5	10.9	100.0	3.0	83.4	13.6	-	-	100.0	7.7	2.6	2.6	10.3	76.9
I卸売・小売業、飲食店	100.0	81.6	8.0	2.5	6.4	1.5	100.0	92.8	0.7	2.8	2.0	1.7	100.0	0.8	60.8	-	38.3	-
J金融・保険業	100.0	42.1	5.3	50.0	2.6	-	100.0	44.4	5.6	50.0	-	-	100.0	-	-	50.0	50.0	-
K不動産業	100.0	25.0	-	75.0	-	-	100.0	25.0	-	75.0	-	-	-	-	-	-	-	-
Lサービス業	100.0	90.4	5.1	1.2	1.8	1.5	100.0	58.8	22.5	5.4	8.3	4.9	100.0	98.6	0.6	0.1	0.1	0.6
【規模】																		
500人以上	100.0	66.9	18.2	9.1	2.5	3.3	100.0	57.4	23.6	8.8	4.4	5.9	100.0	71.8	15.5	9.2	1.5	2.0
100～499人	100.0	80.7	7.6	4.7	3.2	3.8	100.0	47.5	21.1	14.4	5.7	11.4	100.0	94.0	2.2	0.8	2.2	0.8
30～99人	100.0	77.5	11.7	4.1	4.4	2.3	100.0	74.4	12.8	3.7	6.0	3.1	100.0	86.3	8.3	5.3	-	-

(注) H7.4.1～H8.3.31までの1年間に家族看護休暇を取得した者についての割合である。

付 録 表

(5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の主要集計結果)

付 録 表 目 次

（育児休業制度）

第1表	産業、規模、労働組合の有無及び育児休業制度の規定の有無別事業所割合 （5人以上）	59
第2表	産業、規模及び育児休業期間別事業所割合（5人以上）	59
第3表	育児休業期間中（子が1歳未満）の産業、規模及び会社からの金銭支給の 有無・内容別事業所割合（5人以上）	60
第4表	育児休業期間中（子が1歳以上）の産業、規模及び会社からの金銭支給の 有無・内容別事業所割合（5人以上）	61
第5表	規模及び育児休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合 （5人以上）	62
第6表	規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別 事業所割合（5人以上）	62
第7表	規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合（5人以上）	62
第8表	規模及び退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合（5人以上）	62
第9表	産業、規模及び育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措 置の有無・内容別事業所割合（5人以上）	63
第10表	産業、規模別常用労働者に占める出産者割合（5人以上）	64
第11表	産業、規模、労働組合の有無並びに常用労働者に占める出産者の有無別及 び出産者ありの事業所における育児休業取得者ありの事業所割合（5人以上）	64
第12表	産業、規模、取得できる育児休業期間、会社から支給される金銭の有無別 育児休業取得者割合（5人以上）	65
第13表	産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由 別事業所割合（5人以上）	66
第14表	産業、規模別育児休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合（5人以上）	67
第15表	産業、規模別復職者割合（5人以上）	67
第16表	産業、規模及び取得した育児休業期間別育児休業取得者割合（5人以上）	68

（働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置）

第17表	産業、規模、労働組合の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無 別事業所割合（5人以上）	69
第18表	産業、規模及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無別事業所 割合（5人以上）	70
第19表	規模別勤務時間短縮等の措置（種類ごと）がある事業所の出産者に占める利 用者割合（5人以上）	71

（介護休業制度）

第20表	産業、規模、労働組合の有無及び介護休業制度の有無、制度の根拠別事業 所割合（5人以上）	72
第21表	産業、規模及び介護休業制度の導入検討予定別事業所割合（5人以上）	72
第22表	産業、規模及び最長休業期間別事業所割合（5人以上）	73
第23表	産業、規模及び取得回数別事業所割合（5人以上）	73

第24表	産業、規模及び最長休業期間、会社からの金銭支給の有無・内容別事業所 割合(5人以上)	74
第25表	労働者負担分の社会保険料の支払い方法・復職後の返済免除の制度の有無 別事業所割合(5人以上)	75
第26表	規模及び介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合 (5人以上)	75
第27表	規模及び賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別 事業所割合(5人以上)	75
第28表	規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合(5人以上)	75
第29表	規模及び退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合(5人以上)	76
第30表	産業、規模及び介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措 置の有無・内容別事業所割合(5人以上)	76
第31表	介護休業取得者の有無・人数別事業所割合(5人以上)	77
第32表	産業、規模、取得できる介護休業期間別1年度当たり介護休業取得者割 合(5人以上)	77
第33表	産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由 別事業所割合(5人以上)	78
第34表	産業、規模別介護休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合(5人以上) ...	79
第35表	産業、規模別復職者割合(5人以上)	79
第36表	産業、規模、最長介護休業期間及び取得した介護休業期間別介護休業取得 者割合(5人以上)	80
(働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置)		
第37表	産業、規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の 措置(種類ごと)の有無別事業所割合(5人以上)	81
第38表	産業、規模及び勤務時間短縮等の措置の導入検討予定別事業所割合(5人以上) ...	82
(再雇用制度)		
第39表	産業、規模及び再雇用制度の有無、根拠、導入時期別事業所割合(5人以上)	82
(家族看護休暇制度)		
第40表	産業、規模及び家族看護休暇制度の有無、制度の根拠別事業所割合(5人以上) ...	83
第41表	産業、規模及び家族看護休暇制度の導入検討予定別事業所割合(5人以上)	83

第1表 産業、規模、労働組合の有無及び育児休業制度の規定の有無別事業所割合（5人以上）
（％）

区 分	計	育児休業制度 の規定あり	育児休業制度 の規定なし
計	100.0	36.4	63.6
【産業】			
D鉱業	100.0	22.2	77.8
E建設業	100.0	22.2	77.8
F製造業	100.0	25.8	74.2
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	85.6	14.4
H運輸・通信業	100.0	48.0	52.0
I卸売・小売業、飲食店	100.0	38.5	61.5
J金融・保険業	100.0	95.6	4.4
K不動産業	100.0	40.4	59.6
Lサービス業	100.0	35.9	64.1
【規模】			
500人以上	100.0	97.1	2.9
100～499人	100.0	81.4	18.6
30～99人	100.0	55.4	44.6
5～29人	100.0	32.0	68.0
(再掲) 30人以上	100.0	60.8	39.2
【労働組合の有無】			
労働組合あり	100.0	84.4	15.6
労働組合なし	100.0	24.6	75.4

事業所総数＝ 100.0％

第2表 産業、規模及び育児休業期間別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	子が1歳未満	子が1歳以上 3歳未満	子が3歳以上	無 回 答
計	100.0	93.2	5.4	1.2	0.2
【産業】					
D鉱業	100.0	99.2	-	0.8	-
E建設業	100.0	100.0	0.0	-	-
F製造業	100.0	95.7	3.9	0.4	-
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.0	5.0	-	-
H運輸・通信業	100.0	88.2	10.9	0.9	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	95.0	2.1	3.0	-
J金融・保険業	100.0	94.2	4.2	0.0	1.6
K不動産業	100.0	99.8	0.2	-	-
Lサービス業	100.0	87.2	12.7	0.1	-
【規模】					
500人以上	100.0	84.4	15.4	0.2	-
100～499人	100.0	90.4	8.8	0.8	-
30～99人	100.0	89.2	9.8	1.0	-
5～29人	100.0	94.5	3.9	1.4	0.2
(再掲) 30人以上	100.0	89.4	9.7	0.9	-

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第3表 育児休業期間中（子が1歳未満）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	金銭支給 あり (M. A.)							金銭支給 なし	無 回 答	
		毎月金銭 の 支 給 あり	(M. A.)					見舞金等 の 支 給 あり			
			所定内給 与の100% 支給	定 率	定 額	そ の 他	無 回 答				
計	100.0	18.2 (100.0)	(57.0) [100.0]	[9.6]	[24.8]	[3.6]	[59.6]	[0.3]	(43.0)	81.7	0.1
【産業】											
D 鉱 業	100.0	7.1 (100.0)	(74.5) [100.0]	[-]	[74.3]	[5.7]	[20.0]	[-]	(25.5)	92.9	-
E 建設業	100.0	25.0 (100.0)	(67.8) [100.0]	[-]	[48.8]	[-]	[51.2]	[-]	(32.2)	74.5	0.5
F 製造業	100.0	17.7 (100.0)	(62.3) [100.0]	[20.7]	[9.6]	[20.4]	[48.8]	[0.5]	(37.7)	82.1	0.3
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	13.6 (100.0)	(75.9) [100.0]	[4.7]	[13.1]	[-]	[75.0]	[7.2]	(24.1)	86.4	-
H 運輸・通信業	100.0	19.5 (100.0)	(89.3) [100.0]	[27.6]	[2.7]	[-]	[69.7]	[-]	(10.7)	80.5	-
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	18.7 (100.0)	(33.8) [100.0]	[0.3]	[22.1]	[0.0]	[76.6]	[1.0]	(66.2)	81.3	-
J 金融・保険業	100.0	13.0 (100.0)	(77.0) [100.0]	[14.8]	[14.8]	[-]	[70.4]	[0.0]	(23.0)	87.0	-
K 不動産業	100.0	30.1 (100.0)	(80.6) [100.0]	[-]	[1.1]	[74.2]	[24.7]	[-]	(20.0)	69.9	0.0
L サービス業	100.0	16.4 (100.0)	(69.2) [100.0]	[7.3]	[42.7]	[0.6]	[49.3]	[0.0]	(30.8)	83.6	0.0
【規模】											
500人以上	100.0	16.4 (100.0)	(70.6) [100.0]	[-]	[16.0]	[7.2]	[73.5]	[3.2]	(29.4)	83.5	0.0
100～499人	100.0	20.1 (100.0)	(65.8) [100.0]	[5.1]	[21.6]	[3.9]	[69.2]	[0.1]	(34.2)	79.7	0.2
30～ 99人	100.0	15.4 (100.0)	(70.2) [100.0]	[2.4]	[23.4]	[2.2]	[70.4]	[1.6]	(29.8)	84.3	0.2
5～ 29人	100.0	18.7 (100.0)	(53.5) [100.0]	[12.1]	[25.6]	[6.7]	[55.6]	[-]	(46.5)	81.3	0.0
(再掲) 30人以上	100.0	16.6 (100.0)	(68.9) [100.0]	[3.1]	[22.7]	[2.8]	[70.2]	[1.3]	(31.1)	83.2	0.2

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0%

第4表 育児休業期間中（子が1歳以上）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	金銭支給 (M. A.)								金銭支給 なし	
		金銭支給 あり	毎月金銭 (M. A.) の 支 給						見舞金等 の 支 給 あり		
			あり	所定内給 与の100% 支給	定 率	定 額	労働者負 担分の社 会保険料 相当額	そ の 他			無 回 答
計	100.0	46.5 (100.0)	(95.4) [100.0]	[5.2]	[2.4]	[0.1]	[69.2]	[-]	[23.1]	(4.6)	53.5
【産業】 D 鉱 業	100.0	- (-)	(-) [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	100.0
E 建設業	100.0	- (-)	(-) [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	100.0
F 製造業	100.0	61.8 (100.0)	(79.8) [100.0]	[53.8]	[2.5]	[0.4]	[42.1]	[-]	[1.2]	(20.2)	38.2
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	- (-)	(-) [-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(-)	100.0
H 運輸・通信業	100.0	51.8 (100.0)	(89.5) [100.0]	[-]	[-]	[-]	[97.4]	[-]	[2.6]	(10.5)	48.2
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	16.2 (100.0)	(95.0) [100.0]	[-]	[22.1]	[-]	[30.0]	[-]	[47.8]	(5.0)	83.8
J 金融・保険業	100.0	0.7 (100.0)	(100.0) [100.0]	[-]	[-]	[-]	[84.2]	[-]	[15.8]	(-)	99.3
K 不動産業	100.0	17.6 (100.0)	(100.0) [100.0]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[100.0]	(-)	82.4
L サービス業	100.0	69.0 (100.0)	(99.6) [100.0]	[-]	[-]	[0.1]	[73.2]	[-]	[26.7]	(0.4)	31.0
【規模】 500人以上	100.0	39.8 (100.0)	(93.6) [100.0]	[0.9]	[1.4]	[6.4]	[86.3]	[-]	[5.0]	(6.4)	60.2
100～499人	100.0	31.9 (100.0)	(85.3) [100.0]	[-]	[-]	[0.6]	[87.5]	[-]	[11.8]	(14.7)	68.1
30～ 99人	100.0	50.6 (100.0)	(94.6) [100.0]	[-]	[7.4]	[-]	[75.8]	[-]	[16.8]	(5.4)	49.4
5～ 29人	100.0	46.8 (100.0)	(97.0) [100.0]	[8.5]	[-]	[-]	[63.6]	[-]	[27.9]	(3.0)	53.2
(再掲) 30人以上	100.0	46.1 (100.0)	(93.1) [100.0]	[0.0]	[6.1]	[0.3]	[77.9]	[-]	[15.7]	(6.9)	53.9

第5表 規模及び育児休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合（5人以上）（％）

区 分	計	定期昇給 時に昇給	復職後に 昇給	復職後に 昇給延伸	定期昇給 制度なし	無 回 答
計	100.0	27.4	25.0	41.9	5.4	0.3
【規模】						
500人以上	100.0	52.5	24.6	20.4	2.2	0.2
100～499人	100.0	38.1	23.5	33.2	4.9	0.3
30～99人	100.0	29.9	28.5	35.6	5.7	0.2
5～29人	100.0	25.6	24.3	44.4	5.4	0.3
(再掲) 30人以上	100.0	32.5	27.2	34.6	5.4	0.3

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第6表 規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合（5人以上）（％）

区 分	計	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	一定額又は 一定率を支 給する	支給しない	賞与の制度 がない	無 回 答
計	100.0	76.2	3.8	17.8	1.6	0.6
【規模】						
500人以上	100.0	90.0	2.9	6.6	0.3	0.2
100～499人	100.0	84.9	2.3	11.7	0.8	0.3
30～99人	100.0	81.0	3.6	14.2	0.7	0.5
5～29人	100.0	74.1	4.0	19.3	1.9	0.6
(再掲) 30人以上	100.0	82.2	3.2	13.4	0.7	0.4

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第7表 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合（5人以上）（％）

区 分	計	休業前の賃金 又はそれを 保障する	能力等を考 慮して、調 整する前 の賃金と 異なる	そ の 他	無 回 答
計	100.0	79.8	12.2	7.7	0.4
【規模】					
500人以上	100.0	90.9	3.7	5.3	0.1
100～499人	100.0	89.6	5.8	4.6	0.0
30～99人	100.0	85.7	8.0	6.1	0.2
5～29人	100.0	77.4	13.8	8.4	0.5
(再掲) 30人以上	100.0	86.7	7.3	5.7	0.2

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第8表 規模及び退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合（5人以上）（％）

区 分	計	原則として 勤続年数に 算入する	原則として 勤続年数に 算入しない	勤続年数に 算入しない	退職金制度 がない	無 回 答
計	100.0	28.9	14.9	54.2	0.9	1.1
【規模】						
500人以上	100.0	34.1	14.3	51.2	0.2	0.1
100～499人	100.0	26.8	13.5	58.9	0.6	0.1
30～99人	100.0	29.8	12.5	56.4	1.0	0.4
5～29人	100.0	28.8	15.6	53.3	1.0	1.4
(再掲) 30人以上	100.0	29.2	12.8	56.9	0.9	0.3

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第9表 産業、規模及び育児休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・内容別事業所割合（5人以上）
（％）

区 分	計	講じている 措 置 の 内 容 (M. A.)					講じていない	無 回 答
			休業中の情 報提供	職場復帰の ための講習	そ の 他	無 回 答		
計	100.0	28.6 (100.0)	(63.9)	(24.6)	(9.4)	(2.0)	70.8	0.6
【産業】								
D鉱 業	100.0	33.1 (100.0)	(62.0)	(34.8)	(3.1)	(-)	66.9	-
E建設業	100.0	26.0 (100.0)	(58.5)	(40.1)	(0.3)	(1.2)	73.5	0.5
F製造業	100.0	22.2 (100.0)	(69.1)	(22.9)	(7.3)	(0.7)	76.0	1.8
G電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	49.7 (100.0)	(78.7)	(17.4)	(3.8)	(-)	50.0	0.3
H運輸・通信業	100.0	34.5 (100.0)	(78.3)	(17.9)	(3.8)	(0.0)	62.7	2.8
I卸売・小売業、 飲食店	100.0	24.7 (100.0)	(58.8)	(28.5)	(7.0)	(5.7)	75.3	-
J金融・保険業	100.0	51.9 (100.0)	(70.5)	(24.6)	(4.8)	(0.1)	46.6	1.5
K不動産業	100.0	22.6 (100.0)	(48.4)	(50.5)	(1.1)	(-)	77.4	0.0
Lサービス業	100.0	26.5 (100.0)	(59.9)	(13.1)	(26.9)	(0.1)	73.5	-
【規模】								
500人以上	100.0	48.7 (100.0)	(93.9)	(27.0)	(3.0)	(1.3)	51.2	0.1
100～499人	100.0	35.9 (100.0)	(84.2)	(25.4)	(7.0)	(1.8)	64.0	0.1
30～ 99人	100.0	30.9 (100.0)	(78.7)	(34.1)	(10.2)	(0.8)	68.9	0.2
5～ 29人	100.0	27.2 (100.0)	(73.0)	(28.0)	(11.9)	(2.9)	72.0	0.8
(再掲) 30人以上	100.0	32.5 (100.0)	(80.8)	(31.5)	(9.1)	(1.1)	67.3	0.2

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第10表 産業、規模別常用労働者に占める出産者割合（5人以上）

（％）

区 分	常用労働者に 占める出産者 （配偶者が出 産した男性を 含む。）の割合	女性常用労働 者に占める出 産した女性労 働者の割合	男性常用労働 者に占める配 偶者が出産し た男性労働者 の割合
計	4.8	4.0	5.2
【産業】			
D 鉱 業	4.0	5.5	3.7
E 建設業	4.5	2.6	4.9
F 製造業	4.0	2.9	4.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	4.2	2.9	4.3
H 運輸・通信業	4.9	3.2	5.3
I 卸売・小売業、飲食店	5.5	2.2	7.8
J 金融・保険業	7.7	4.0	10.8
K 不動産業	3.7	2.1	4.4
L サービス業	4.5	6.5	2.9
【規模】			
500人以上	2.4	1.9	2.5
100～499人	3.9	4.3	3.7
30～99人	4.1	3.1	4.7
5～29人	16.2	10.1	19.3
（再掲） 30人以上	3.4	3.3	3.4

（注）育児休業制度の規定がある事業所の常用労働者に占めるH7.4.1～H8.3.31
までの1年間の出産者の割合である。

第11表 産業、規模、労働組合の有無並びに常用労働者に占める出産者の有無別及び出産者ありの事業所における育児休業取得者ありの事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	出産者あり（配偶者が出産した男性 を含む。）の事業所	育児休業取得者あり	出産者なし の事業所
計	100.0	31.5 (100.0)	(33.4)	68.5
【産業】				
D 鉱 業	100.0	27.9 (100.0)	(36.0)	72.1
E 建設業	100.0	23.2 (100.0)	(9.2)	76.8
F 製造業	100.0	39.0 (100.0)	(36.3)	61.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	45.8 (100.0)	(28.4)	54.2
H 運輸・通信業	100.0	21.3 (100.0)	(17.9)	78.7
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	28.4 (100.0)	(26.7)	71.7
J 金融・保険業	100.0	30.4 (100.0)	(38.6)	69.6
K 不動産業	100.0	22.2 (100.0)	(32.7)	77.8
L サービス業	100.0	39.1 (100.0)	(45.5)	60.9
【規模】				
500人以上	100.0	89.4 (100.0)	(71.9)	10.6
100～499人	100.0	73.5 (100.0)	(44.8)	26.5
30～99人	100.0	47.3 (100.0)	(31.0)	52.7
5～29人	100.0	23.6 (100.0)	(30.4)	76.4
（再掲） 30人以上	100.0	54.8 (100.0)	(37.2)	45.2
【労働組合の有無】				
労働組合あり	100.0	32.4 (100.0)	(39.6)	67.6
労働組合なし	100.0	30.6 (100.0)	(27.8)	69.4

育児休業制度の規定がある事業所＝ 100.0％

第12表 産業、規模、取得できる育児休業期間、会社から支給される金銭の有無別育児休業取得者の割合（5人以上）
（％）

区 分	育児休業取得者の男女比			出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
	計	女 性	男 性		
計	100.0	99.4	0.6	49.1	0.12
【産業】					
D 鉱 業	100.0	100.0	-	80.0	-
E 建設業	100.0	100.0	-	63.4	-
F 製造業	100.0	99.3	0.7	61.9	0.11
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	76.7	-
H 運輸・通信業	100.0	92.1	7.9	35.5	0.36
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	99.2	0.8	80.0	0.14
J 金融・保険業	100.0	99.9	0.1	56.0	0.02
K 不動産業	100.0	100.0	-	90.5	-
L サービス業	100.0	99.9	0.1	35.1	0.05
【規模】					
500人以上	100.0	99.6	0.4	64.5	0.07
100～499人	100.0	98.3	1.7	29.2	0.33
30～99人	100.0	100.0	-	68.9	-
5～29人	100.0	99.7	0.3	60.9	0.05
(再掲) 30人以上	100.0	99.2	0.8	44.5	0.16
【取得できる育児休業期間】					
子が1歳未満	100.0	99.3	0.7	45.7	0.12
子が1歳以上3歳未満	100.0	100.0	0.0	75.6	0.01
子が3歳以上	100.0	100.0	-	99.1	-
【会社からの休業中の金銭の支給状況】					
毎月、金銭支給あり	100.0	98.7	1.3	69.3	0.31
見舞金等の支給あり	100.0	99.7	0.3	33.3	0.03
金銭支給なし	100.0	99.5	0.5	46.6	0.10

（注）育児休業制度の規定がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む。）に占める、H8.7.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

第13表 産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合（5人以上）

(%)

区 分	計	代替要員 を採用し た	採用の方法 (M. A.)				代替要員 を採用し なかった	理 由 (M. A.)					無回答	
			臨時的 にパート・ タイム 採用	派遣労働 者の 利用	元従業員 を再 雇用	その他		無回答	人件費 のコス トが高い	人員確保 が困難	復職後の 待遇が悪い	採用す る必要が なかった		その他
計	100.0	31.6 (100.0)	(71.1)	(19.4)	(2.9)	(15.2)	(0.1)	58.1 (100.0)	(4.9)	(5.5)	(43.0)	(47.4)	(10.9)	10.4
【産業】														
D 鉱 業	100.0	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	100.0 (100.0)	(-)	(-)	(95.9)	(3.1)	(-)	-
E 建設業	100.0	31.2 (100.0)	(87.1)	(5.4)	(-)	(7.5)	(-)	68.6 (100.0)	(32.9)	(0.3)	(4.0)	(61.8)	(4.8)	0.2
F 製造業	100.0	22.3 (100.0)	(51.0)	(20.7)	(0.5)	(29.3)	(0.5)	74.3 (100.0)	(10.1)	(13.2)	(30.3)	(59.9)	(13.1)	3.5
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	49.7 (100.0)	(82.7)	(8.0)	(4.0)	(4.0)	(5.3)	44.7 (100.0)	(-)	(-)	(5.9)	(77.8)	(22.2)	5.5
H 運輸・通信業	100.0	25.4 (100.0)	(100.0)	(1.0)	(-)	(-)	(-)	58.7 (100.0)	(-)	(-)	(24.8)	(74.0)	(6.8)	4.9
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	5.8 (100.0)	(56.7)	(14.0)	(3.1)	(26.7)	(-)	58.2 (100.0)	(1.3)	(0.9)	(68.9)	(26.5)	(7.7)	35.0
J 金融・保険業	100.0	30.4 (100.0)	(58.6)	(84.9)	(-)	(1.3)	(-)	69.4 (100.0)	(0.1)	(0.0)	(20.1)	(62.8)	(20.6)	0.2
K 不動産業	100.0	80.7 (100.0)	(1.6)	(3.8)	(-)	(94.9)	(-)	19.3 (100.0)	(15.7)	(13.0)	(15.7)	(29.5)	(54.6)	-
L サービス業	100.0	52.6 (100.0)	(79.8)	(9.4)	(4.1)	(11.6)	(-)	46.6 (100.0)	(5.3)	(7.1)	(45.5)	(45.5)	(7.6)	0.8
【規模】														
500人以上	100.0	26.3 (100.0)	(51.7)	(39.9)	(2.5)	(18.1)	(0.6)	71.0 (100.0)	(7.3)	(4.2)	(21.9)	(71.1)	(13.1)	2.8
100～499人	100.0	30.4 (100.0)	(61.2)	(31.0)	(1.4)	(21.9)	(0.3)	66.1 (100.0)	(7.5)	(6.4)	(16.0)	(70.2)	(15.5)	3.5
30～99人	100.0	33.7 (100.0)	(59.0)	(22.2)	(3.3)	(16.2)	(0.2)	66.0 (100.0)	(10.1)	(7.9)	(26.6)	(60.6)	(15.0)	0.4
5～29人	100.0	31.4 (100.0)	(82.5)	(12.3)	(3.2)	(12.0)	(-)	50.0 (100.0)	(-)	(3.5)	(69.8)	(24.7)	(5.5)	18.6
(再掲) 30人以上	100.0	31.8 (100.0)	(59.4)	(26.7)	(2.5)	(18.4)	(0.2)	66.4 (100.0)	(8.8)	(7.0)	(22.0)	(65.3)	(15.0)	1.8

育児休業制度の規定がある事業所においてH7.4.1~H8.7.1までの間に育児休業を開始した者がいた事業所=100.0%

第14表 産業、規模別育児休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合（5人以上）
（％）

区 分	代替要員の 採用の割合
計	27.0
【産業】	
D 鉱業	-
E 建設業	21.1
F 製造業	12.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	45.5
H 運輸・通信業	16.6
I 卸売・小売業、飲食店	12.5
J 金融・保険業	28.9
K 不動産業	77.2
L サービス業	42.9
【規模】	
500人以上	14.6
100～499人	23.7
30～99人	28.6
5～29人	35.1
（再掲） 30人以上	23.4

育児休業制度の規定がある事業所における
H7.4.1～H8.7.1までの間の育児休業開始者＝100.0％

第15表 産業、規模別復職者割合（5人以上）

（％）

区 分	育児休業取得者 に占める復職者 割合	女性育児休業取 得者に占める復 職者割合	男性育児休業取 得者に占める復 職者割合
計	92.1	92.3	87.4
【産業】			
D 鉱業	-	-	-
E 建設業	98.7	96.0	100.0
F 製造業	84.8	86.4	55.4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	99.5	99.5	-
H 運輸・通信業	79.0	76.9	100.0
I 卸売・小売業、飲食店	94.7	94.7	96.7
J 金融・保険業	95.9	95.9	-
K 不動産業	98.3	98.3	100.0
L サービス業	92.6	92.7	72.7
【規模】			
500人以上	91.0	91.1	56.7
100～499人	88.0	88.0	88.0
30～99人	84.4	84.2	100.0
5～29人	98.0	99.1	86.9
（再掲） 30人以上	87.3	87.3	91.0

育児休業制度の規定がある事業所におけるH7.4.1～H8.3.31までの1年間に復職予定
であった者＝100.0％

第16表 産業、規模及び取得した育児休業期間別育児休業取得者割合（5人以上）

(%)

区 分	計							女							男				性	
	計	3か月未満	3～6か月未満	6～10か月未満	10～12か月未満	12～24か月未満	24か月以上	計	3か月未満	3～6か月未満	6～10か月未満	10～12か月未満	12～24か月未満	24か月以上	計	3か月未満	3～6か月未満	6～10か月未満	10～12か月未満	
計	100.0	20.7	20.2	22.4	31.1	5.3	0.2	100.0	17.2	21.1	23.4	32.4	5.6	0.2	100.0	98.1	0.2	0.0	1.6	
【産業】																				
D鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
E建設業	100.0	74.2	10.0	1.5	14.3	-	-	100.0	18.5	31.4	4.3	45.2	-	-	100.0	100.0	-	-	-	
F製造業	100.0	22.7	21.4	28.7	24.6	2.4	0.1	100.0	20.0	22.1	29.8	25.5	2.5	0.1	100.0	99.4	0.6	-	-	
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.3	15.6	24.3	51.0	2.7	-	100.0	6.3	15.6	24.3	51.0	2.7	-	-	-	-	-	-	
H運輸・通信業	100.0	16.3	13.4	22.3	21.3	18.9	7.7	100.0	5.6	15.1	25.1	24.1	21.4	8.7	100.0	98.9	-	1.1	-	
I卸売・小売業、飲食店	100.0	16.4	15.6	16.5	41.3	10.1	0.1	100.0	16.1	15.7	16.6	41.5	10.1	0.1	100.0	100.0	-	-	-	
J金融・保険業	100.0	23.7	20.7	33.1	21.9	0.6	-	100.0	23.7	20.7	33.1	21.9	0.6	-	-	-	-	-	-	
K不動産業	100.0	31.5	4.7	0.8	52.7	0.4	-	100.0	31.5	4.5	0.8	52.8	0.4	-	100.0	-	100.0	-	-	
Lサービス業	100.0	14.4	30.1	27.9	25.1	2.3	0.1	100.0	14.3	30.3	28.0	24.9	2.3	0.1	100.0	36.8	1.7	-	61.5	
【規模】																				
500人以上	100.0	15.2	21.2	27.7	29.6	5.8	0.4	100.0	15.1	21.2	27.7	29.7	5.8	0.4	100.0	64.7	23.5	11.8	-	
100～499人	100.0	22.3	25.6	21.6	26.4	3.3	0.7	100.0	20.9	26.1	22.0	26.9	3.4	0.7	100.0	98.6	1.4	-	-	
30～99人	100.0	12.8	24.6	28.1	31.1	3.4	0.0	100.0	12.0	24.9	28.5	31.2	3.4	0.0	100.0	71.7	-	-	28.3	
5～29人	100.0	24.8	15.8	19.0	33.5	6.9	-	100.0	18.5	17.2	20.6	36.3	7.5	-	100.0	100.0	-	-	-	
(再掲) 30人以上	100.0	17.0	24.2	25.5	29.0	4.0	0.4	100.0	16.2	24.4	25.8	29.2	4.0	0.4	100.0	86.9	1.4	0.3	11.3	

H7.4.1～H8.3.31までの1年間に復職した者＝100.0%

第17表 産業、規模、労働組合の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合（5人以上）

(%)

区 分	計	勤務時間短縮等の措置を実施している	措 置 の 種 類 (M. A.)						勤務時間短縮等の措置を実施していない	無 回 答
			短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費援助措置		
計	100.0	28.2(100.0)	(62.1)	(19.8)	(50.0)	(51.4)	(1.2)	(3.1)	71.7	0.1
【産業】										
D 鉱 業	100.0	24.5(100.0)	(60.2)	(1.4)	(60.7)	(67.4)	(-)	(-)	75.5	-
E 建設業	100.0	17.6(100.0)	(37.9)	(3.2)	(54.4)	(62.1)	(-)	(-)	82.4	-
F 製造業	100.0	20.9(100.0)	(73.0)	(20.0)	(49.9)	(49.1)	(0.9)	(4.8)	78.7	0.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	74.5(100.0)	(81.7)	(2.6)	(33.3)	(37.1)	(-)	(2.4)	25.5	-
H 運輸・通信業	100.0	30.6(100.0)	(72.4)	(20.1)	(43.4)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	69.4	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	32.6(100.0)	(69.7)	(27.4)	(54.2)	(54.8)	(0.2)	(3.2)	67.4	-
J 金融・保険業	100.0	57.9(100.0)	(39.0)	(13.4)	(30.3)	(58.9)	(-)	(-)	42.1	-
K 不動産業	100.0	32.4(100.0)	(55.9)	(9.7)	(67.9)	(44.6)	(7.3)	(-)	67.6	-
L サービス業	100.0	27.0(100.0)	(56.0)	(15.4)	(49.1)	(40.9)	(4.2)	(5.3)	72.7	0.4
【規模】										
500人以上	100.0	75.1(100.0)	(64.7)	(16.1)	(31.4)	(50.5)	(7.6)	(5.2)	24.9	-
100～499人	100.0	56.6(100.0)	(63.6)	(14.4)	(41.3)	(49.1)	(8.4)	(3.3)	43.4	-
30～99人	100.0	37.0(100.0)	(58.5)	(14.0)	(45.0)	(48.7)	(2.9)	(1.6)	62.8	0.2
5～29人	100.0	25.9(100.0)	(62.7)	(21.4)	(51.8)	(52.1)	(0.3)	(3.4)	74.0	0.1
(再掲) 30人以上	100.0	41.2(100.0)	(60.0)	(14.2)	(43.7)	(48.8)	(4.4)	(2.1)	58.7	0.1
【労働組合の有無】										
労働組合あり	100.0	60.8(100.0)	(67.6)	(17.9)	(48.3)	(43.5)	(0.6)	(0.5)	39.2	0.0
労働組合なし	100.0	20.2(100.0)	(58.0)	(21.3)	(51.2)	(57.2)	(1.7)	(5.1)	79.6	0.2

事業所総数 = 100.0%

第18表 産業、規模及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無別事業所割合（5人以上）

(%)

区 分	短時間勤務制度		フレックスタイム制度		始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		所定外労働の免除		事業所内託児施設		育児に要する経費の援助措置							
	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者なし						
計	100.0	4.4	95.6	100.0	1.7	98.3	100.0	2.8	97.2	100.0	2.1	97.9	100.0	27.9	72.1	100.0	3.5	96.5
【産業】																		
D鉱業	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-
E建設業	100.0	0.4	99.6	100.0	-	100.0	100.0	2.2	97.8	100.0	1.0	99.0	-	-	-	-	-	-
F製造業	100.0	6.1	93.9	100.0	7.3	92.7	100.0	4.5	95.5	100.0	3.0	97.0	100.0	11.2	88.8	100.0	0.7	99.3
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.9	92.1	100.0	-	100.0	100.0	3.9	96.1	100.0	5.1	94.9	-	-	-	100.0	-	100.0
H運輸・通信業	100.0	1.4	98.6	100.0	5.0	95.0	100.0	2.3	97.7	100.0	0.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0
I卸売・小売業、飲食店	100.0	5.8	94.2	100.0	0.3	99.7	100.0	0.7	99.3	100.0	1.1	98.9	100.0	0.9	99.1	100.0	-	100.0
J金融・保険業	100.0	0.5	99.5	100.0	-	100.0	100.0	1.9	98.1	100.0	2.1	97.9	-	-	-	-	-	-
K不動産業	100.0	0.6	99.4	100.0	0.5	99.5	100.0	1.0	99.0	100.0	0.9	99.1	100.0	-	100.0	-	-	-
Lサービス業	100.0	3.2	96.8	100.0	1.4	98.6	100.0	6.6	93.4	100.0	5.4	94.6	100.0	35.7	64.3	100.0	9.1	90.9
【規模】																		
500人以上	100.0	33.8	66.2	100.0	13.2	86.8	100.0	25.5	74.5	100.0	14.6	85.4	100.0	72.3	27.7	100.0	10.5	89.5
100～499人	100.0	12.7	87.3	100.0	11.6	88.4	100.0	13.0	87.0	100.0	10.1	89.9	100.0	48.8	51.2	100.0	20.3	79.7
30～99人	100.0	5.2	94.8	100.0	3.7	96.3	100.0	10.6	89.4	100.0	7.6	92.4	100.0	16.6	83.4	100.0	27.4	72.6
5～29人	100.0	3.4	96.6	100.0	0.9	99.1	100.0	0.7	99.3	100.0	0.5	99.5	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0
(再計) 30人以上	100.0	8.1	91.9	100.0	6.1	93.9	100.0	11.5	88.5	100.0	8.4	91.6	100.0	34.7	65.3	100.0	23.5	76.5

(注) 勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出生した者（配偶者が出生した男性を含む。）のうち、H8.7.1までの間に措置の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）がいた事業所の割合である。

第20表 産業、規模、労働組合の有無及び介護休業制度の有無、制度の根拠別事業所割合（5人以上）
（％）

区 分	計	介護休業 制度あり	介護休業 制度なし		
			就業規則等	慣 行	無回答
計	100.0	13.6 (100.0)	(71.4)	(27.4)	(1.2)
【産業】					
D 鉱業	100.0	8.0 (100.0)	(17.0)	(83.0)	(-)
E 建設業	100.0	2.6 (100.0)	(81.3)	(18.7)	(-)
F 製造業	100.0	9.6 (100.0)	(52.0)	(43.5)	(4.6)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	70.8 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)
H 運輸・通信業	100.0	31.0 (100.0)	(80.2)	(19.8)	(0.0)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	11.9 (100.0)	(84.7)	(15.1)	(0.2)
J 金融・保険業	100.0	40.7 (100.0)	(88.8)	(11.2)	(-)
K 不動産業	100.0	13.4 (100.0)	(82.6)	(17.4)	(-)
L サービス業	100.0	16.5 (100.0)	(52.5)	(45.5)	(2.0)
【規模】					
500人以上	100.0	68.1 (100.0)	(97.4)	(2.5)	(0.1)
100～499人	100.0	32.6 (100.0)	(89.4)	(9.9)	(0.7)
30～ 99人	100.0	20.2 (100.0)	(73.5)	(25.3)	(1.3)
5～ 29人	100.0	11.9 (100.0)	(68.9)	(29.8)	(1.3)
(再掲) 30人以上	100.0	23.2 (100.0)	(78.7)	(20.3)	(1.1)
【労働組合の有無】					
労働組合あり	100.0	44.8 (100.0)	(94.9)	(5.0)	(0.1)
労働組合なし	100.0	6.0 (100.0)	(28.8)	(68.0)	(3.2)

事業所総数 = 100.0%

第21表 産業、規模及び介護休業制度の導入検討予定別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	実施検討予定あり					実施検討 予定なし	無回答
			1年以 内に実 施予定	1～3 年以内 に実施 予定	未 定	無回答		
計	100.0	27.7 (100.0)	(7.2)	(26.6)	(66.2)	(0.1)	71.8	0.4
【産業】								
D 鉱業	100.0	26.3 (100.0)	(10.0)	(14.6)	(75.5)	(-)	73.8	-
E 建設業	100.0	21.4 (100.0)	(2.1)	(20.5)	(77.4)	(-)	78.6	-
F 製造業	100.0	26.1 (100.0)	(5.7)	(27.3)	(66.5)	(0.4)	73.9	0.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.4 (100.0)	(25.5)	(37.5)	(37.0)	(-)	49.6	-
H 運輸・通信業	100.0	22.4 (100.0)	(0.6)	(63.7)	(35.7)	(-)	77.2	0.4
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	28.6 (100.0)	(9.0)	(24.1)	(66.8)	(-)	70.2	1.1
J 金融・保険業	100.0	47.2 (100.0)	(5.5)	(32.0)	(62.6)	(-)	52.8	-
K 不動産業	100.0	16.9 (100.0)	(0.3)	(37.4)	(62.2)	(-)	83.1	-
L サービス業	100.0	31.1 (100.0)	(9.1)	(25.9)	(65.0)	(0.0)	68.9	-
【規模】								
500人以上	100.0	72.4 (100.0)	(13.8)	(36.4)	(49.3)	(0.4)	27.6	-
100～499人	100.0	51.3 (100.0)	(9.1)	(35.3)	(55.5)	(0.1)	48.7	-
30～ 99人	100.0	36.6 (100.0)	(5.6)	(33.2)	(61.2)	(0.0)	63.2	0.2
5～ 29人	100.0	26.0 (100.0)	(7.3)	(24.9)	(67.6)	(0.1)	73.6	0.5
(再掲) 30人以上	100.0	39.2 (100.0)	(6.4)	(33.7)	(59.9)	(0.0)	60.6	0.2

介護休業制度なしの事業所 = 100.0%

第22表 産業、規模及び最長休業期間別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	期間の最高限 度を決めている	最 長 休 業 期 間						必要日 数取得 できる	無回答
			3か月 未満	3か月 以上	3か月を 超え1年 未満	1 年	1年を 超える 期間	無回答		
計	100.0	82.2(100.0)	(16.9)	(10.4)	(12.0)	(52.4)	(7.8)	(0.6)	16.5	1.2
【産業】										
D 鉱業	100.0	43.9(100.0)	(-)	(10.9)	(61.4)	(27.7)	(-)	(-)	56.1	-
E 建設業	100.0	85.5(100.0)	(80.4)	(0.6)	(5.5)	(13.6)	(-)	(-)	14.5	-
F 製造業	100.0	63.6(100.0)	(11.5)	(11.4)	(13.2)	(60.2)	(3.6)	(-)	31.7	4.6
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	100.0(100.0)	(0.6)	(2.0)	(0.9)	(94.4)	(2.1)	(-)	-	-
H 運輸・通信業	100.0	85.0(100.0)	(14.0)	(1.7)	(6.0)	(62.9)	(15.4)	(-)	15.0	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	82.0(100.0)	(7.3)	(1.0)	(9.6)	(71.1)	(10.9)	(-)	17.8	0.2
J 金融・保険業	100.0	99.8(100.0)	(1.2)	(18.1)	(26.2)	(40.8)	(10.0)	(3.7)	0.2	-
K 不動産業	100.0	98.2(100.0)	(16.9)	(23.0)	(1.4)	(58.7)	(-)	(-)	1.6	0.1
L サービス業	100.0	81.0(100.0)	(34.3)	(20.7)	(10.7)	(31.9)	(2.4)	(0.1)	17.0	2.1
【規模】										
500人以上	100.0	99.1(100.0)	(2.7)	(5.8)	(9.7)	(73.5)	(8.2)	(0.1)	0.9	0.1
100～499人	100.0	94.0(100.0)	(4.9)	(9.4)	(14.8)	(64.7)	(6.2)	(-)	5.1	0.9
30～ 99人	100.0	83.4(100.0)	(12.9)	(13.9)	(12.8)	(47.7)	(12.6)	(0.1)	15.2	1.4
5～ 29人	100.0	80.6(100.0)	(19.4)	(9.6)	(11.5)	(51.9)	(6.7)	(0.8)	18.1	1.3
(再掲) 30人以上	100.0	86.9(100.0)	(10.1)	(12.2)	(13.2)	(53.8)	(10.6)	(0.1)	12.0	1.2

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

第23表 産業、規模及び取得回数別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	制限あり	制限なし										制限なし	無回答	
			同一要介護者につき				同一要介護者の同一疾病につき				その他				
			1 回	2 回	3回以上	無回答	1 回	2 回	3回以上	無回答					
計	100.0	47.4 (100.0)	(65.5) (100.0)	[96.2]	[3.1]	[0.6]	[0.1]	(25.8) (100.0)	[95.3]	[3.5]	[0.1]	[1.1]	[8.4]	51.0	1.3
【産業】 D 鉱業	100.0	17.0 (100.0)	(89.7) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.1) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.1)	83.0	-
E 建設業	100.0	10.6 (100.0)	(94.1) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.9) (100.0)	[35.0]	[25.0]	[-]	[-]	(-)	89.4	-
F 製造業	100.0	35.4 (100.0)	(71.8) (100.0)	[91.1]	[4.3]	[3.6]	[1.0]	(20.2) (100.0)	[81.9]	[16.3]	[1.3]	[0.5]	[7.7]	59.8	4.8
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	77.7 (100.0)	(91.4) (100.0)	[93.0]	[6.2]	[0.8]	[-]	(7.0) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(1.6)	22.3	-
H 運輸・通信業	100.0	68.8 (100.0)	(75.0) (100.0)	[89.5]	[10.4]	[0.1]	[-]	(17.2) (100.0)	[89.5]	[-]	[-]	[10.6]	[7.8]	41.2	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	65.3 (100.0)	(78.1) (100.0)	[99.5]	[0.6]	[-]	[-]	(7.1) (100.0)	[94.7]	[5.2]	[0.1]	[-]	(14.7)	44.6	0.2
J 金融・保険業	100.0	72.3 (100.0)	(54.6) (100.0)	[98.4]	[1.6]	[-]	[-]	(38.6) (100.0)	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(6.0)	27.7	-
K 不動産業	100.0	76.3 (100.0)	(69.8) (100.0)	[99.9]	[-]	[-]	[0.1]	(29.7) (100.0)	[99.0]	[-]	[-]	[1.0]	(0.6)	23.7	-
L サービス業	100.0	30.7 (100.0)	(36.8) (100.0)	[95.8]	[2.1]	[2.0]	[0.1]	(61.8) (100.0)	[96.0]	[4.0]	[-]	[-]	(1.1)	67.1	2.2
【規模】 500人以上	100.0	62.8 (100.0)	(62.0) (100.0)	[92.0]	[5.4]	[1.8]	[0.8]	(31.5) (100.0)	[87.9]	[9.2]	[0.8]	[2.1]	(5.5)	37.2	0.1
100～499人	100.0	57.1 (100.0)	(78.9) (100.0)	[95.9]	[2.5]	[1.0]	[0.6]	(17.5) (100.0)	[82.9]	[14.9]	[1.7]	[0.4]	(3.6)	41.4	1.6
30～ 99人	100.0	44.4 (100.0)	(80.0) (100.0)	[94.9]	[2.9]	[1.9]	[0.3]	(15.7) (100.0)	[80.7]	[8.9]	[-]	[10.4]	(2.9)	54.1	1.4
5～ 29人	100.0	47.5 (100.0)	(60.9) (100.0)	[96.7]	[3.1]	[0.2]	[-]	(28.9) (100.0)	[95.1]	[1.9]	[-]	[-]	(10.2)	51.3	1.3
【再掲】30人以上	100.0	48.5 (100.0)	(78.6) (100.0)	[95.1]	[2.9]	[1.6]	[0.4]	(17.2) (100.0)	[82.2]	[10.8]	[0.6]	[5.5]	(3.3)	50.1	1.4

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

第24表 産業、規模及び最長休業期間、会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	金銭支給あり (M. A.)									金銭支給なし	無 回 答
		毎月金銭 の支給 あり	(M. A.)						見舞金等 の支給 あり			
			所定内給 与の100% 支給	定 率	定 額	社会保 険料相 当額	その他	無回答				
計	100.0	47.2 (100.0)	(76.1) [100.0]	[24.7]	[15.6]	[6.5]	[33.7]	[18.7]	[0.7]	(22.5)	51.5	1.2
【産業】												
D鉱 業	100.0	92.2 (100.0)	(41.5) [100.0]	[-]	[29.5]	[-]	[70.5]	[-]	[-]	(58.5)	7.8	-
E建設業	100.0	79.6 (100.0)	(100.0) [100.0]	[14.1]	[84.8]	[-]	[0.1]	[1.1]	[-]	(1.5)	20.4	-
F製造業	100.0	31.2 (100.0)	(61.0) [100.0]	[13.6]	[8.1]	[14.8]	[40.3]	[21.6]	[1.6]	(40.8)	64.3	4.6
G電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	14.1 (100.0)	(73.8) [100.0]	[11.0]	[5.5]	[-]	[72.0]	[11.5]	[-]	(30.3)	85.9	-
H運輸・通信業	100.0	31.5 (100.0)	(86.1) [100.0]	[24.1]	[17.7]	[-]	[54.7]	[3.5]	[-]	(14.6)	68.4	0.0
I商売・小売業、 飲食店	100.0	60.9 (100.0)	(62.9) [100.0]	[3.4]	[2.0]	[13.6]	[48.4]	[30.7]	[2.0]	(37.2)	38.9	0.2
J金融・保険業	100.0	18.2 (100.0)	(100.0) [100.0]	[20.3]	[-]	[20.3]	[28.4]	[31.0]	[-]	(-)	81.8	-
K不動産業	100.0	18.3 (100.0)	(100.0) [100.0]	[94.2]	[-]	[-]	[5.8]	[-]	[-]	(-)	81.7	-
Lサービス業	100.0	59.2 (100.0)	(92.0) [100.0]	[44.3]	[20.8]	[0.0]	[21.7]	[13.3]	[0.0]	(8.9)	38.7	2.1
【規模】												
500人以上	100.0	27.6 (100.0)	(85.3) [100.0]	[6.6]	[18.2]	[3.4]	[62.8]	[7.9]	[1.1]	(16.9)	72.3	0.1
100～499人	100.0	30.7 (100.0)	(87.8) [100.0]	[8.0]	[11.4]	[3.6]	[57.7]	[17.1]	[2.2]	(15.5)	68.7	0.6
30～ 99人	100.0	33.6 (100.0)	(83.1) [100.0]	[12.4]	[8.6]	[0.6]	[58.6]	[15.2]	[4.6]	(18.2)	64.9	1.4
5～ 29人	100.0	52.3 (100.0)	(76.7) [100.0]	[27.9]	[17.1]	[7.7]	[27.8]	[19.5]	[-]	(23.6)	46.4	1.3
(再掲) 30人以上	100.0	32.6 (100.0)	(84.3) [100.0]	[11.1]	[9.7]	[1.4]	[58.6]	[15.4]	[3.9]	(17.5)	66.2	1.2
【最長休業期間】 最長限度を決めて いる	100.0	46.4 (100.0)	(85.2) [100.0]	[21.2]	[17.4]	[7.4]	[37.7]	[16.1]	[0.1]	(15.1)	53.6	-
3か月未満	100.0	80.1 (100.0)	(89.9) [100.0]	[60.3]	[34.9]	[-]	[0.7]	[4.0]	[0.0]	(10.4)	19.9	-
3か月	100.0	43.1 (100.0)	(66.7) [100.0]	[11.3]	[4.8]	[-]	[19.9]	[64.0]	[-]	(33.4)	56.9	-
3か月を超え1 年未満	100.0	26.1 (100.0)	(97.4) [100.0]	[18.0]	[0.6]	[64.1]	[15.8]	[1.5]	[0.0]	(4.1)	73.9	-
1年	100.0	36.2 (100.0)	(96.7) [100.0]	[0.8]	[13.5]	[2.3]	[66.3]	[16.8]	[0.2]	(3.6)	63.8	-
1年を超える期 間	100.0	81.9 (100.0)	(48.1) [100.0]	[0.4]	[0.6]	[17.9]	[52.9]	[28.2]	[-]	(51.9)	18.1	-
限度はなく、必要 日数取得できる	100.0	54.7 (100.0)	(47.8) [100.0]	[51.1]	[1.9]	[-]	[3.2]	[38.4]	[5.4]	(54.0)	45.3	0.1

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0%

第25表 労働者負担分の社会保険料の支払い方法・復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合（5人以上）（%）

計	毎月会社等が負担する金（社会保険料の引き落とし）	労働者が毎月（労働者負担分）を支払う（口座振替）	社会保険料を会社で立て替える（共済会等）	復職後の返済免除制度の有無				その他	無回答
				復職後一定期間（1年以内）に返済免除される	復職後一定期間（1年以内）に返済免除される	返済は免除されない	無回答		
100.0	33.6	27.7	33.9	(100.0)	(34.3)	(17.2)	(48.5)	(0.0)	3.6
(再掲) 30人以上 100.0	29.0	39.4	24.4	(100.0)	(17.8)	(1.8)	(80.3)	(0.1)	5.9

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第26表 規模及び介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合（5人以上）（%）

区 分	計	定期昇給時に昇給	復職後に昇給	復職後に昇給を延期	定期昇給制度なし	無回答
計	100.0	37.9	25.0	26.8	9.1	1.3
【規模】						
500人以上	100.0	56.9	23.0	18.0	1.9	0.2
100～499人	100.0	46.1	25.4	24.7	2.9	1.0
30～99人	100.0	35.4	29.3	29.5	4.3	1.5
5～29人	100.0	37.5	23.9	26.4	10.9	1.3
(再掲) 30人以上	100.0	39.1	28.0	27.7	3.8	1.3

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第27表 規模及び賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合（5人以上）（%）

区 分	計	出勤日又は休業期間に応じて支給する	一定額又は一定率を支給する	支給しない	賞与の制度がない	無回答
計	100.0	82.4	7.7	7.8	0.8	1.2
【規模】						
500人以上	100.0	88.9	6.0	4.9	0.1	0.1
100～499人	100.0	86.1	5.3	7.9	0.1	0.6
30～99人	100.0	82.6	5.2	10.7	0.1	1.5
5～29人	100.0	81.9	8.6	7.1	1.1	1.3
(再掲) 30人以上	100.0	83.8	5.2	9.7	0.1	1.2

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第28表 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合（5人以上）

(%)

区 分	計	休業前の賃金（又はそれ以上）を保障する	能力等を考慮して下回る額とする	その他	無回答
計	100.0	77.0	14.6	7.1	1.2
【規模】					
500人以上	100.0	90.5	4.3	5.2	0.1
100～499人	100.0	88.8	5.5	5.0	0.7
30～99人	100.0	81.2	12.8	4.5	1.4
5～29人	100.0	74.8	16.0	8.0	1.3
(再掲) 30人以上	100.0	83.6	10.6	4.7	1.2

介護休業制度ありの事業所 = 100.0%

第29表 規模及び退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	原則として 全期間勤続 年数に算入 する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数に 全く算入し ない	退職金制度 がない	無 回 答
計	100.0	38.3	19.0	40.6	0.7	1.4
【規模】						
500人以上	100.0	40.8	14.1	45.0	0.0	0.1
100～499人	100.0	28.8	19.0	51.5	0.0	0.6
30～99人	100.0	34.3	17.9	45.4	0.8	1.6
5～29人	100.0	40.0	19.3	38.4	0.8	1.5
（再掲）30人以上	100.0	33.2	18.0	46.9	0.6	1.3

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0％

第30表 産業、規模及び介護休業取得者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無・内容別事業所割合（5人以上）
（％）

区 分	計	講 置 の 内 容 (M. A.)					講じていな い	無 回 答
		講じている	休業中の情 報提供	職場復帰の ための講習	そ の 他	無 回 答		
計	100.0	31.4 (100.0)	(78.2)	(28.0)	(4.1)	(0.8)	67.4	1.3
【産業】								
D 鉱 業	100.0	7.0 (100.0)	(68.8)	(-)	(-)	(31.3)	93.0	-
E 建設業	100.0	2.6 (100.0)	(42.4)	(56.8)	(0.8)	(-)	97.4	-
F 製造業	100.0	18.4 (100.0)	(79.9)	(16.6)	(6.4)	(6.8)	76.8	4.7
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	53.1 (100.0)	(93.5)	(13.3)	(5.4)	(3.1)	46.9	-
H 運輸・通信業	100.0	55.8 (100.0)	(89.6)	(17.5)	(10.0)	(-)	44.2	0.0
I 卸売・小売業、 飲食店	100.0	29.3 (100.0)	(68.5)	(39.8)	(2.6)	(0.9)	70.5	0.2
J 金融・保険業	100.0	39.0 (100.0)	(85.5)	(21.3)	(1.9)	(-)	61.0	-
K 不動産業	100.0	56.8 (100.0)	(69.2)	(60.9)	(1.9)	(-)	43.1	0.1
L サービス業	100.0	26.3 (100.0)	(73.8)	(29.3)	(1.2)	(0.0)	71.6	2.1
【規模】								
500人以上	100.0	41.8 (100.0)	(96.7)	(14.2)	(3.2)	(0.1)	58.1	0.2
100～499人	100.0	38.4 (100.0)	(87.7)	(19.0)	(7.2)	(1.0)	60.6	1.0
30～99人	100.0	32.1 (100.0)	(87.6)	(25.0)	(7.5)	(1.1)	66.4	1.4
5～29人	100.0	30.4 (100.0)	(74.3)	(30.0)	(2.9)	(0.8)	68.3	1.3
（再掲）30人以上	100.0	34.2 (100.0)	(88.1)	(22.7)	(7.2)	(1.0)	64.6	1.2

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0％

第31表 介護休業取得者の有無・人数別事業所割合（5人以上）

（％）

計	休業取得者ありの事業所						休業取得者なしの事業所
	1人	2人	3人	4人	5人以上		
100.0	7.2 (100.0)	(59.5)	(35.0)	(2.7)	(0.8)	(2.0)	92.8
(再掲) 30人以上	12.2 (100.0)	(60.9)	(26.6)	(6.2)	(1.9)	(4.4)	87.8
100.0							

介護休業制度ありの事業所＝ 100.0％

(注) H5.4.1～ H8.3.31までの3年間に介護休業を開始した者についての割合である。

第32表 産業、規模、取得できる介護休業期間別1年度当たり介護休業取得者割合（5人以上）

（％）

区 分	常用労働者に占める1年度当たり休業取得者の割合	性 別		女性常用労働者に占める1年度当たり休業取得者の割合	男性常用労働者に占める1年度当たり休業取得者の割合
		女 性	男 性		
計	0.06 (100.0)	(53.7)	(46.3)	0.10	0.04
【産業】					
D 鉱 業	0.00 (100.0)	(0.0)	(0.0)	0.00	0.00
E 建設業	0.02 (100.0)	(41.5)	(58.5)	0.06	0.01
F 製造業	0.07 (100.0)	(90.2)	(9.8)	0.27	0.01
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.01 (100.0)	(59.1)	(40.9)	0.03	0.00
H 運輸・通信業	0.09 (100.0)	(22.9)	(77.1)	0.12	0.08
I 卸売・小売業、飲食店	0.11 (100.0)	(17.2)	(82.8)	0.04	0.19
J 金融・保険業	0.01 (100.0)	(99.3)	(0.7)	0.02	0.00
K 不動産業	0.03 (100.0)	(98.6)	(1.3)	0.11	0.00
L サービス業	0.03 (100.0)	(67.5)	(32.5)	0.05	0.01
【規模】					
500人以上	0.02 (100.0)	(77.5)	(22.5)	0.06	0.01
100～499人	0.05 (100.0)	(74.7)	(25.3)	0.11	0.02
30～ 99人	0.06 (100.0)	(91.9)	(8.1)	0.14	0.01
5～ 29人	0.16 (100.0)	(26.4)	(73.6)	0.10	0.21
(再掲) 30人以上	0.04 (100.0)	(81.3)	(18.7)	0.10	0.01
【取得できる介護休業期間】					
3か月未満	0.10 (100.0)	(40.2)	(59.8)	0.11	0.10
3か月	0.03 (100.0)	(89.0)	(11.0)	0.06	0.01
3か月を超え1年未満	0.06 (100.0)	(78.6)	(21.4)	0.14	0.02
1年	0.02 (100.0)	(82.3)	(17.7)	0.05	0.00
1年を超える期間	0.03 (100.0)	(78.5)	(21.5)	0.08	0.01

(注) 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、介護休業制度がある事業所の常用労働者に占める、H5.4.1～ H8.3.31までの3年間に介護休業を開始した者の1年度当たりの割合である。

第33表 産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合（5人以上）

(%)

区 分	計	代替要員 を採用し た	採用の方法 (M. A.)					代替要員 を採用し なかつた	理 由 (M. A.)					無回答	
			臨時 にパート・ア イド採用	派遣 労働者の 利用	元従業員を 雇用	その他	無回答		人件費 のコストが 高い	人員確保 が困難	復職後 の代替 要員の 処置が 難しい	採用す る必要 がなかつた	その他		無回答
計	100.0	12.0 (100.0)	(47.5)	(1.8)	(1.2)	(48.5)	(1.2)	84.5 (100.0)	(1.7)	(7.7)	(26.9)	(70.4)	(2.9)	(0.0)	3.5
【産業】															
D 鉱業	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
E 建設業	100.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	98.7 (100.0)	(-)	(-)	(-)	(69.2)	(30.8)	(-)	1.3
F 製造業	100.0	17.7 (100.0)	(10.7)	(2.9)	(2.0)	(82.5)	(2.0)	75.5 (100.0)	(3.1)	(18.8)	(25.9)	(73.6)	(3.4)	(0.1)	6.7
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	2.6 (100.0)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	(-)	97.4 (100.0)	(-)	(-)	(18.4)	(23.7)	(57.9)	(-)	-
H 運輸・通信業	100.0	0.3 (100.0)	(77.8)	(22.2)	(-)	(-)	(-)	97.9 (100.0)	(-)	(-)	(71.5)	(28.3)	(0.3)	(-)	1.8
I 卸売・小売業、 飲食店・保険業	100.0	9.6 (100.0)	(92.1)	(-)	(-)	(8.4)	(-)	89.6 (100.0)	(1.1)	(1.1)	(0.4)	(99.4)	(0.3)	(-)	0.8
J 金融・保険業	100.0	24.6 (100.0)	(98.7)	(-)	(-)	(1.3)	(-)	75.4 (100.0)	(-)	(-)	(0.4)	(81.4)	(18.6)	(-)	-
K 不動産業	100.0	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	19.2 (100.0)	(-)	(60.0)	(80.0)	(-)	(20.0)	(-)	80.8
L サービス業	100.0	22.0 (100.0)	(99.3)	(-)	(0.7)	(-)	(-)	76.8 (100.0)	(4.1)	(11.8)	(1.0)	(77.1)	(11.1)	(-)	1.3
【規模】															
500人以上	100.0	7.0 (100.0)	(60.0)	(24.6)	(-)	(18.5)	(1.5)	89.7 (100.0)	(4.2)	(2.6)	(12.6)	(76.6)	(15.9)	(-)	3.3
100～499人	100.0	13.6 (100.0)	(60.5)	(4.5)	(0.5)	(29.2)	(5.8)	79.9 (100.0)	(7.4)	(4.3)	(5.6)	(86.0)	(9.2)	(0.1)	6.4
30～99人	100.0	19.4 (100.0)	(93.6)	(-)	(3.6)	(2.8)	(-)	77.8 (100.0)	(1.0)	(14.9)	(13.5)	(78.4)	(1.4)	(-)	2.9
5～29人	100.0	0.5 (100.0)	(7.8)	(-)	(-)	(92.2)	(-)	87.8 (100.0)	(-)	(7.1)	(38.8)	(62.7)	(-)	(-)	2.7
(再掲) 30人以上	100.0	15.3 (100.0)	(79.3)	(3.2)	(2.3)	(13.5)	(2.3)	80.3 (100.0)	(4.1)	(8.6)	(10.1)	(81.2)	(7.0)	(0.1)	4.4

介護休業制度ありの事業所においてH5.4.1～H8.7.1までの間に介護休業を開始した者がいた事業所 = 100.0%

第34表 産業、規模別介護休業取得者のうち代替要員を採用された者の割合（5人以上）

(%)

区 分	代替要員の採用の割合
計	10.0
【産業】	
D 鉱業	-
E 建設業	0.0
F 製造業	11.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	6.8
H 運輸・通信業	0.4
I 卸売・小売業、飲食店	7.3
J 金融・保険業	21.0
K 不動産業	0.0
L サービス業	27.9
【規模】	
500人以上	5.8
100～499人	9.6
30～99人	22.5
5～29人	6.7
(再掲) 30人以上	13.3

介護休業制度ありの事業所におけるH5.4.1～
H8.7.1までの間の介護休業開始者＝100.0%

第35表 産業、規模別復職者割合（5人以上）

(%)

区 分	介護休業取得者に占める復職者割合	女性介護休業取得者に占める復職者割合	男性介護休業取得者に占める復職者割合
計	94.4	91.7	97.6
【産業】			
D 鉱業	-	-	-
E 建設業	88.1	59.3	100.0
F 製造業	91.4	91.3	92.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0
H 運輸・通信業	94.7	99.4	93.7
I 卸売・小売業、飲食店	99.0	93.8	100.0
J 金融・保険業	88.5	88.4	100.0
K 不動産業	78.6	76.9	100.0
L サービス業	93.0	91.0	98.3
【規模】			
500人以上	90.5	89.4	94.0
100～499人	87.1	88.2	84.3
30～99人	92.4	92.1	95.3
5～29人	98.7	95.7	100.0
(再掲) 30人以上	89.7	90.0	88.5

介護休業制度がある事業所におけるH5.4.1～H8.3.31までの3年間に復職予定であった者＝100.0%

第35表 産業、規模、最長介護休業期間及び取得した介護休業期間別介護休業取得者割合（5人以上）

（％）

区 分	計							女				男				性					
	計	1週間 未満	1～2 週間未 満	2週間 ～1か 月未満	1～3 か月未 満	3か月 ～1年 未満	1年 以上	計	1週間 未満	1～2 週間未 満	2週間 ～1か 月未満	1～3 か月未 満	3か月 ～1年 未満	1年 以上	計	1週間 未満	1～2 週間未 満	2週間 ～1か 月未満	1～3 か月未 満	3か月 ～1年 未満	1年 以上
計	100.0	34.3	9.9	13.4	26.3	14.0	4.1	100.0	6.4	17.5	20.7	23.4	24.4	7.7	100.0	55.2	1.5	1.1	29.5	2.4	0.1
【産業】																					
D鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E建設業	100.0	35.0	9.8	25.2	23.9	6.1	-	100.0	-	-	58.8	-	31.3	-	43.5	100.0	12.2	14.5	29.8	-	-
F製造業	100.0	9.4	21.0	20.2	20.6	21.0	7.8	100.0	6.7	21.3	21.1	20.8	21.7	8.4	37.9	100.0	17.2	11.5	18.3	13.6	1.5
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.6	-	35.1	8.3	22.2	2.8	100.0	-	-	72.2	11.1	11.1	5.6	51.1	100.0	-	-	5.6	33.3	-
H運輸・通信業	100.0	3.4	1.7	0.5	77.2	17.2	0.1	100.0	-	9.0	1.7	1.9	87.5	-	4.2	100.0	-	0.2	94.8	0.7	0.1
I卸売・小売業、飲食店	100.0	86.6	-	3.8	6.4	3.1	0.1	100.0	11.5	-	25.5	42.1	20.4	0.5	99.9	100.0	-	-	0.1	0.0	-
J金融・保険業	100.0	7.7	7.7	17.3	30.8	36.1	0.5	100.0	7.8	7.8	17.6	30.7	35.6	0.5	-	100.0	-	-	33.3	66.7	-
K不動産業	100.0	-	27.3	27.3	45.5	-	-	100.0	-	30.0	30.0	40.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-
Lサービス業	100.0	2.3	10.1	15.5	45.7	16.0	10.3	100.0	3.0	14.0	21.5	33.1	13.8	14.5	0.5	100.0	0.5	1.0	76.5	21.5	-
【規模】																					
50人以上	100.0	5.4	5.6	12.1	44.1	29.4	3.4	100.0	3.2	3.9	10.8	45.7	32.8	3.7	12.0	100.0	10.7	15.8	39.5	19.4	2.6
100～499人	100.0	10.5	6.9	18.4	38.7	24.8	0.6	100.0	8.7	7.8	23.8	29.5	29.2	0.8	15.8	100.0	4.4	3.0	64.6	12.3	-
30～99人	100.0	12.5	8.3	22.0	30.2	27.0	-	100.0	6.1	7.6	24.2	33.1	29.1	-	78.8	100.0	16.3	-	-	4.9	-
5～29人	100.0	53.8	12.1	5.9	17.8	3.8	6.7	100.0	6.0	40.0	19.3	-	12.6	22.0	74.5	100.0	-	-	25.5	-	-
(再掲) 30人以上	100.0	10.1	7.1	18.3	35.9	26.6	1.0	100.0	6.5	6.9	21.3	34.3	29.9	1.1	24.7	100.0	8.0	6.2	47.3	13.1	0.7
【最長介護休業期 期間の最高限度を決めて いる】																					
3か月未満	100.0	16.1	8.3	15.0	60.2	0.5	-	100.0	25.3	19.4	38.3	15.9	1.3	-	10.6	100.0	1.6	0.9	87.0	-	-
3か月	100.0	14.5	37.5	15.4	31.3	1.4	-	100.0	13.6	42.4	15.8	27.5	0.7	-	21.1	100.0	2.6	12.3	57.9	6.1	-
3か月を超え1年未満	100.0	6.2	3.7	23.6	50.3	16.1	0.1	100.0	7.5	2.9	29.8	39.7	19.9	0.1	1.7	100.0	6.4	3.0	85.5	3.3	-
1年	100.0	3.1	4.9	10.0	34.4	40.1	7.6	100.0	1.5	4.2	9.3	33.7	42.6	8.6	10.5	100.0	7.8	13.3	37.7	27.9	2.7
1年を超え期間 期間の限度はない	100.0	0.1	1.4	5.3	20.6	69.5	3.1	100.0	0.1	1.0	5.8	10.4	78.8	3.9	-	100.0	3.1	3.1	58.9	34.8	-
	100.0	54.8	11.4	8.9	14.0	5.8	5.2	100.0	5.3	29.0	23.3	13.8	15.0	13.6	85.2	100.0	0.6	-	14.1	0.1	-

H5.4.1～H8.3.31までの3年間に復職した者＝100.0%

第37表 産業、規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合（5人以上）（%）

区 分	計	勤務時間短縮等の措置を実施している	措 置 の 種 類 (M. A.)				勤務時間短縮等の措置を実施していない	無回答
			短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上繰下	介護に要する経費援助措置		
計	100.0	5.9 (100.0)	(87.4)	(17.4)	(36.5)	(14.1)	(2.5)	0.1
【産業】 D 鉱業 E 建設業 F 製造業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸・通信業 I 卸売・小売業、飲食店 J 金融・保険業 K 不動産業 L サービス業	100.0	5.5 (100.0)	(100.0)	(-)	(85.5)	(-)	(-)	-
	100.0	1.9 (100.0)	(99.4)	(6.2)	(97.5)	(0.2)	(-)	-
	100.0	3.7 (100.0)	(84.4)	(31.3)	(52.4)	(2.2)	(0.5)	0.1
	100.0	54.3 (100.0)	(90.2)	(9.8)	(23.7)	(6.3)	(-)	0.3
	100.0	9.7 (100.0)	(72.1)	(14.0)	(42.6)	(-)	(13.9)	-
	100.0	7.8 (100.0)	(96.5)	(14.6)	(32.7)	(14.7)	(0.1)	-
	100.0	10.7 (100.0)	(84.9)	(41.0)	(27.6)	(15.6)	(-)	-
	100.0	5.0 (100.0)	(97.9)	(46.3)	(92.7)	(44.5)	(-)	2.2
	100.0	5.1 (100.0)	(72.5)	(9.7)	(21.5)	(27.6)	(6.1)	0.0
	100.0	37.0 (100.0)	(86.2)	(16.3)	(19.5)	(8.2)	(1.0)	-
	100.0	15.0 (100.0)	(82.6)	(19.7)	(35.7)	(9.7)	(0.9)	0.1
	100.0	7.3 (100.0)	(80.1)	(15.4)	(38.3)	(3.1)	(0.5)	0.1
【労働組合の有無】 労働組合あり 労働組合なし	100.0	5.4 (100.0)	(89.3)	(17.6)	(36.6)	(16.7)	(3.1)	0.0
	100.0	9.2 (100.0)	(81.2)	(16.8)	(36.3)	(5.4)	(0.7)	0.1
	100.0	20.9 (100.0)	(89.3)	(17.9)	(30.9)	(16.1)	(1.9)	0.0
【介護休業制度の有無】 制度あり 制度なし	100.0	2.3 (100.0)	(83.0)	(16.2)	(49.0)	(9.5)	(3.9)	0.1
	100.0	36.4 (100.0)	(88.2)	(19.2)	(34.9)	(15.6)	(1.6)	0.0
	100.0	1.1 (100.0)	(83.3)	(8.2)	(44.5)	(6.3)	(7.2)	0.1

事業所総数 = 100.0%

第38表 産業、規模及び勤務時間短縮等の措置の導入検討予定別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	実施検討 予定あり	実施検討 予定なし				実施検討 予定なし
			1年以内 に実施予 定	1～3年 以内に実 施予定	未 定	無回答	
計	100.0	21.0(100.0)	(5.1)	(22.6)	(70.0)	(1.7)	79.0
【産業】							
D鉱業	100.0	20.2(100.0)	(12.2)	(28.9)	(58.9)	(-)	79.8
E建設業	100.0	17.3(100.0)	(2.0)	(4.0)	(85.5)	(8.6)	82.7
F製造業	100.0	20.9(100.0)	(3.8)	(22.4)	(73.8)	(0.0)	79.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.6(100.0)	(23.2)	(12.3)	(64.5)	(-)	66.4
H運輸・通信業	100.0	22.0(100.0)	(8.3)	(31.4)	(53.5)	(6.8)	78.0
I卸売・小売業、飲食店	100.0	21.3(100.0)	(7.5)	(23.5)	(69.0)	(-)	78.7
J金融・保険業	100.0	22.5(100.0)	(0.0)	(51.1)	(48.9)	(-)	77.5
K不動産業	100.0	19.0(100.0)	(0.2)	(9.2)	(90.7)	(-)	90.0
Lサービス業	100.0	22.7(100.0)	(4.1)	(23.2)	(71.3)	(1.4)	77.3
【規模】							
500人以上	100.0	28.9(100.0)	(12.1)	(39.0)	(48.8)	(0.1)	71.1
100～499人	100.0	28.9(100.0)	(5.8)	(29.6)	(63.6)	(0.1)	71.1
30～ 99人	100.0	24.5(100.0)	(5.7)	(30.7)	(63.4)	(0.1)	75.5
5～ 29人	100.0	20.2(100.0)	(4.9)	(20.8)	(72.3)	(2.0)	79.8
(再掲) 30人以上	100.0	25.3(100.0)	(5.0)	(30.6)	(63.3)	(0.1)	74.7

勤務時間短縮等の措置がない事業所 = 100.0%

第39表 産業、規模及び再雇用制度の有無、根拠、導入時期別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	制度あり	再雇用制度の導入時期								慣 行	無回答	制度なし
			就業規則 等	昭和49 年度以前	昭和50 ～59年 度	昭和60 ～平成 元年度	平成2 ～3年 度	平成4 ～5年 度	平成6 ～8年 度	無回答			
計	100.0	16.4 (100.0)	{ 27.2 } (100.0)	{ 4.9 }	{ 9.3 }	{ 17.0 }	{ 31.6 }	{ 21.7 }	{ 11.9 }	{ 3.7 }	(72.0)	(0.8)	83.6
【産業】 D 鉱業	100.0	9.2 (100.0)	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	{ - }	(100.0)	(-)	90.8
E 建設業	100.0	8.0 (100.0)	{ 28.1 } (100.0)	{ - }	{ 0.5 }	{ 14.9 }	{ 78.9 }	{ 0.5 }	{ 5.3 }	{ - }	(71.7)	(0.1)	92.0
F 製造業	100.0	15.2 (100.0)	{ 13.9 } (100.0)	{ 4.5 }	{ 7.2 }	{ 19.8 }	{ 9.3 }	{ 28.3 }	{ 23.5 }	{ 7.4 }	(86.0)	(0.1)	84.8
G 電気・ガス・熱供給・ 水道業	100.0	13.8 (100.0)	{ 90.2 } (100.0)	{ - }	{ 3.3 }	{ 12.6 }	{ 66.1 }	{ 12.9 }	{ 3.3 }	{ 1.8 }	(9.8)	(-)	85.4
H 運輸・通信業	100.0	11.7 (100.0)	{ 39.0 } (100.0)	{ 1.5 }	{ 1.6 }	{ 0.1 }	{ 6.7 }	{ 60.6 }	{ 29.5 }	{ - }	(49.5)	(11.5)	88.3
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	21.1 (100.0)	{ 29.6 } (100.0)	{ 0.8 }	{ 16.3 }	{ 21.1 }	{ 40.6 }	{ 10.2 }	{ 10.9 }	{ 0.2 }	(70.1)	(0.3)	78.9
J 金融・保険業	100.0	38.2 (100.0)	{ 54.2 } (100.0)	{ 1.2 }	{ 0.0 }	{ 10.4 }	{ 23.1 }	{ 40.0 }	{ 10.1 }	{ 15.1 }	(45.7)	(0.1)	61.8
K 不動産業	100.0	11.3 (100.0)	{ 22.1 } (100.0)	{ - }	{ - }	{ - }	{ 95.0 }	{ - }	{ 4.4 }	{ 0.6 }	(77.9)	(-)	88.7
L サービス業	100.0	12.6 (100.0)	{ 16.6 } (100.0)	{ 35.7 }	{ 5.7 }	{ 18.9 }	{ 3.3 }	{ 30.1 }	{ 5.5 }	{ 0.8 }	(82.5)	(0.9)	87.4
【規模】 500人以上	100.0	25.7 (100.0)	{ 79.1 } (100.0)	{ 12.3 }	{ 11.3 }	{ 20.4 }	{ 23.5 }	{ 23.7 }	{ 3.5 }	{ 5.2 }	(19.3)	(1.6)	74.3
100～499人	100.0	21.4 (100.0)	{ 55.1 } (100.0)	{ 5.5 }	{ 10.7 }	{ 17.8 }	{ 16.3 }	{ 33.2 }	{ 12.2 }	{ 4.3 }	(43.2)	(0.7)	78.6
30～ 99人	100.0	20.5 (100.0)	{ 40.9 } (100.0)	{ 3.5 }	{ 4.4 }	{ 24.1 }	{ 19.2 }	{ 34.2 }	{ 8.0 }	{ 6.7 }	(58.1)	(1.1)	79.5
5～ 29人	100.0	15.8 (100.0)	{ 23.1 } (100.0)	{ 5.1 }	{ 10.7 }	{ 14.5 }	{ 37.5 }	{ 16.2 }	{ 13.3 }	{ 2.6 }	(76.1)	(0.8)	84.4
(再掲) 30人以上	100.0	20.7 (100.0)	{ 44.5 } (100.0)	{ 4.3 }	{ 6.1 }	{ 22.4 }	{ 18.6 }	{ 33.6 }	{ 8.8 }	{ 6.1 }	(54.5)	(1.0)	79.3

事業所総数 = 100.0%

(注) 導入時期は、再雇用制度の根拠を就業規則等で明文化している事業所を 100.0%としている。

第40表 産業、規模及び家族看護休暇制度の有無、制度の根拠別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	制度あり				制度なし
			就業規則等	慣 行	無回答	
計	100.0	7.6 (100.0)	(18.4)	(81.0)	(0.6)	92.4
【産業】						
D鉱業	100.0	4.6 (100.0)	(3.0)	(97.0)	(-)	95.4
E建設業	100.0	4.3 (100.0)	(2.8)	(97.2)	(-)	95.8
F製造業	100.0	8.2 (100.0)	(16.1)	(81.1)	(2.8)	91.8
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.6 (100.0)	(94.1)	(5.9)	(-)	69.4
H運輸・通信業	100.0	9.1 (100.0)	(62.9)	(37.1)	(-)	90.9
I卸売・小売業、飲食店	100.0	5.7 (100.0)	(4.5)	(95.4)	(0.1)	94.3
J金融・保険業	100.0	4.6 (100.0)	(99.5)	(0.5)	(-)	95.4
K不動産業	100.0	4.9 (100.0)	(48.1)	(51.9)	(-)	95.1
Lサービス業	100.0	11.8 (100.0)	(17.2)	(82.8)	(-)	88.2
【規模】						
500人以上	100.0	15.2 (100.0)	(92.0)	(7.8)	(0.2)	84.8
100～499人	100.0	8.7 (100.0)	(69.2)	(28.5)	(2.3)	91.3
30～ 99人	100.0	8.0 (100.0)	(42.2)	(57.8)	(-)	92.0
5～ 29人	100.0	7.4 (100.0)	(12.4)	(86.9)	(0.6)	92.6
(再掲) 30人以上	100.0	8.2 (100.0)	(48.9)	(50.7)	(0.4)	91.8

事業所総数＝ 100.0％

第41表 産業、規模及び家族看護休暇制度の導入検討予定別事業所割合（5人以上）

（％）

区 分	計	実施検討予定あり					実施検討予定なし	無回答
			1年以内に実施予定	1～3年以内に実施予定	未 定	無回答		
計	100.0	14.5 (100.0)	(2.6)	(19.9)	(77.4)	(0.0)	85.3	0.2
【産業】								
D鉱業	100.0	12.4 (100.0)	(0.6)	(28.6)	(70.8)	(-)	87.6	-
E建設業	100.0	13.1 (100.0)	(0.8)	(1.4)	(97.8)	(0.0)	86.9	-
F製造業	100.0	14.6 (100.0)	(2.4)	(17.2)	(80.5)	(-)	84.8	0.6
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.8 (100.0)	(13.3)	(19.2)	(67.5)	(-)	87.2	-
H運輸・通信業	100.0	15.0 (100.0)	(-)	(37.5)	(62.5)	(-)	85.0	-
I卸売・小売業、飲食店	100.0	12.3 (100.0)	(0.6)	(24.1)	(75.3)	(-)	87.7	0.0
J金融・保険業	100.0	13.7 (100.0)	(0.2)	(11.9)	(87.9)	(-)	84.7	1.6
K不動産業	100.0	8.5 (100.0)	(-)	(4.2)	(95.8)	(-)	91.5	-
Lサービス業	100.0	19.3 (100.0)	(6.5)	(23.2)	(70.3)	(-)	80.7	0.0
【規模】								
500人以上	100.0	8.9 (100.0)	(-)	(16.0)	(83.6)	(0.3)	90.7	0.4
100～499人	100.0	16.0 (100.0)	(3.8)	(18.4)	(77.8)	(-)	83.7	0.3
30～ 99人	100.0	15.4 (100.0)	(2.8)	(14.4)	(82.8)	(-)	84.5	0.0
5～ 29人	100.0	14.3 (100.0)	(2.6)	(20.9)	(76.5)	(-)	85.5	0.2
(再掲) 30人以上	100.0	15.4 (100.0)	(3.0)	(15.1)	(81.9)	(0.0)	84.5	0.1

家族看護休暇制度なしの事業所＝ 100.0％

平成 8 年度女子雇用管理基本調査票

総務庁承認番号 Na 20124
承認期限 平成8年12月31日まで

※ 都道府 県番号	※ 事業所番号	※産業分類	※ 規模番号
		大 中	1 2 3 4

※印欄は記入しないでください。

平成8年度女子雇用管理基本調査 育児・介護休業制度等実施状況調査票

秘

労働省婦人局

この調査は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのまま記入してください。

記入上の注意

- この調査は、特に断りのない限り、該当する番号1つを○で囲んでください。
- この調査は、特に断りのない限り、平成8年7月1日現在の状況について記入してください。
- この調査は、平成8年7月31日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- この調査についてご質問等がありましたら、右記婦人少年室までお問い合わせください。

問い合わせ先

記入者	所属部課	TEL
	氏名	

I 事業所の属性に関する事項

(同一企業であっても、本社、支社、工場等は、それぞれ別個の事業所となります。)

事業所の名称					
事業所の所在地					
事業所の事業の内容 又は主な製品名					
(注) 常用労働者数 (平成8年7月1日現在)	常用労働者総数	うち女性常用労働者数	労働組合の有無	有	1
	人	人	無	無	2

(注) 常用労働者とは、次の者をいいます。

- ア 期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者
- イ 取締役、理事などの役員であっても、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則あるいは同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ウ 上記ア、イの条件に該当する、他企業からの出向者(なお、他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)

II 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(育児休業制度は、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定する子供を育てるためにする休業制度をいい、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間とは別の制度です。)

問1 育児休業制度の規定の有無

制度の規定あり	1
制度の規定なし	2

→問4へお進みください。

- (注) 「制度の規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されているものをいいます。

問2 育児休業制度の内容

(1) 休業期間（子供が何歳になるまで育児休業をすることができますか。）

子が1歳未満	1
子が1歳以上3歳未満	2
子が3歳以上	3

(注) 子供の年齢ではなく、年数で決めている場合等は、子供の年齢に換算してお答えください。

(2) 対象者

制度の対象者としていないかをそれぞれの労働者についてお答えください。

対象者	区分	対象としている	対象としていない
所定労働日数が週2日以下の労働者		1	2
勤続1年未満の労働者		1	2
配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が、常態として子を養育することができる者である労働者		1	2
1年以内に退職することが明らかな労働者		1	2

問3 育児休業中及び育児休業後の労働条件等の取扱い

(1) 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の有無

ア 会社からの金銭支給（雇用保険により支給される育児休業給付は含みません。事業主が労働者負担分の社会保険料を負担する場合は含みます。）

(ア) 子が1歳未満の休業期間中

（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

毎月金銭の支給あり	1	所定内給与額の100%相当額を支給 定 率 2 定 額 3 そ の 他 4	所定内給与額の % 円
見舞金等の支給あり			
金銭の支給なし			

(イ) 子が1歳以上となる休業期間中

（問2(1)で子が1歳以上になるまで育児休業をできると回答した事業所の方はお答えください。）

（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

毎月金銭の支給あり	1	所定内給与額の100%相当額を支給 定 率 2 定 額 3 労働者負担分の社会保険料相当額 4 そ の 他 5	所定内給与額の % 円
見舞金等の支給あり			
金銭の支給なし			

イ 共済会等からの金銭支給

（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

毎月金銭の支給あり	1
見舞金等の支給あり	2
金銭の支給なし	3

(2) 育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

定期昇給時期に昇給する	1
復職後に昇給する	2
休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す	3
定期昇給の制度がない	4

(3) 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

出勤日又は休業期間に応じて支給する	1
出勤日又は休業期間にかかわらず、一定額又は一定率支給する	2
支給しない	3
賞与の制度がない	4

(4) 復職後の賃金の取扱い

休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	1
能力等を考慮して調整するので、休業前の額を下回ることもある	2
その他	3

(5) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

原則として全期間を勤続年数に算入する	1
原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する	2
勤続年数に全く算入しない	3
退職金制度がない	4

(6) 育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

講じている	1	措置の内容 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)
講じていない	2	
休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）		1
職場復帰のための講習		2
その他		3

(7) 復職後の職場・職種

原則として原職復帰する	1
本人の希望を考慮し会社が決定	2
会社の人事管理等の都合により決定	3

問4 育児休業制度の利用者の状況

(1) 出産者数（又は配偶者が出産した者の数）、育児休業者数

平成7年4月1日から平成8年3月31日までの出産者数 (男性の場合は、配偶者が出産した者の数)	女性	人	男性	人
上欄のうち平成8年7月1日までの間に育児休業を開始した者の数 (育児休業開始予定の申出をしている者を含む)	女性	人	男性	人

(2) 代替要員の採用状況

(平成7年4月1日から平成8年7月1日までに育児休業を開始した労働者について、代替要員の採用の有無を人数でお答えください。)

育児休業中の代替要員が採用された育児休業者	人	採用の方法 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)	採用しなかった理由 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)	
育児休業中の代替要員が採用されなかった育児休業者	人			
		臨時的にパート・アルバイト（有期雇用）を採用	1	
		派遣労働者の利用	2	
		元従業員を再雇用	3	
		その他	4	
			人件費のコストが高いため	1
			人員確保が困難であるため	2
			休業者が復職した場合の代替要員の処遇が難しいため	3
			採用する必要がなかった	4
			その他	5

(3) 休業終了後の復職状況（平成7年4月1日から平成8年3月31日までに復職予定だった者について、復職した者及び退職した者の数を記入してください。）

復職した者	女性	人	男性	人
復職予定であったが退職した者	女性	人	男性	人

(4) 利用期間（平成7年4月1日から平成8年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者について記入してください。）

性別	期間	3か月未満	3か月～ 6か月未満	6か月～ 10か月未満	10か月～ 12か月未満	12か月～ 24か月未満	24か月以上
女	性	人	人	人	人	人	人
男	性	人	人	人	人	人	人

(注) 利用期間とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいいます。

2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関する事項

問5 勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の有無（それぞれの制度についてお答えください。）

制度等	区 分	制度あり	制度なし
短時間勤務制度（注1）		1	2
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度		1	2
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		1	2
所定外労働の免除		1	2
事業所内託児施設		1	2
育児に要する経費の援助措置（注2）		1	2

（注1）短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する育児時間は含みません。

（注2）育児に要する経費の援助措置とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(2) 制度の内容（問5(1)で「制度あり」と回答した制度についてお答えください。）

制度等	利用期間等	制度の最長利用期間			平日1日に短縮する時間の長さ（注）			
		子が1歳に達するまで	子が1歳以上3歳に達するまで	子が3歳以上	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上
短時間勤務制度		1	2	3	1	2	3	4
フレックスタイム制度		1	2	3				
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		1	2	3				
所定外労働の免除		1	2	3				
事業所内託児施設		1	2	3				
育児に要する経費の援助措置		1	2	3				

（注）週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。

また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

(3) 制度の利用者数

（平成7年4月1日から平成8年3月31日までの出産者（又は配偶者が出産した者）について、平成8年7月1日までの間に育児のために制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数を記入してください。）

制度等	性 別	女 性	男 性
短時間勤務制度		人	人
フレックスタイム制度		人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人	人
所定外労働の免除		人	人
事業所内託児施設		人	人
育児に要する経費の援助措置		人	人

（注）同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに1人として計上してください。

(4) 利用期間（平成7年4月1日から平成8年3月31日までに制度の利用を終了した者について記入してください。）

制度等	利用期間	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年以上
短時間勤務制度		人	人	人	人	人	人
フレックスタイム制度		人	人	人	人	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人	人	人	人	人	人
所定外労働の免除		人	人	人	人	人	人
事業所内託児施設		人	人	人	人	人	人
育児に要する経費の援助措置		人	人	人	人	人	人

（注）利用期間とは、子の月齢ではなく、実際に制度を利用した期間をいいます。

問6 働きながら子育てをする労働者を援助するその他の制度

問5にある勤務時間短縮等の措置以外に働きながら子育てをする労働者を援助する制度があればお書きください。

会社で

共済会、健保組合等で

Ⅲ 介護休業制度等に関する事項

1 介護休業制度

(介護休業制度は、家族等の介護のために一定期間休業する制度をいい、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。
なお、慣行等で介護のために休業することを認めている場合も「制度あり」としてお答えください。)

問7 介護休業制度の有無、根拠

制度あり1

制度なし2

就業規則等で明文化している1

慣行で休業を認めている2

介護休業制度の実施検討予定

あり1

なし2

制度の導入時期

昭和・平成 年度(注)

1年以内に実施予定1

1～3年以内に実施予定2

未定3

問11にお進みください。

問8 介護休業制度の内容

(1) 対象となる家族の範囲 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)

制限あり1

制限なし2

配偶者

本人の母

子供

配偶者の父

配偶者の母(注)

兄弟姉妹(注)

孫

その他

(注) 配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含まれます。

(2) 最長休業期間

期間の最高限度を決めている1

期間の限度はなく、必要日数取得できる2

3か月未満

3 か 月

3か月を超え1年未満

1 年

1年を超える期間

1

2

3

4

5

(3) 取得回数

制限あり1

制限なし2

同一要介護者につき

同一要介護者の同一疾病につき

その他

1

2

3

回数

回

(4) 介護休業を取得できる労働者の範囲

次の労働者について、介護休業を取得できるかできないかをお答えください。

対象者	区 分	休業できる	休業できない
所定労働日数が週2日以下の労働者		1	2
勤続1年未満の労働者		1	2
3月以内に退職することが明らかな労働者		1	2

問9 介護休業中及び介護休業後の労働条件等の取扱い

(1) 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の有無

ア 会社からの金銭支給（事業主が労働者負担分の社会保険料を負担する場合も含まれます。）

（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

毎月金銭の支給あり	1
見舞金等の支給あり	2
金銭の支給なし	3

所定内給与額の100%相当額を支給	1
定 率	2
定 額	3
労働者負担分の社会保険料相当額	4
そ の 他	5

所定内給与額の %
 円

イ 共済会等からの金銭支給

（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

毎月金銭の支給あり	1
見舞金等の支給あり	2
金銭の支給なし	3

(2) 休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く	1
労働者が毎月支払う（会社に保険料を持参する又は会社の指定した口座に保険料を振込む）	2
会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える	3
そ の 他	4

復職後の返済免除制度の有無

復職後一定期間勤務すれば全額免除される	1
復職後一定期間勤務すれば一部免除される	2
返済は免除されない	3

(3) 介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

定期昇給時期に昇給する	1
復職後に昇給する	2
休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す	3
定期昇給の制度がない	4

(4) 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

出勤日又は休業期間に応じて支給する	1
出勤日又は休業期間にかかわらず、一定額又は一定率支給する	2
支給しない	3
賞与の制度がない	4

(5) 復職後の賃金の取扱い

休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	1
能力等を考慮して調整するので、休業前の額を下回ることもある	2
そ の 他	3

(6) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

原則として全期間を勤続年数に算入する	1
原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する	2
勤続年数に全く算入しない	3
退職金制度がない	4

(7) 介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

講じている	1
講じていない	2

措置の内容
(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）	1
職場復帰のための講習	2
その他	3

(8) 復職後の職場・職種

原則として原職復帰する	1
本人の希望を考慮し会社が決定	2
会社の人事管理等の都合により決定	3

問10 介護休業制度の利用者の状況

(1) 平成5年4月1日から平成8年3月31日までの間に介護休業を開始した者の人数

女性	人
男性	人

(例) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。
ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

(2) 代替要員の採用状況

(平成5年4月1日から平成8年7月1日までに介護休業を開始した労働者について、代替要員の採用の有無を人数でお答えください。)

介護休業中の代替要員が採用された介護休業者	人
介護休業中の代替要員が採用されなかった介護休業者	人

採用の方法
(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

臨時的にパート・アルバイト（有期雇用）を採用	1
派遣労働者の利用	2
元従業員を再雇用	3
その他	4

採用しなかった理由
(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

人件費のコストが高いため	1
人員確保が困難であるため	2
休業者が復職した場合の代替要員の処遇が難しいため	3
採用する必要がなかった	4
その他	5

(3) 休業終了後の復職状況（平成5年4月1日から平成8年3月31日までの間に復職予定だった者で、復職した者及び退職した者の数を記入してください。)

復職した者	女性	人	男性	人
復職予定であったが退職した者	女性	人	男性	人

(4) 利用期間（平成5年4月1日から平成8年3月31日までに介護休業を終了し、復職した者について記入してください。)

性別	期間	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～1年未満	1年以上
女性		人	人	人	人	人	人
男性		人	人	人	人	人	人

2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

問11 勤務時間短縮等の措置の有無

(勤務時間短縮等の措置とは、家族の介護のための措置であって問12に掲げているものをいいます。)

措置あり (例)	1
措置なし	2

制度の導入時期（複数の措置を実施している場合は、そのうち最も早く導入した措置についてお答えください。)

昭和・平成 年度 (例)

(例) 例えば平成7年度とは、平成7年4月1日から、平成8年3月31日までの間をいいます。

(例) 問12に掲げている措置のうちの1つでも実施している場合は、「措置あり」としてお答えください。

勤務時間短縮等の措置の実施検討予定

あり	1
なし	2

問13へお進みください。

1年以内に実施予定	1
1～3年以内に実施予定	2
未定	3

問12 勤務時間短縮等の制度の内容

(1) 制度の形態及び内容（該当する制度すべてについて、その内容をお答えください。）

利用期間等 制 度 等	制 度 の 最 長 利 用 期 間					平日1日に短縮する時間の長さ(注)			
	3か月未満	3か月	3か月を超え1年未満	1年	1年を超える期間	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上
短時間勤務制度（注1）	1	2	3	4	5	1	2	3	4
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5	(注) 週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。 また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。			
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5				
介護に要する経費の援助措置（注2）	1	2	3	4	5				

（注1）短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定するものをいいます。

（注2）介護に要する経費の援助措置とは、労働者がホームヘルパー、家政婦等外部の業者によるサービス等を利用した場合に、その経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がホームヘルパー会社等介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(2) 制度の利用者数

（平成5年4月1日から平成8年3月31日までの間に制度の利用を開始した人数を記入してください。）

制度等	性 別	女 性	男 性
短時間勤務制度		人	人
フレックスタイム制度		人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人	人
介護に要する経費の援助措置		人	人

(注) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。
同一労働者が2つ以上の措置を利用した場合は、それぞれに1人として計上してください。

(3) 利用期間（平成5年4月1日から平成8年3月31日までに制度の利用を終了した者について記入してください。）

制度等	利用期間	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～1年未満	1年～2年未満	2年以上
短時間勤務制度		人	人	人	人	人	人	人
フレックスタイム制度		人	人	人	人	人	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人	人	人	人	人	人	人
介護に要する経費の援助措置		人	人	人	人	人	人	人

問13 働きながら家族の介護を行う労働者を援助するその他の制度

問12にある勤務時間短縮等の措置以外に働きながら家族の介護を行う労働者を援助する制度があればお書きください。

会社で _____ 共済会、健保組合等で _____

IV 再雇用制度に関する事項

（育児、介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度をいい（パートタイム労働者として再雇用された場合を含みます。）、企業グループで実施しているものを含みます。定年後の再雇用は含みません。）

問14 再雇用制度の有無、根拠

制度あり	1	就業規則等で明文化している	1
制度なし	2	慣行で認めている	2

制度の導入時期

昭和・平成 年度(注)

(注) 例えば平成7年度とは、平成7年4月1日から、平成8年3月31日までの間をいいます。

（問15は問14において「制度あり」と回答した事業所のみお答えください。）

問15 再雇用制度の利用状況

平成7年4月1日～平成8年3月31日までに再雇用制度の適用となり、退職した者の数	女性	人	男性	人
平成7年4月1日～平成8年3月31日までに再雇用制度により再雇用された者の数	女性	人	男性	人

V 家族看護休暇制度に関する事項

－Ⅲで聞いた介護休業制度とは別の制度として制度化している場合の制度の内容についてお答えください。－
（家族看護休暇制度は、家族等の短期間の傷病に関してその看護のために1日単位（又は半日・時間単位）の休暇を認める制度（例えば、風邪により発病した子供の看病のために休みを取ることを認める制度）をいい、Ⅲで聞いた介護休業制度や、家族の看護のために労働基準法に規定する年次有給休暇を取得することは除きます。
なお、慣行等で看護のために休暇することを認めている場合も「制度あり」としてお答えください。）

問16 家族看護休業制度の有無、
根拠

制度あり	1
制度なし	2

就業規則等で明文化している

慣行で休暇を認めている

1

2

制度の導入時期

昭和・平成	年度(例)
-------	-------

例) 例えば平成7年度とは、平成7年4月1日から、平成8年3月31日までの間をいいます。

家族看護休暇制度の実施検討予定

あり	1
なし	2

1年以内に実施予定

1～3年以内に実施予定

未定

1

2

3

(問17以下は、問16において「制度あり」と回答した事業所のみお答えください。)

問17 家族看護休暇制度の形態 (注1) (主な形態の番号を1つ○で囲んでください。)

休暇・休職・休業等	1
失効年次有給休暇 (注2)	2
その他	3

(注1) 看護のための休暇を認める形態として、複数の形態がある場合は、主な形態についてお答えください。また、以下の間についても、問17で○で囲んだ形態の制度についてお答えください。さらに、正社員と臨時社員等で制度等の内容が異なる場合は、正社員に適用される制度についてお答えください。

(注2) 「失効年次有給休暇」とは、有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを看護のために取得することを認めるものです。

問18 家族看護休暇制度の内容

(1) 対象となる要看護者の範囲 (該当する番号すべてを○で囲んでください。)

制限あり	1
制限なし	2

子供

配偶者

父母

配偶者の父母

祖父母

兄弟姉妹

孫

その他の親族

1

2

3

4

5

6

7

8

(2) 休暇日数 (休暇日数について制限を設けている場合、該当する番号を○で囲み、その日数をお答えください。)

制限あり	1
制限なし	2

1年間につき

同一要看護者につき

失効年次有給休暇で

在職中につき

勤続年数により

その他

1

2

3

4

5

6

日数

1～10日	11日～1か月	1か月を超える期間	その他
1	2	3	4

差し支えなければ、内容についてご記入下さい。

問19 家族看護休暇制度の利用状況

(平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に家族看護休暇を取得した者について、利用者の有無、利用期間をお答えください。)

利用期間

利用者あり	1
利用者なし	2

性別

期間

1日～3日

4日～6日

7日～10日

11日～30日

30日を超える期間

女性

男性

人

人

人

人

人

人

人

人

例) 同一労働者の場合、期間内に利用した合計日数で記入してください。

— お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。 —
- 9 -